

『明実録』の琉球史料（二）



『明実録』の琉球史料(二)

目次

はじめに	1
凡例	6
参考文献	8
原文篇	
英宗実録	宣徳十年(一四三五)―正統十四年(一四四九)……………13
正統十四年(一四四九)―景泰七年(一四五六)……………17	
天順元年(一四五七)―天順七年(一四六三)……………20	
憲宗実録	天順八年(一四六四)―成化二十二年(一四八六)……………22
孝宗実録	成化二十三年(一四八七)―弘治十七年(一五〇四)……………27
武宗実録	弘治十八年(一五〇五)―正徳十五年(一五二〇)……………30
世宗実録	嘉靖元年(一五二二)―嘉靖四十四年(一五六五)……………32
訳文篇	
英宗実録	……………41
憲宗実録	……………53
孝宗実録	……………59
武宗実録	……………63
世宗実録	……………65

注  
积  
篇

英宗実録	.....	75
憲宗実録	.....	98
孝宗実録	.....	108
武宗実録	.....	115
世宗実録	.....	117

## 『明実録』の琉球史料(二)

和田久徳・池谷望子  
内田晶子・高瀬恭子

はじめに

今回の『明実録』の琉球史料(二)は、十五世紀前半の英宗から、十六世紀後半の世宗まで、ほぼ百二十年間の記事を扱っている。この間の琉球国王は、尚巴志・尚忠・尚思達・尚金福・尚泰久・尚徳・尚円・尚真・尚清・尚元の十人である。記事の全項目は二百余に及ぶが、その大半は通常の進貢や謝恩・慶賀の進貢で、加えて、補貢を請うもの、<sup>(1)</sup>国子監への入学を請うもの、<sup>(2)</sup>官生への頒賜を記すもの、<sup>(3)</sup>官生の帰国を請うもの<sup>(4)</sup>などがある。

ここでは、それ以外の記事について、内容を大まかにまとめた上で若干の説明を行いたい。

洪武・永楽・宣徳期に、琉球は一年一貢、時には一年に数回の進貢を行ったが、成化十一年(一四七五)には二年一貢を命じられた。<sup>(5)</sup>これに対し、尚円・尚真是旧制に戻してほしいむね

の請願を四回も行っている。<sup>(6)</sup>その結果、正徳二年(一五〇七)には一年一貢が許されたが、<sup>(7)</sup>嘉靖元年(一五二二)には再び二年一貢となった。<sup>(8)</sup>琉球に対し二年一貢を定めた理由として明側があげているのは、蔡璟の禁を犯しての蟒龍羅衣の縫製<sup>(9)</sup>、成化十年(一四七四)の進貢使の、福建における殺人放火事件<sup>(10)</sup>であるが、このほかに琉球人の不祥事として記載されているものに、会同館門外での西蕃の進貢使との間の暴力事件、<sup>(11)</sup>福建の武官への贈賄、<sup>(12)</sup>中央の文官への贈賄<sup>(13)</sup>がある。

また、祖が福建の出身であると称して、死んだ父母に封贈を請い却下された記事や、<sup>(14)</sup>進貢に来たまま中国に定住して中には正式に戸籍に登録されている者があると報告している記事<sup>(15)</sup>がある。この事例は、琉球に渡来した閩人が、実際上もまた意識の上でも中国と結ばれ続けていることを示すものであろう。

一方、明側の琉球進貢使に対する処遇の変更は、次の項目に見ることができる。赴京の人数について、成化十八年(一四八

(二)に、従来、四、五十人から六、七十人だったものを、五、七人から十五人までとする<sup>(16)</sup>、とあり、弘治三年(一四九〇)には、近ごろ二十五人が赴京しているが、五人を増す<sup>(17)</sup>、とある。会同館において従来、琉球と朝鮮のみは出入りに制限が無かったのが、他国なみに五日に一回とされたほか、館で商売する中国商人が限定されたのは弘治十四年(一五〇一)で、嘉靖十三年(一五三四)に外出制限のみは廃止された<sup>(19)</sup>。進貢使に随行する通事が廃止されたのは弘治十一年(一四九八)である<sup>(20)</sup>。

福建における進貢使節団に対する食糧供給の具体的事例や、浙江から貢期でない入貢をした際の処遇の例もみられる。興味深いのは弘治十四年(一五〇一)の記事である。琉球人が附搭貨を売却して希望の商品を購入しようとする際に、福建布政司の官や市舶太監などが中国商人と結んで、銀を無理貸したりマージンを取ったりしている実態がうかがえる<sup>(23)</sup>。海禁下にかかわらず、中国商人が琉球まで商売に赴いていたことを示す三つの実例も記されている<sup>(24)</sup>。

海船の賜与は正統四年(一五〇九)・正統九年にみられるが、以後は自費による建造や修理・購入となる。建造は景泰元年(一四五〇)から嘉靖十九年(一五四〇)までに五回<sup>(26)</sup>、修理は二回<sup>(27)</sup>みられる。購入は嘉靖三十四年(一五五五)が初出で、嘉靖三十七年には、以後毎年奏請せずに入購することが許されている<sup>(29)</sup>。一方、造船が許可されなかったり<sup>(30)</sup>、工部の奏請で賜与が許され

たにもかかわらず、福建の官が命に従わなかった記事<sup>(31)</sup>がある。

琉球船の遭難には、爪哇に行く途中、マストが折れて福建に入港し、修理を許されて帰国した例<sup>(32)</sup>や、マラッカへの途次に船が転覆し、海南島に百五十余人が漂着した例<sup>(33)</sup>、進貢船が広州に漂着した例<sup>(34)</sup>があり、あとの二例の人々は福建に送られ、進貢船に同乗して帰国した。占城に漂着した琉球人が、占城の安南攻撃に使役されたと安南王が述べている珍しい事例<sup>(35)</sup>もみられる。

冊封については、すべての国王に冊封使派遣の記事があるが、冊封の詔・勅を記すのは、尚忠<sup>(36)</sup>・尚思達<sup>(37)</sup>・尚泰久<sup>(38)</sup>・尚徳の四人で、尚忠・尚思達あては『歴代宝案』にもないものである。結状を添えて請封しているのは、実際にはそれより遡る可能性はあるが、文献としては嘉靖十一年(一五三二)の尚清<sup>(40)</sup>が初見である。

冊封使に対する宴金は、尚忠の冊封使余忭が独断で受領して罰せられたため<sup>(41)</sup>、以後皇帝に上聞した。皇帝が受領させたものに尚真の冊封使董旻らと尚清の冊封使陳侃ら<sup>(43)</sup>があり、受領させなかったものに尚元の冊封使郭汝霖らがある<sup>(44)</sup>。単に、琉球よりの品を皇帝に献上したことを記すのが尚円の冊封使韓文の場合<sup>(45)</sup>である。

ほかに、陳侃が『使琉球録』を史館に収めるよう願った記事<sup>(46)</sup>や、冊封使への冠服賜与の実際を示す成化七年(一四七二)の

(47) 例がある。世子の命を受けたと称する蔡廷会が、冊封使をわずらわさず自ら詔冊を持ち帰ることを申し出たのは嘉靖三十九年(一五五八)のことである。(48)

このほかの記事をいくつかあげると、正統二年(一四三七)には冠服を自国で製することが許され、大統暦も新年に間に合うよう福建で給与されることとなり、(49)のちには賜わった絹で他の物を買うことが許された。(50)しかし銅銭の給賜だけは許可されなかった。(51)

また、倭寇による捕虜や漂流の中国人を返還して、多大の賞賜を得た記事がある。(52)

琉球が明と日本との仲介をする記事もある。嘉靖四年(一五二五)には、寧波の乱を起こした宗設らを中国に引き渡すよう命ずる勅を日本に転諭することが求められた。(53)嘉靖九年には、その回答にあたる足利義晴の表文を託された結果、再び日本への転諭を命じられた。(54)嘉靖三十九年には、倭寇鎮圧に関する転諭の記事がある。(55)

一九七〇年代はじめに和田久徳によって『明実録』中の琉球記事が紹介されて以来、琉球中世史研究において『明実録』は大いに活用されるようになった。しかしここで今一度『明実録』の史料的性格を明らかにしておく必要があると思われる。

まずその同時代性にすぐれて大きな特徴があるのはいうまでもなく、その原資料に、起居注のほかに当時の官公署の文書などが用いられていることは重要である。

一方で、利用に際しては以下の点に充分に留意する必要がある。琉球の場合に即していえば、原資料となる文書は主に琉球国や福建の地方官などから中央への公式報告である。報告にふさわしくない事実は省かれたり、曖昧にされたり、場合によっては改変されたりすることがある。

さきあげた進貢に來た琉球人が中国に定着したとする記事や、福建の官憲による中国商人と結託しての琉球人収奪の記事は、そうした一種の改変や婉曲的表現を用いた例といえる。『歴代宝案』の「一八〇七」はその特徴的な例である。王銀詐取事件に福建の官憲が関わっていることを指摘し訴える咨文であるが、婉曲の度が過ぎて、現代ではほとんど意味がくみとれなほほどである。

こうした公式報告が中央の官によって、皇帝一代の残すべき記録として整理されたのが『明実録』なのである。ありのままの事実が素朴に綴られたものではない。琉球国における三山統一のことが『明実録』にないのは、こうした事情によるものであり、第一尚氏から第二尚氏への王統の交替も、書式のととのった公式文書さえ存在すれば、(56)事実関係を問う必要はなく、通常の嗣位として扱われている。その点で注目すべき記事に、布

里と志魯の乱に関する尚泰久の上奏がある。<sup>(57)</sup> この条はそのまま琉球の史書に引用され、史実として定着しているが、こうした『明実録』の特性をふまえ、条文を注意深く読めば、異なる解釈が可能となる。

『明実録』はまた、厩大な記録を扱う故に、特に問題のない場合は、記述が簡略化、定形化される特性を持っている。進貢記事もそうであって、今一つの同時代史料『歴代宝案』とつき合わせて得られる収穫は大きく、それは他の記事に関しても同様である。我々は注において、関連する『歴代宝案』の記事の紹介に努めたが、この小冊子が『明実録』と『歴代宝案』とを有機的に読み解き、より正確な歴史像を得るための一つの媒介となることを希望するものである。

(高瀬記)

注

- (1) 孝宗 (一九) 弘治十七年
- (2) 憲宗 (三九) 成化十八年・武宗 (七) 正徳五年・世宗 (三〇) 嘉靖二十九年
- (3) 世宗 (七) 嘉靖五年
- (4) 憲宗 (四四) 成化二十二年・世宗 (九) 嘉靖九年・世宗 (二四)

嘉靖二十二年・世宗 (三三) 嘉靖三十四年

- (5) 憲宗 (二四) 成化十一年
- (6) 憲宗 (二九) 成化十三年・憲宗 (三三) 成化十四年・憲宗 (三七) 成化十六年・憲宗 (四〇) 成化十八年
- (7) 武宗 (二) 正徳二年
- (8) 世宗 (二) 嘉靖元年
- (9) 憲宗 (一五) 成化七年
- (10) 憲宗 (二四) 成化十一年
- (11) 英宗 (四七) 正統十三年
- (12) 憲宗 (一一) 成化六年
- (13) 世宗 (二七) 嘉靖二十六年
- (14) 憲宗 (八) 成化五年
- (15) 憲宗 (二〇) 成化八年
- (16) 憲宗 (四二) 成化十八年
- (17) 孝宗 (七) 弘治三年
- (18) 孝宗 (一四) 弘治十四年
- (19) 世宗 (一四) 嘉靖十三年
- (20) 孝宗 (一一) 弘治十一年
- (21) 英宗 (二〇) 正統四年
- (22) 孝宗 (二) 弘治元年・孝宗 (三) 弘治元年
- (23) 孝宗 (一五) 弘治十四年
- (24) 英宗 (二六) 正統三年・英宗 (六四) 景泰三年・世宗 (二二)

嘉靖二十一年

- (25) 英宗 (一九) 正統四年・英宗 (三二) 正統九年
- (26) 英宗 (五六) 景泰元年・憲宗 (四三) 成化二十年・孝宗 (二七) 弘治十五年・武宗 (四) 正德二年・世宗 (二〇) 嘉靖十九年
- (27) 英宗 (七四) 景泰六年・憲宗 (二二) 成化九年
- (28) 世宗 (三二) 嘉靖三十四年
- (29) 世宗 (三六) 嘉靖三十七年
- (30) 英宗 (五八) 景泰二年
- (31) 英宗 (三九) 正統十一年
- (32) 英宗 (二四) 正統六年
- (33) 孝宗 (一八) 弘治十六年
- (34) 憲宗 (九) 成化五年
- (35) 憲宗 (三〇) 成化十四年
- (36) 英宗 (二六) 正統七年
- (37) 英宗 (四四) 正統十二年
- (38) 英宗 (七五) 景泰六年
- (39) 英宗 (九〇) 天順六年
- (40) 世宗 (一一) 嘉靖十一年
- (41) 英宗 (三四) 正統九年
- (42) 憲宗 (三五) 成化十六年
- (43) 世宗 (一七) 嘉靖十四年
- (44) 世宗 (四二) 嘉靖四十一年
- (45) 孝宗 (二二) 弘治十二年
- (46) 世宗 (二六) 嘉靖十四年
- (47) 憲宗 (二七) 成化七年
- (48) 世宗 (四〇) 嘉靖三十九年
- (49) 英宗 (一二) 正統二年
- (50) 英宗 (五二) 正統十四年
- (51) 英宗 (八四) 天順三年・憲宗 (二二) 成化十年
- (52) 世宗 (三六) 嘉靖三十七年・世宗 (四四) 嘉靖四十二年・世宗 (四六) 嘉靖四十四年
- (53) 世宗 (六) 嘉靖四年
- (54) 世宗 (九) 嘉靖九年
- (55) 世宗 (三九) 嘉靖三十九年
- (56) 憲宗 (一三) 成化七年
- (57) 英宗 (七〇) 景泰五年

## 凡例

### 原文篇

一、本篇は台北の中央研究院歴史語言研究所によって影印公刊された『国立北平図書館蔵紅格明実録鈔本』について、英宗から世宗までの実録のうち、琉球に関する記事を抄出し編纂したものである。

一、編次は各朝実録によって年代順にし、抄出した記事には、各朝ごとに頭番号を付した。各実録に存する巻数は記さずに省いた。

一、抄録にあたっては原本の体裁内容を存することを原則としたが、下記の改変を行なった。

① 明らかかな誤字・脱字・衍字の類は、影印本付録の『明実録校勘記』によって訂正した。訂正した字句には、その右傍に○印を付した。『明実録校勘記』に記載のない場合でも、訂すべきと考えられる字句には、右傍の（ ）内にその意を注記した。

② 異体字・俗字・略字の多くは、正字あるいは通用の字体に改めた。誤解のおそれがない場合は、印刷の便宜上、原本

の正字などにかえて略字体を使用したこともある。また同義の字は通用の字体に統一した場合がある。

(例 姪↓姪、鞞↓靴、裡↓裏、襪↓鞵)

③ 敬避のための空格の類は、これをやめて普通の記載とした。

④ 採録した記事の中で、琉球と直接には関係のない内容の部分は、これを省略した場合がある。省略した部分は点線符号で示した。

⑤ 記事の係わる年月・干支について、初出の年次の下の（ ）内に西暦年数を示し、干支の下の（ ）内には当該月の日数を示した。ただし同一年次であってもその年末などにおいて西暦が変る場合があるが、それについてはふれず、一律に示している。

⑥ 各記事には句読点を施した。

### 訳文篇

訳文は次の通りとした。

① いわゆる読み下し文とする。

② 現代仮名遣いを用いる。

③ 原文の漢字はなるべく残す。

④ 異体字・俗字などは原則として正字（常用漢字を含む）あ

- るいは通用の字体に改め、同義の字は通用の字体に統一した場合がある(例 賚・賚↓齎、敕・勅↓勅、舡↓船)。
- ⑤ 明らかな誤用は注記せずに正しい字に改めた場合がある  
(例 瓜哇↓爪哇)。

## 注 釈 篇

注釈は次の通りとした。

- ① 各朝実録ごとに注番号を付す。
- ② 同一語・同一事項は注として再記しない。
- ③ 訳注全般に参照した辞書・文献は以下の通りである。これらについては個別に出典を注記しない。ただし必要な場合には( )内に示した略称によつて注記する。なお個々に参照した研究書・論文等については当該の個所に記すにとどめる。

参考文献

( ) 内は略称

中華書局本 一九八七年

諸橋轍次著『大漢和辞典』 大修館書店 一九八四年修訂版

中文大辞典編纂委員会編『中文大辞典』 台北 中国文化大学

出版部 一九七三年

漢語大詞典編輯委員会漢語大詞典編纂処編『漢語大詞典』 漢

語大詞典出版社 一九八五—一九八四年

愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』 大修館書店

一九八六年増訂版

『アジア歴史事典』 平凡社 一九五九—一九六二年

『沖繩大百科事典』 沖繩タイムス社 一九八三年(『大百科』)

譚其驥主編『中国歴史地図集 第七冊 元・明時期』 上海

地図出版社 一九八二年

『福建省地図冊』 福建省地図出版社 一九九〇年

臧励蘇等編『中国古今地名大辞典』 商務印書館 一九三一年

青山定雄著『読史方輿紀要索引中国歴代地名要覧』 一九三三

年 省心書房影印本 一九七四年

国立中央図書館編『明人傳記資料索引』 台北 文史哲出版社

一九六五—一九六六年(『明人伝記』)

田継綜編『八十九種明代伝記綜合引得』 一九三五年 北京

『歴代宝案 校訂本』第一・二冊 沖繩県教育委員会 一九九

二年(『宝案』)。なお『明実録』と関連する記事はすべて第

一集にあるので、引用にあたっては第一集を省略し、例えば

一卷一号文書の場合は(〇一〇一)とする。

『歴代宝案 訳注本』第一・二冊 沖繩県教育委員会 一九九

四年、九七年(『宝案 訳注本』)

李東陽等修『大明会典』 正徳四年(一五〇九)刊 汲古書院

影印本 一九八九年(『正徳会典』)

申時行等修『大明会典』 万曆十五年(一五八七)刊 北京

中華書局活字本 一九八八年(『万曆会典』)

張廷玉等撰『明史』 北京 中華書局標点本 一九七四年

和田清編『明史食貨志譯註』 東洋文庫 一九五七年

陳侃『使琉球録』 嘉靖十三年(一五三四)自序 国立北平図

書館善本叢書第一集 嘉靖間原刊本影印

郭汝霖『使琉球録』 嘉靖四十年(一五六一)自序 アメリカ

議会図書館蔵本

蕭崇業『使琉球録』 万曆七年(一五七九)自序 台湾 学生

書局 一九六九年

夏子陽『使琉球録』 万曆三十四年(一六〇六)自序 台湾

学生書局 一九六九年

胡靖『杜天使冊封琉球真記奇観』 崇禎年間 『那覇市史 資

料篇第一卷三 冊封使錄關係資料』 一九七七年

汪楫『中山沿革志』 康熙二十三年（一六八四）自序（東洋文

庫藏『勅撰奉使錄』所收）

高岐『福建市舶提舉司志』 嘉靖三十四年（一五五五）後序

民國二十八年刊

黃仲昭等『八閩通志』 弘治四年（一四九二） 福建人民出版社

社 校点本 一九九〇年

林嫌等纂修『福州府志』 万曆二十四年（二五九六） 北京

書目文獻出版社 日本藏中国罕見地方志叢刊 一九九〇年

（『万曆福州府志』）

何喬遠等『閩書』 崇禎四年（一六三一） 福建人民出版社

校点本 一九九四年

謝道承等纂修『福建通志』 乾隆二年（一七三七） 江蘇広陵

古籍刻印本 一九八九年（『乾隆福建通志』）

魯曾煜等纂修『福州府志』 乾隆十九年（二七五四） 台北

成文出版社 中国方志叢書七十二号 一九六七年（『乾隆福州

府志』）

陳寿祺等纂修『福建通志』 同治十年（一八七一） 台北 華

文書局 中国省志彙編之九 一九六八年（『同治福建通志』）

趙汝适『諸蕃志』 宝慶元年（一二二五）自序（馮承鈞『諸蕃志

校注』 一九四〇年、台湾 商務印書館 一九七〇年）

汪大淵『島夷誌略』 至正九年（一三四九）撰（蘇繼頤『島夷誌

略校釈』北京 中華書局 一九八一年）

陳誠『西域行程記』『西域番国志』 永樂十三年（一四一五）頃

（周連寬校注『西域行程記』『西域番国志』北京 中華書局

一九九一年）

馬欽『瀛涯勝覽』 永樂十四年（一四一六）自序 景泰二年（一

四五二）加筆（馮承鈞『瀛涯勝覽校注』 一九三五年、北京

中華書局 一九五五年）

鞏珍『西洋番国志』 宣德九年（一四三四）自序（向達校注『西

洋番国志』北京 中華書局 一九六一年）

費信『星槎勝覽』 正統元年（一四三六）自序（馮承鈞『星槎勝

覽校注』 一九三八年、北京 中華書局 一九五四年）

李賢等撰『大明一統志』 天順五年（一四六一）刊（西安 三秦

出版社 司禮監官刻初印本影印 一九九〇年）

黃省曾『西洋朝貢典錄』 正德十五年（一五二〇）自序（謝方校

注『西洋朝貢典錄』北京 中華書局 一九八二年）

黃衷『海語』 嘉靖十五年（一五三六）自序（台湾 學生書局

嶺南遺書本影印 一九七五年）

嚴從簡『殊域周咨錄』 万曆二年（一五七四）自序（余思黎点校

『殊域周咨錄』北京 中華書局 一九九三年）

羅日駉『咸賓錄』 万曆十九年（一五九二）序

張燮『東西洋考』 万曆四十六年（一六一八）序（謝方点校『東

西洋考』北京 中華書局 一九八一年）

茅元儀『武備志』卷二四〇「鄭和航海図」天啓元年（一六二一）

記』

自序（向達整理『鄭和航海図』北京 中華書局 一九六一年）

『那霸市史 資料篇第一卷五・六・七・八 家譜資料（一）

茅瑞徵『皇明象胥錄』崇禎二年（一六二九）序

（二）（三）（四）』一九七六年—八三年『家譜（一）（二）

何喬遠『名山藏』崇禎十三年（一六四〇）序

（三）（四）』

『朝鮮王朝実録』韓國国史編纂委員會 一九五五—五八年（太

白山史庫本）

日本史料集成編纂會編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集

成 李朝実録之部』（国書刊行会 昭和五十一年以後 既刊

十一冊）

『訓読吏文 附吏文輯覽』国書刊行会 昭和五十年（『訓読吏

文』）

向象賢『中山世鑑』順治七年（一六五〇） 琉球史料叢書五

井上書房復刻版 一九六二年（『世鑑』）

蔡鐸『中山世譜』康熙四十年（一七〇一） 沖縄県教育委員会

『蔡鐸本中山世譜』一九七三年（『蔡鐸本世譜』）

蔡温『中山世譜』雍正三年（一七二五） 琉球史料叢書四（『蔡

温本世譜』）

鄭秉哲『球陽』乾隆十年（一七四五） 球陽研究会編『球陽・

原文編』角川書店 一九七四年

『琉球国由来記』康熙五十二年（一七二三） 琉球史料叢書一

・二（『由来記』）

『琉球国旧記』雍正九年（一七三一） 琉球史料叢書三（『旧

原  
文  
篇



英宗實錄

- (一) 宣德十年（一四三五）正月庚寅（十八日） 琉球國中山王尚巴志、遣通事李敬、四川石柱宣撫司土官、遣把事尚添林、并嘉河等衛指揮僉事革禿等、俱來朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣等物有差。
- (二) 宣德十年二月戊辰（二十六日） 琉球國中山王尚巴志、遣使臣南米結制等、奉表謝恩、貢方物。賜宴并綵幣等物。
- (三) 正統元年（一四三六）正月戊辰（二日） 琉球國中山王尚巴志、遣使者伍是堅等、來朝、貢馬及方物。賜宴並綵幣等物有差。
- (四) 正統元年正月丙子（十日） 以大統曆、頒賜琉球國中山王尚巴志。付其使臣伍是堅齋回。
- (五) 正統元年二月戊戌（二日） 勅諭琉球國中山王尚巴志。日本國王源義教曰、我國家統有天下、薄海內外、罔不臣服。列聖相承、無間遠邇、一視同仁。爾爲國東藩、世修職貢、益永益虔。王遣使來朝、獻馬及方物。禮意勤至。朕嗣承祖宗大寶、期與四海羣生、同樂雍熙。矧王篤於事大、良可嘉尚。使者還、特賜王及王妃白金・綵幣、以答遠意。王其欽崇天道、仁恤有民、永保蕃邦、以副朕望。
- (六) 正統元年二月丁巳（二十一日） 琉球國中山王尚巴志、遣陪臣程安等、并海西女直那木・塔山等衛賽罕等、俱來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣等物有差。
- (七) 正統元年三月丁卯（一日） 琉球國使臣漫泰來結制等言、初到福建時、止具國王進貢方物、以聞。有各人附齎海螺殼九十・海巴五萬八千、一時失於自陳。有司以爲漏報之數、悉送入官、因乏齋裝。懇乞給價。上命行在禮部、悉如例給之。
- (八) 正統元年四月甲子（二十八日） 琉球國中山王尚巴志、遣使來朝、貢馬及方物。賜宴並賜綵幣等物有差。
- (九) 正統元年七月辛酉（二十八日） 琉球國中山王尚巴志、遣長史梁求保等、爪哇國王楊惟西沙、遣使臣亞烈高乃生等、俱來朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣等物有差。
- (一〇) 正統二年（一四三七）二月壬申（十二日） 浙江市舶提舉司提舉王聰奏、琉球國中山王、遣使朝貢。其所載海巴・螺殼、亦宜具數入官。上謂禮部臣曰、海巴・螺殼、夷人資以貨殖。取之奚用。其悉還之、仍著爲令。
- (一一) 正統二年五月丁酉（八日） 琉球國中山王尚巴志、遣陪臣義魯結制等、貢馬及方物。賜宴并綵幣表裏等物。
- (一二) 正統二年六月癸亥（五日） 琉球國中山王尚巴志奏、本國各官冠服、皆國初所賜、年久朽弊。乞賜新者。又奏、本國遵奉正朔。而海道險阻、受曆之使、或半載一載方返。

事下行在禮部、覆奏。上以、冠服可令本國依原降者造用。

大統曆其命福建布政司、給與之。

(二) 正統二年六月甲子(六日) 行在禮部奏、琉球國貢馬矮小。宜咨本國、令選高大者、以充後貢。上以、遠人慕義入貢、不必計物優劣。其聽其自貢。

(三) 正統三年(一四三八)二月己卯(二十五日) 琉球國中  
山王尚巴志、遣長史梁求保、暹羅國王悉里麻哈賴、遣副使羅漸信等、各奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并賜襲衣・綵幣等物有差。

(四) 正統三年八月甲戌(二十二日) 朝鮮國王李禔、遣使臣洪汝方、琉球國中山王尚巴志、遣使臣義魯結制等、各齎表文來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣等物有差。

(五) 正統三年十月壬子(一日) 福建按察司副使楊勳、鞠龍溪縣民、私往琉球國販貨。例當械至京、勳擅發遣。都察院劾。勳逮下獄、坐贖罪、還職。上曰、勳不諳憲體。其送吏部改用。

(六) 正統四年(一四三九)三月戊午(十日) 榜葛刺國、遣使臣那定、滿刺加國、遣使臣末加者刺叱滿達利、琉球國、遣使臣梁求保、泰寧等衛、遣指揮克列阿歹等、俱來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣等物有差。

(七) 正統四年七月壬戌(十六日) 朝鮮國王李禔、遣陪臣閔義生、琉球國中山王尚巴志、遣使者阿普禮是等、齎表來

朝、貢馬及方物。賜宴并賜織金襲衣・綵幣等物有差。

(八) 正統四年七月甲戌(二十八日) 琉球國中山王尚巴志奏、

本國自洪武迄今、恭事朝廷、數荷列聖憫念、給賜海舟載運。近使者巴魯等、貢方物赴京、舟爲海風所壞。緣小邦物料工力俱少、不能成舟、乞賜一海舟、付巴魯等領回、以供往來朝貢。事下行在禮部、覆奏、謂即今節省冗費、以甦民力。若復造舟、不免勞擾軍民。上命福建三司、於見存海舟內、擇一以賜、如無、則以其所壞者、修葺與之。

(九) 正統四年八月庚寅(十五日) 巡按福建監察御史成規言、琉球國往來使臣、俱於福州停住。館穀之需、所費不貲。比者、通事林惠・鄭長所帶番梢・人從二百餘人、除日給廩米之外、其茶・鹽・醢・醬等物、出於里甲、相沿已有常例。乃故行刁蹬、勒折銅錢。及今、未半年、已用銅錢七十九萬六千九百有餘、按數取足。稍或稽緩、輒肆詈毆。雖蠻夷之人不足與較、而憑陵之風、漸不可長。已行福州等府縣、止將例該供給之物、按日支與、不許私以銅錢准當。但煩瑣多端、終非久計。乞令該部定議、於人支日廩之外、量加少許、聽令自辦。其林惠等、不能禁戢、坐視紛紜。請執治之、以肅衷情。事下行在禮部、以爲、於例止日給廩米。凡一切之費、宜悉罷之。其通事人員、不行禁戢。請治其罪。上以、遠人姑示優容、但令移文戒諭之。如果不悛、必治不宥。

(二) 正統四年九月己酉 (四日) 琉球國、遣使臣李敬、占城

國、遣使臣逋沙怕濟閣、并牙魯衛女直指揮阿省哥·愛和衛女直指揮己失·兀者衛野人女直舍人阿的納·督罕河衛女直指揮滿古·亦文山衛女直指揮幹欒哥·納刺吉河衛頭目賽因加·兀賴忽衛頭目色路合·兀魯罕河衛舍人土申加阿·眞河衛舍人省失·嘔罕河衛指揮阿都赤等、俱來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣等物有差。

(三) 正統五年 (一四四〇) 二月甲午 (二十一日) 琉球國中

山王尚巴志、遣長史梁求保等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣等物有差。

(三) 正統五年三月庚午 (二十八日) 琉球國中山王尚巴志、

遣使步馬結制等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣等物有差。

(四) 正統六年 (一四四一) 閏十一月己丑 (二十六日) 巡按

福建監察御史鄭顥等奏、琉球國通事沈志良·使者阿普斯古、駕船載盜器等物、往爪哇國、買胡椒·蘇木等物、至東影山、遭風桅折、進港修理、妄稱進貢。今已拘收人船、將前項物貨并護船器械、發福州府大儲庫、收頓聽候。上曰、遠人宜加撫綏。況遇險失所。尤可矜憐。其悉以原收器物給之、聽自備物料修船、完日、催促起程、回還本國。

(五) 正統七年 (一四四二) 正月己丑 (二十七日) 琉球國中

山王尚巴志薨。其子尚忠、遣長史梁求保等、來朝、貢馬

及方物、乞嗣位。

(六) 正統七年三月壬午 (二十一日) 詔琉球國曰、昔我祖宗、

恭天明命、君主天下。無間遠爾、(運力)一視同仁。海外諸國、咸建君長、以統其衆。朕承大寶、祇奉成憲、用圖永寧。故琉球國中山王尚巴志、爰自先朝、恭事朝廷、勤修職貢、始終如一。既茲云亡。宜有承繼。其世子尚忠、敦厚恭慎、克類前人、上能事大、下能保民。今遣正使給事中余忭·副使行人劉遜、齎勅、封尚忠爲琉球國中山王、以主國事。爾大小頭目人等、其欽承朕命、盡心輔翼、惇行善道。俾

凡國人咸樂太平、庶副朕仁覆蒼生之意。并勅尚忠曰、爾遣長史梁求保、奏爾父王尚巴志亡歿。良深悼念。特遣使、命爾爲琉球國中山王、以主國事。爾宜篤紹爾父之志。益堅事上之誠、敬守臣節、恭修職貢、善撫國人、和睦鄰境、庶幾永享太平之福。仍賜忠并妃皮弁冠服·金織羅襲衣及金織綵段·羅·布等物。

(七) 正統七年四月丁酉 (七日) 琉球國中山王世子尚忠、遣

使臣達福期等、進表貢馬及方物。賜宴并賜綵幣等物有差。

(八) 正統七年七月丙子 (十八日) 琉球國中山王世子尚忠、

遣使吉且坦等、來朝貢馬。賜宴并賜綵段表裏·布有差。

(九) 正統七年十二月甲寅 (二十八日) 琉球國、遣使臣明泰

等、捧表慶賀、貢方物。賜宴并賜綵幣等物有差。

(三〇) 正統九年 (一四四四) 二月庚戌 (三十日) 琉球國中山

王尚忠、遣使臣梁求保、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并紵絲襲衣・綵幣有差。

(三) 正統九年四月丁酉(十八日) 琉球國王尚忠、遣陪臣梁回等、來朝、貢方物。賜宴并綵幣等物有差。

(三) 正統九年五月戊午(九日) 琉球國使臣梁回、進貢還、奏、乞一海船、以便歲時朝貢。從之。

(三) 正統九年五月乙巳(二十日) 琉球國王尚忠、遣通事蔡讓等、占城國王摩訶賁該、遣使臣芙留該等、俱來朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣等物有差。

(三) 正統九年六月己卯(一日) 禮科給事中余忭・行人劉遜、奉使琉球還、以船順帶琉球使臣梁回等三十名來京、并受黃金・沈香・倭扇之惠。校尉廉其事、以聞。下錦衣衛獄鞠實。上命杖、而宥之。

(三) 正統九年七月庚午(二十三日) 琉球國、遣使臣伍是佳美等、貢馬及方物。賜綵幣・布有差。

(三) 正統十年(一四四五) 正月辛卯(十七日) 朝鮮國王李禔、遣陪臣閔伸、琉球國中山王尚忠、遣使臣梁回等、及福餘等衛指揮古南不阿・赤斤蒙古衛頭目捏伯沙・毛憐等衛女直都督撤滿答失里等、來朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣・金織襲衣等物有差。

(三) 正統十年二月庚戌(六日) 琉球國中山王尚忠、遣使者亞羅佳其等、齎捧表文來朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣・

襲衣等物。

(三) 正統十一年(一四四六) 二月庚戌(十二日) 琉球國中山王尚忠、遣使臣阿普斯古等、來朝、貢馬・駝及方物。賜宴并綵幣表裏等物有差。

(三) 正統十一年四月丁巳(二十日) 有福建布政司右參政宋彰・按察司副使邵宏譽罪。時琉球國使臣還、工部奏請、令福建備具海舟、遣之。而彰・宏譽展轉方命。彰又奏、海舟非所職。都察院、下巡按監察御史鞠之。坐彰徒、宏譽杖、俱當贖。上命俱宥之。

(四) 正統十一年四月甲子(二十七日) 安南國王黎濬・琉球國中山王尚忠、各遣陪臣來朝、貢馬及金銀器皿・方物。賜宴并綵幣有差。

(四) 正統十一年六月壬寅(六日) 琉球國中山王尚忠、遣使者伍是佳美等、齎捧表文、來賀今年正旦、貢馬及方物。賜宴并綵幣・襲衣等物有差。

(四) 正統十二年(一四四七) 二月甲辰(十二日) 琉球國中山王尚忠、遣使臣程安、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣・襲衣等物有差。

(四) 正統十二年二月丁未(十五日) 琉球國中山王世子尚思達、以其父忠薨、遣長史梁球、奉表請襲爵、貢馬及方物。賜宴并綵幣・襲衣等物有差。

(四) 正統十二年三月丁亥(二十五日) 遣給事中陳傳(傳力)・行人

萬祥、往琉球國、諭祭故中山王尚忠、并持節冊封王世子尚思達。賜勅諭之曰、爾比遣長史梁球等、奏爾父王尚忠亡歿。良深悼念。特封爾為琉球國中山王、繼承爾父、主理國事。爾宜篤紹先志、益堅事上之誠。敬守臣節、恪修職貢、簡任賢良、善撫國人、和陸鄰境、以保國土、庶幾永享太平之福。欽哉。仍以皮弁冠服·常服及織錦紵絲·羅段等物賜之。復詔諭其國大小頭目人等、盡心輔翼、悖行善道、各循禮分、毋或僭踰。俾凡國人同樂雍熙、副朕一視同仁之意。

(四) 正統十二年五月辛卯(一日) 琉球國中山王世子尚思達、遣通事蔡讓等、來朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣表裏等物有差。

(四) 正統十三年(一四四八) 正月壬寅(十五日) 琉球國中  
山王世子尚思達、遣使臣者闍班那、哈密忠順王倒瓦答失里、遣使臣鬼里赤、亦力把里等地面亦迷力火者王、遣使臣宰奴丁、海西塔山等衛野人女直指揮永的·建州等衛女直都指揮召歹羊加·遼東安樂州達官指揮苦失帖木等、俱來朝、貢馬·駝·銀鼠及方物。賜宴并賜綵幣表裏·絹·布·鈔錠等物有差。

(四) 正統十三年正月壬子(二十五日) 四川長河西番人及琉球國番伴、相殿會同館門外、有重傷者。事聞。上命、毆至死者、抵死。

(四) 正統十四年(一四四九) 正月庚子(十九日) 福建布政司奏、以沙·尤二縣強賊未靖、欲將琉球國進貢方物·馬匹、候賊平日起運。從之。

(四) 正統十四年三月辛巳(一日) 琉球國中山王尚思達、遣使臣梁同等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并賜金織紵絲襲衣·綵段表裏等物有差。

(五) 正統十四年五月戊申(二十九日) 謫刑科給事中陳傅、戍大同。初、傅奉命使琉球國、道過其家、遷延不行。禮科都給事中章瑾、劾奏、傅福建人。福建地鄰琉球。當避嫌。却匿其貫籍、朦朧給內府金織衣一襲·鈔百錠往使。上命、待使回治之。至是還。下錦衣衛獄鞠驗。法司奏、比盜內府財物者律、當贖斬、黜為民。上命、謫戍大同威遠衛。

(五) 正統十四年八月丁丑(三十日) 琉球國中山王尚思達、遣使臣馬權度等、貢馬及方物。賜綵段·衣服·冠帶等物。仍令馬權度齎勅并鈔·羅·紵絲、歸賜其國王及妃。

(五) 正統十四年九月庚辰(三日) 禮部言、琉球國使臣蔡寧等、朝貢至京。欲以所賜絹匹等物、往蘇州府地方、貿易紗·羅·紵絲、回還服用。從之。

(五) 正統十四年九月甲午(十二日) 琉球國中山王尚思達所

遣陪臣馬權度等陛辭。賜宴并綵幣表裏・襲衣。仍命權度、齋勅并金織綵段表裏、歸賜其王及妃。

(五四) 景泰元年(一四五〇)正月戊子(十二日) 琉球國中山

王尚思達、遣使臣百佳尼、朝鮮國王李洵、遣陪臣南智等、各來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣表裏・布・絹等物有差。及使臣陛辭、各命齋勅并文綺・綵段表裏、歸賜其王及妃。

(五五) 景泰元年三月己未(十五日) 琉球國中山王尚思達、遣

使臣馬權度、奉表貢馬及方物。賜綵幣等物有差。

(五六) 景泰元年五月丁卯(二十四日) 禮部奏、琉球國通事程

鴻等言、朝貢回還、欲往暹羅國貨買蘇木等物。不意中途遭風壞船、不能回國。欲將賞賜綵幣等物、買木料、倩工匠、造船回還。宜從所言、移文福建三司、聽其自造。不許侵擾軍民。從之。

(五七) 景泰元年八月乙未(二十四日) 琉球國中山王尚思達、

遣使臣梁回等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵段表裏・絹・布等物有差。

(五八) 景泰二年(一四五一)正月乙卯(十五日) 禮部奏、琉

球國使臣王察都等、朝貢至京、訴稱、回程缺船、欲自備物料、於福建造船。緣今福建地方被賊、人民艱窘。宜令其候本國進貢通事李敬等回日、順搭回國。從之。

(五九) 景泰二年二月壬辰(二十三日) 琉球國中山王尚思達、

遣使者王察都、達思蠻長官司故土官達思刺男乃兒只監祭、遣番僧朶肉藏、雲南八百・車里・老撾三宣慰司宣慰使刀

招孟祿等、來朝貢馬及方物。賜宴并紵絲襲衣・綵段表裏・絹・鈔有差。

(六〇) 景泰二年四月辛未(三日) 琉球國中山王尚思達、遣使

臣亞間美等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣表裏・絹・鈔有差。

(六一) 景泰二年七月戊戌(二日) 遣左給事中喬毅・行人董守

宏、諭祭故琉球國中山王尚思達、封其叔父尚金福、爲中山王。

(六二) 景泰三年(一四五二)三月辛丑(八日) 琉球國中山王

尚思達、遣使臣亞間美、陝西必里衛指揮僉事康泰・烏思藏等處番僧公葛卒陸等、來朝貢馬及方物等。賜宴并衣服・綵幣等物有差。

(六三) 景泰三年五月辛亥(十九日) 琉球國中山王叔尚金福、遣

通事李敬等、貢馬及方物。賜宴并鈔・綵幣表裏・紵絲襲衣等物。仍命敬等、齋綵幣表裏、歸賜金福。

(六四) 景泰三年六月辛巳(二十日) 命刑部、出榜禁約福建沿

海居民、毋得收販中國貨物、置造軍器、駕海船。交通琉球國、招引爲寇。時有言黃蕭養之亂、多由海寇嘯聚。故禁之也。

(六五) 景泰三年九月癸丑(二十四日) 琉球國中山王叔尚金福、

遣通事蔡讓等、來朝貢馬及方物。賜宴及綵幣表裏有差。

(六) 景泰四年(一四五三)三月丁卯(十日) 琉球國中山王

尚金福、遣使臣吳齊、四川長河西·魚通·寧遠軍民宣慰司宣慰使哈思叭堅千、遣把事漂兒剛、烏思藏南林吒等寺刺麻番僧班丹領占、來朝貢馬。賜宴并綵幣等物有差。

(六七) 景泰四年四月戊申(二十一日) 琉球國中山王尚金福、

遣通事馬俊等、來朝貢馬及方物。賜宴及綵幣表裏等物。

(六八) 景泰四年六月辛亥(二十六日) 琉球國中山王尚金福、

遣陪臣蔡寧等、貢方物。賜宴并綵幣等物有差。

(六九) 景泰四年八月庚子(十六日) 琉球國中山王尚金福、遣

通事程鴻等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并鈔·綵幣表裏有差。

(七〇) 景泰五年(一四五四)二月己亥(十八日) 琉球國掌國

事王弟尚泰久、遣使來朝貢。因奏、長兄國王金福薨。次兄布里與姪志魯爭立、焚燒府庫、兩傷俱絕。將原賜鍍金銀印鎔壞無存。今本國臣庶、推臣權國事。乞賜鑄換用鎮邦民。命所司給之。賜使臣宴并鈔幣等物。

(七一) 景泰五年三月戊寅(二十七日) 琉球國使臣陞辭。賜宴

并鈔幣。仍命齎勅及綵幣、賜其王弟尚泰久。

(七二) 景泰五年九月癸丑(五日) 琉球國通事蔡寧等、四川馬

湖府通事何義等、貢馬。賜鈔·綵幣等物有差。

(七三) 景泰六年(一四五五)二月庚寅(十四日) 琉球國掌國

事王弟尚泰久、遣陪臣梁回等、來朝貢馬及方物。賜宴及綵段表裏等物。

(七四) 景泰六年三月乙丑(二十日) 琉球國王姪尚伯禮等、欲

於蘇州收買紗·羅段疋、及買辦釘·麻等物、修葺海船。礼部恐其擾民、不從。帝以琉球素遵王法、與他夷不同、特命從之。

(七五) 景泰六年四月辛卯(十六日) 遣給事中嚴誠爲正使、行

人劉儉爲副使、齎詔、封琉球國中山王弟尚泰久嗣王爵。賜勅諭之曰、爾自先世恪守藩維、傳及爾兄、益隆繼述、敬天事上、久而愈虔。屬茲薨逝、軫于朕懷。爾乃王弟、宜紹國封。特遣使齎詔、封爾爲琉球國中山王。并賜爾及妃冠服·綵幣等物。爾尚砥礪臣節、允堅藩屏之誠、懷撫國人、庶遂承先之志。欽哉。又詔其國人曰、帝王主宰天下、恒一視而同仁。藩屏表率國中、或同氣以相嗣。朕躬膺天命、撫馭華夷、封建諸侯、無間遠近。琉球國王尚金福既薨。其弟尚泰久、性資英厚、國衆歸心。肆特遣正副使、齎勅封爲琉球國中山王。凡彼國中遠近衆庶、夙夜惟寅、宜悉心于輔翼、務循理分、罔或致于乖違、長堅忠順之心、永享太平之福。故茲詔示、咸使聞知。

(七六) 景泰六年五月辛酉(十七日) 琉球國選通事馬俊等、朝

鮮國王李弘暉、遣陪臣李鳴謙等、俱來朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣表裏·金織紵絲襲衣等物。

(七) 景泰七年(一四五六)三月甲戌(五日) 琉球國掌國事  
(弟九)王第尚泰久、陝西岷州衛大崇教寺弘慈廣善國師鎖南藏卜、  
 各遣人來朝貢馬。賜宴及鈔・帛。

(八三) 天順三年(一四五九)二月己卯(二十六日) 琉球國中  
 山王尚泰久、遣使臣李敬等、來朝貢馬及金銀器皿等物。  
 賜宴及綵幣表裏・襲衣有差。

(七) 天順元年(一四五七)二月戊午(二十四日) 琉球國中

(八四) 天順三年三月甲申(二日) 禮部奏、琉球國中山王尚泰  
 久奏稱、本國王府失火、延燒倉庫銅錢・貨物。欲將附搭  
 蘇木等貨、照永樂・宣德間例、給賜銅錢。且銅錢係中國  
 所用、難以准給。宜將估計鈔貫、照舊六分京庫折支闊生  
 絹匹、其四分移文福建布政司、收貯紵絲・紗・羅・絹・  
 布等物、依時直闕給。從之。

山王尚泰久、以受封、遣使貢方物、謝恩。

(七) 天順元年三月辛巳(十八日) 琉球國王尚泰久、遣使臣  
 程鵬等、朝鮮國王李瑑、遣使臣權聰等、來朝貢馬及方物。  
 賜宴并賜綵幣表裏等物有差。

(八五) 天順三年八月甲寅(五日) 琉球國中山王尚泰久、遣使  
 臣亞羅佳其等、來朝貢方物。賜宴并鈔・綵幣表裏等物有  
 差。

(八) 天順二年(一四五八)正月戊辰(九日) 琉球國中山王

(八六) 天順四年(一四六〇)三月辛巳(四日) 朝鮮國王李瑑  
 葛等、琉球國中山王尚泰久、各遣使來朝、貢方物。賜宴及綵  
 幣有差。

尚泰久、遣通事程鴻、來朝貢方物。賜宴。

(八) 天順二年二月乙未(六日) 安南國王黎濬、遣陪臣黎希

(八七) 天順五年(一四六一)二月庚寅(十九日) 朝鮮國王李  
 瑑、遣陪臣宋處寬等、琉球國中山王尚泰久、遣陪臣王察  
 等、來朝貢馬及方物。賜宴及綵幣等物如例。

葛等、琉球國中山王尚泰久、遣使臣吳是堪美等、朝鮮國  
 王李瑑、遣陪臣李澄珪等、并毛憐等衛野人女直指揮得隆  
 哥等、四川鹽井衛土官把事阿那他等、西寧衛弘覺等寺國  
 師刺麻筍思巴鎖南等、烏思藏鐵占令等寺刺麻番僧瓦秀歪  
 等、各來朝、貢馬及方物。賜宴并賜綵幣表裏有差。

(八) 天順二年閏二月甲子(六日) 琉球國王尚泰久、遣使臣  
 衛農是等、湖廣施州衛施南宣撫司、遣峒長張亞送等、貴  
 州宣慰司、遣舍人把事阿魯等、四川馬湖府、遣舍人把事  
 向子昇等、各來朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣表裏有差。

(八八) 天順六年(一四六二)二月庚寅(二十五日) 琉球國王  
 尚泰久、遣使臣程鵬等、來朝貢方物。……賜宴并綵幣表  
 裏等物有差。

(八) 天順六年三月乙巳(十日) 朝鮮國王李瑑・琉球國中山

(八九) 天順六年三月乙巳(十日) 朝鮮國王李瑑・琉球國中山

王世子尚德、各遣陪臣、來朝貢方物。宴賜各如例。

（九〇）天順六年四月辛卯（二十六日）命吏科右給事中潘榮·

行人司行人蔡哲、充正副使、往琉球國、祭故王尚泰久、并封其世子尚德爲王。且詔之曰、朕紹帝王之統、續祖宗之緒、主宰天下、一視同仁、撫馭華夷、靡間遐邇。惟爾琉球國、僻居海島、密邇閩中、慕義來庭、受封傳業、蓋有年矣。故國王尚泰久、克篤勤誠、敬天事大、甫餘六載、俟爾告終。先業攸存、可無承繼。其世子尚德、性資仁厚、國衆歸心。茲特遣正使吏科右給事中潘榮·副使行人司行人蔡哲、齎詔往封爲琉球國中山王、仍賜以皮弁冠服等件。凡國中官僚·士庶、宜同心輔翼、作我外藩。於乎、循理謹度、永堅率俾之忠、親族睦鄰、丕冒咸寧之化。故茲詔示、悉使聞知。

（九一）天順七年（一四六三）二月戊辰（九日）琉球國中山王

世子尚德、遣使臣崇嘉山等、朝鮮國王李瑒、遣陪臣柳子煥等、來朝貢馬。賜宴及綵幣表裏等物有差。

憲宗實錄

(一) 天順八年（一四六四）三月癸酉（二十日） 琉球國中山王尚德、遣使臣、進表貢方物。賜綵段・冠帶・襲衣有差。仍命使臣、領詔書并賜國王・王妃文錦・綵段等物、回國、開讀給賜。

(二) 成化元年（一四六五）三月丁卯（二十日） 琉球國中山王尚德、遣弟尚武等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并衣服・綵段等物。

(三) 成化二年（一四六六）閏三月乙亥（四日） 琉球國中山王尚德、遣使臣程鵬等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并衣服・綵段等物有差。

(四) 成化三年（一四六七）三月乙酉（二十日） 琉球國中山王尚德、遣長史蔡璟等、來朝貢馬及方物。賜綵段等物有差。

(五) 成化四年（一四六八）二月辛亥（二十日） 琉球國中山王尚德、遣使臣程鵬等、奉表貢馬及方物、來朝謝恩。賜衣服・綵段等物有差。

(六) 成化四年十月甲辰（十八日） 琉球國中山王尚德、遣使臣讀詩等、來朝貢馬及方物。賜衣服・綵段等物有差。

(七) 成化五年（一四六九）二月戊申（二十三日） 琉球國中山王尚德、遣長史蔡璟等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并綵段等物有差。

(八) 成化五年三月壬辰（八日） 琉球國中山王長史蔡璟、以其祖本福建南安縣人、洪武初、奉命於琉球國、導引進貢、授通事。父襲通事、傳至璟、陞長史。至是、奏乞照例賜誥、封贈其父母。下吏部、以無例而止。

(九) 成化五年四月丙辰（三日） 廣東市舶司奏、有番舶被風吹、至九星洋。審知是琉球國所遣使臣來貢者。告欲貿易土貨、往福建造船回國。禮部覆奏、宜移文廣東巡撫等官、嚴加譯審、果無虛詐、方許貿易、仍諭各夷、今後進貢、務由福建故道。且禁約下人、不得因而侵損、失彼向化之心。從之。

(一〇) 成化五年十一月丙申（十六日） 琉球國中山王尚德、遣使臣查農是等、來朝貢方物。賜宴并綵段表裏等物有差。

(一一) 成化六年（一四七〇）二月辛未（二十二日） 福建按察司奏、琉球國使臣程鵬、進貢方物、至福州、與委官指揮劉玉、私通貨賄。俱當究治。詔逮玉治之。而有贖。

(一二) 成化六年四月庚戌（二日） 琉球國中山王尚德、遣使臣程鵬等、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并綵段等物有差。

(一三) 成化七年（一四七一）三月甲申（十一日） 琉球國中山王世子尚圓、遣使臣蔡璟等、來朝貢方物。報其國王尚德

薨逝、及請封爵。賜璟等宴并衣服・綵段等物。

(二四) 成化七年三月丁亥（十四日）遣都給事中丘弘爲正使、行人韓文爲副使、往琉球國、封其世子尚圓爲中山王、并齎儀物、行慶弔禮。

(二五) 成化七年三月戊戌（二十五日）琉球國使臣蔡璟、以織金蟒龍羅衣、雇匠紐製。時錦衣衛校尉、有緝獲市民與外國人交通者。刑部鞫之、疑其羅出於私交者、皆不服。及詢璟、固稱爲其國王受賜於先朝者。事聞。上命禮部稽舊籍有無。禮部云無。遂收貯內庫。仍勅諭其國王知之。

(二六) 成化七年四月壬子（十日）戶科都給事中丘弘、以出使琉球國、道經于閩、乞便道展祭。不許。

(二七) 成化七年四月癸丑（十一日）戶科都給事中丘弘・行人韓文奏、凡使外國者、例賜公侯服色、自備鍛金花帶、至其國則繫之。今臣等奉使琉球、欲從衆則事涉擅專、欲遵制則官止七品、服色不稱。乞賜鍍金花帶、以壯國威。事下禮部、尚書鄒幹等覆奏、以爲無例而止。

(二八) 成化七年六月甲寅（十三日）遣兵科給事中官榮、使琉球國、先是、以戶科給事中丘弘爲正使、赴琉球封王。弘至山東病卒。故復遣榮、偕副使行人韓文以往。

(二九) 成化八年（一四七二）二月戊子（二十一日）琉球國中  
山王世子尚圓、遣長史梁應、奉表來朝、貢馬及方物。賜宴并綵段等物有差。

(三〇) 成化八年四月丁亥（二十一日）福建三司官奏、琉球國夷人、先因進貢、潛居內地、遂成家業、年久不還本國者、乞盡遣之。事下禮部、集議、如其人曾承戶部勘合、許令入籍者仍舊、餘如所奏。從之。

(三一) 成化九年（一四七三）四月丁卯（七日）琉球國中山王尚圓、遣王舅武實等、來朝貢方物、謝恩。宴賜如例。武實復奏、國王嘗遣人往滿刺加國、收買貢物、被風壞船、漂至廣東。有司轉送福建、俟臣等同還。乞自備工料、修船回國。許之。

(三二) 成化十年（一四七四）四月丙辰（二日）琉球國中山王尚圓、遣使臣沈滿志等、來朝貢馬及方物。賜宴并綵段等物有差。仍以鈔・絹酬其自貢物直。滿志等乞、如舊制折給銅錢。不許。

(三三) 成化十一年（一四七五）三月己未（十日）琉球國中山王尚圓、遣使臣程鵬等、來朝貢方物、謝恩。賜宴并金織衣・綵段等物有差。

(三四) 成化十一年四月戊子（十日）琉球國使臣程鵬奏、乞如常例、歲一朝貢。下札部、覆奏、去年福建守臣言、琉球國使臣登岸、殺死懷安縣民陳二觀夫妻、焚其房屋、劫其財物。訪察不獲。今鵬等將還。宜令齎勅省諭、并定以貢期。上從之。勅其王尚圓曰、王遣使赴京朝貢、已如例賞賜遣還。近福建鎮守・巡按等官奏、通事蔡璋等還次福州、

殺人劫財、非法殊甚。今因使臣還、特降勅省諭。勅至、王宜責問璋等故縱其下之罪、并追究肆惡之徒、依法懲治。自後定爲例、二年一貢、止許百人、多不過更加五人。除國王正貢外、不得私附貨物、并途次騷擾、有累國王忠順之意。王其省之。

(二五) 成化十二年(一四七六)三月戊申(五日) 琉球國中山

王尚圓、遣使臣梁應等、奉表貢馬及方物、來朝謝恩。賜宴并金織衣·綵段等物有差。

(二六) 成化十二年三月己未(十六日) 琉球國使臣梁應等、因

立皇太子、奏乞如朝鮮·安南例、賜詔齎回。禮部以、琉球與日本·占城、皆海外國、例不頒詔。上是之、命降勅、并以文錦·綵段付使臣、歸賜其王及妃。

(二七) 成化十二年四月乙未(二十二日) 巡按福建監察御史葉

稠及都·布·按三司奏、市舶提舉司、專理琉球一國貢物、事務不繁。內官施斌既卒。宜勿更差、而兼屬之鎮守太監盧勝、庶民不擾。上不從。即勅內官韋查以往。

(二八) 成化十三年(一四七七)三月壬申(五日) 琉球國中山

王尚圓、遣使臣李榮等、續遣使臣程鵬等、各奉表貢馬及方物、來朝謝恩。賜宴并金織衣·綵段等物有差。

(二九) 成化十三年四月丙寅(二十九日) 琉球國王尚圓、復請

歲一遣使朝貢。不許。先是、王奏請歲一朝貢、已降勅省諭、令二年一至。至是、復以爲請。命仍如前勅。

(三〇) 成化十四年(一四七八)三月戊子(二十六日) 安南國

王黎灝奏、占城頭目波籠阿麻、先與臣國通好。成化十一年、得琉球國海船漂風之衆、遂率以侵掠、爲臣國邊兵所敗。(下略)

(三一) 成化十四年四月甲辰(十三日) 琉球國中山王世子尚眞、

遣長史梁應等、進表·箋、貢馬及方物、請襲封王爵。賜宴并金織衣·綵段等物有差。

(三二) 成化十四年四月丙午(十五日) 命兵科給事中董旻爲正

使、行人司右司副張祥爲副使、齎詔往琉球國、封世子尚眞爲中山王。賜以皮弁冠服·金箱犀帶、并以紵絲·羅等物、賜王及其妃。

(三三) 成化十四年四月己酉(十八日) 禮部奏、琉球國已准二

年一貢。今其國王尚圓既故、而其世子尚眞、乃奏欲一年一貢、輒引先朝之事、妄以控制諸夷爲言。原其實情不過欲圖市易而已。況近年都御史奏、其使臣多係福建逋逃之徒、狡詐百端、殺人放火、亦欲貿中國之貨、以專外夷之利。難從其請。命止依前勅二年一貢。

(三四) 成化十五年(一四七九)三月甲戌(十八日) 琉球國中

山王世子尚眞、遣使臣李榮等、迎封冊來朝、并貢方物。賜宴并衣服·綵段等物有差。

(三五) 成化十六年(一四八〇)三月辛卯(十一日) 兵科給事

中董旻·行人司副張祥、充正副使、封琉球國世子尚眞

爲中山王。王贖之金。旻等受之、歸其實以聞、請付其使臣領回、或送官公用。上命旻等受之。

(三六) 成化十六年三月甲辰（二十四日） 琉球國中山王尚眞、遣使臣、齎表・箋、貢方物、來朝謝恩。賜宴并衣服・綵段等物有差。

(三七) 成化十六年四月辛酉（十一日） 琉球國中山王尚眞奏、臣伏讀祖訓條章、許臣國不時朝貢。故自臣祖父以來、皆一年一貢。邇年、巡撫福建大臣、以臣國使有違法規利者、令臣二年一貢。此誠臣之罪也。然臣祖宗所以懇勸效貢者、實欲依中華眷顧之恩、杜他國窺伺之患。乞仍舊例。上不允。及其使臣馬怡世陸辭、乃賜尚眞勅曰、曩因爾國使臣入貢、徃徃假以饋送爲名、汙我中國臣工。其實以爲己利。又不能箝束僉從、以致殺人縱火、強劫民財。又私造違禁衣服等物。俱有顯跡。故定爲二年一貢之例。朝廷、富有萬方。豈爲爾一小國、而裁省冗費哉。此例既定、難再紛更。特茲省諭。王其審之。

(三八) 成化十八年（一四八二）三月辛巳（十三日） 琉球國中  
山王尚眞、遣使臣梁應等、來朝貢馬及方物。賜宴并綵段  
・絹・布有差。

(三九) 成化十八年四月甲辰（六日） 琉球國中山王尚眞奏、乞  
以其陪臣之子蔡賓等五人、於南京國子監讀書。禮部按、  
洪武・永樂・宣德間例、以聞。上曰、海南遠夷嚮慕文教。

朕甚嘉之。矧在先朝已有舊制。其令蔡賓等於南監肄業。有司歲給衣服・廩饌、毋令失所、務俾通知中國禮義、永遵王化。顧不美歟。

(四〇) 成化十八年四月癸丑（十五日） 琉球國中山王尚眞、復  
乞不時進貢。不許。尚眞屢上疏。至是、復請稱、以小事  
大、如子事父。禮部言、其意實假進貢、以規市販之利。  
宜不聽其所請。上賜勅諭之曰、朝廷定爾國二年一貢之例。  
事已具前勅。茲不再言。但臣之事君、遵君之勅可也。屢  
違勅奏擾可乎。子之事父、奉父之命可也。屢方命陳瀆可  
乎。所以固拒者、非爲惜費。蓋二年一貢、正合中制。朕  
所以恤小之意、實在此。王其欽遵之、毋事紛更。

(四一) 成化十八年四月甲子（二十六日） 禮部奏、琉球國進貢、  
舊例到京、少則四五十人、多則六七十人、俱給賞有差。  
邇因各夷進貢、率多姦弊、每國止許五七人、不過十五人  
到京、餘俱留邊以俟。今福建以例、止容正議大夫梁應等  
十五人赴京、既已給賞。餘六十七人俱留之。布政司宜發  
官帑以次均給。庶不減削太甚、失柔遠之意。從之。

(四二) 成化二十年（一四八四）三月乙巳（十八日） 琉球國中  
山王尚眞、遣使臣程鵬等、來朝貢馬及方物。賜宴并綵段  
・布・絹有差。

(四三) 成化二十年三月戊申（二十一日） 琉球國中山王尚眞奏、  
永樂年間所賜船、破壞已盡、今止存其三。乞自備物料、

於福建補造。下禮部、覆奏、宜聽補造其一。從之。

（四）成化二十二年（一四八六）三月壬申（二十七日）琉球國中山王尚眞、咨禮部、官生蔡賓等五人、在南京國子監肄業、已經五年。乞放回本國省親。禮部覆請。上曰、昔陽城在大學、諸生三年不歸省者、斥之。矧在遠方外國。豈可長留不遣。其即放歸、以遂其定省之私。

（五）成化二十二年四月辛巳（六日）琉球國中山王尚眞、遣使臣蔡曦等、來朝貢馬及方物。賜宴并綵段等物有差。

孝宗實錄

(一) 成化二十三年（一四八七）十二月戊辰（三日） 琉球國

中山王尚眞、遣陪臣馬審禮等、進表・箋、貢方物、謝恩。

賜宴并賜冠帶・衣服・綵段等物有差。仍命使臣、領詔書

并賜國王・王妃文錦・綵段等物、回國開讀給賜。

(二) 弘治元年（一四八八）正月甲子（二十九日） 命却琉球

國入貢使臣之從浙江來者。舊例、琉球二年一貢、俱從福

建布政司比號。今來非正路、又非年例。故有是命。

(三) 弘治元年三月戊寅（十四日） 先是、琉球國使臣皮揚那

等、自浙江來貢。禮部言、與二年一貢例限不合。且路不

當由浙江而來。請却之。至是、皮揚那等、復齎上本國移

禮部咨、言、成化二十一年、本國正議大夫程鵬等、進貢

回國、報知皇太子冊妃。乃遣使者表賀、并具方物進貢。

禮部復言、琉球入貢、雖於例限不合、然遠夷之情可念。

况箋文・方物已至京。難於終却。謂宜暫賜容納、繼後、

仍以舊例裁之。或因福建風水不便、取路自浙江來者、亦

令審實奏請、方得起送。今次所給正副使綵段等物、宜如

舊例。獨於番伴・從人減半、以示裁抑之意。從之。

(四) 弘治元年四月辛丑（八日） 琉球國官生蔡賓、隨其國使

臣來朝貢。因言、成化中、蒙本國奏、送南京國子監讀書。今吏部尚書劉宣、時爲祭酒、特加撫恤。今乞容執贄於宣所致謝。許之。

(五) 弘治元年四月丁未（十四日） 琉球國使臣正議大夫程鵬

等及占城國通事梅晏化等來貢。賜宴并綵段・衣服有差。

(六) 弘治三年（一四九〇）三月辛巳（二十九日） 琉球國中

山王尚眞、聞大行皇帝賓天、遣使者馬仁等、進香。

(七) 弘治三年四月癸卯（二十一日） 琉球國中山王尚眞、遣

其舅麻勃都等來貢。賜宴并金織襲衣・綵段等物有差。

○禮部覆議、琉球國中山王尚眞所奏、一謂本國來貢人員、

近止許二十五人赴京。物多人少、恐致疎失。宜更增五人、

以順其情。一謂本國貢船抵岸、所在有司、止給口糧百五

十名、其餘多未得給。亦宜增給二十名。議上。從之。

(八) 弘治五年（一四九二）四月癸卯（三日） 琉球國中山王

尚眞、遣正議大夫梁德等、來貢。賜王錦段等物、賜德等

宴并衣服・綵段等物有差。

(九) 弘治七年（一四九四）四月壬戌（四日） 琉球國中山王

尚眞、遣正議大夫梁德等、奉表來朝、貢方物。賜宴并綵

段・衣服等物有差。回賜王錦段等物如例。

(一〇) 弘治九年（一四九六）四月丙戌（九日） 琉球國中山王

尚眞、遣正議大夫鄭玖等、貢方物、謝恩。回賜王及王妃

錦段等物如例。賜玖等宴并綵段表裏有差。

(二) 弘治十一年(一四九八)十一月壬子(二十日) 五府六部等衙門・英國公張懋等、應詔言三十四事。……曰禁通事。除遼東近處、仍差通事伴送、餘如安南・琉球等國、各有原來通事。止照日本國事例、差行人一員伴送。不必再差通事。其通事原習某國夷語、不許更改他國。……上曰、卿等所言、令所司、各查參處分。

(三) 弘治十二年(一四九九)七月丁丑(十九日) 致仕都察院右副都御史韓文卒。文字貫道、直隸新城縣人。天順元年進士、授行人司行人、成化五年使琉球國。歸以所餽儀物獻之。(下略)

(三) 弘治十三年(一五〇〇)三月壬午(二十八日) 琉球國中山王尚眞、遣正議大夫鄭玖等來貢。回賜王錦段等物如例。賜玖等宴并綵段表裏等物有差。

(四) 弘治十四年(一五〇一)正月壬申(二十三日) 提督會同館禮部主事劉綱言、舊例、各處夷人朝貢到館、五日一次放出、餘日不許擅自出入。惟朝鮮・琉球二國使臣、則聽其出外貿易、不在五日之數。近者、刑部等衙門奏、行新例、乃一概革去。二國使臣頗缺望。又舊例、夷人領賞之後、告欲貿易、聽鋪行人等持貨入館。開市五日、兩平交易。而新例、凡遇夷人開市、令宛平・大興二縣、委官選送鋪戶入館。鋪戶夷人兩不相投。其所賣者、多非夷人所欲之物。乞俱仍舊爲便。又新例、外夷到館、凡事有違

錯、不分輕重、輒參問提督主事及通事・伴送人等。且主事在館提督、不過總其大綱。與通事・伴送專職者不同。今一體參問、情既無辜。且不足以示體統於四夷。乞量爲處分。禮部議謂、前二事、宜如綱奏。外夷到館、如有殺人重事、乃參問提督官。其餘事情止參問通事・伴送人等。從之。

(五) 弘治十四年七月甲戌(二十八日) 詔福建守臣、今後琉球國進貢方物、除胡椒・蘇木每一石斤准令加五十斤以備折耗、番錫不必加增外、其餘附帶物貨、召商變賣者、不許勸借客商銀兩、及夷商私出牙錢。其布政司等衙門・市舶太監等官、俱不許巧取以困夷人。違者罪之。著爲令。以琉球國使臣奏守臣虐削故也。

(六) 弘治十五年(一五〇二)三月癸巳(二十一日) 琉球國中山王尚眞<sup>(眞力)</sup>、遣正議大夫程璉等來貢。回賜王錦段等物、賜璉等宴并彩段<sup>(綵力)</sup>等物如例。

(七) 弘治十五年四月庚戌(九日) 琉球國中山王尚眞奏請、自令本國使臣往福建地方、補造海船、以便往回。禮部覆奏。上從之。

(八) 弘治十六年(一五〇三)十月辛丑(八日) 先是、琉球國王、遣使人吳詩等、乘舟之滿刺加國、遇風舟覆。詩等一百五十二人、漂至海南登岸、爲邏卒所獲。廣東守臣以聞。上命送詩等於福建守臣處、給糧養贍、候本國進貢使

臣去日、歸之。

（一九）弘治十七年（一五〇四）十一月丁未（二十一日）先是、

琉球國遣人往滿刺加國、收買貢物、遭風未回。致失二年一貢之期。至是、遣人補貢。福建守臣以聞。命如例納之。

武宗實錄

- (一) 弘治十八年(一五〇五)七月庚寅(七日) 致仕南京大理寺卿章格卒。格字韶鳳、蘇州常熟縣人也。……用法平恕。陞廣東按察司副使。琉球使臣貿易他國、爲風飄至廣州。守臣執之、以海寇聞。格爲辨奏、還其資、而遣之。
- (二) 正德二年(一五〇七)三月丙辰(十三日) 琉球國中山王尚眞奏、乞每歲一貢。禮部覆議。琉球其初朝貢不時。至成化十一年、因使臣回至福州、殺掠爲患、始勅令二年一貢。比以入貢過違期限、乃爲此奏、以飾其非。今宜如成化間勅。庶不失馭夷之正法。上以琉球外夷也、令如舊歲一入貢。
- (三) 正德二年四月庚辰(七日) 琉球國中山王尚眞、遣王舅亞嘉尼施等、來朝貢方物・馬匹。賜宴并綺幣・金織衣等物有差。
- (四) 正德二年四月丙戌(十三日) 琉球國使臣長史蔡寶奏乞、自備材木、修造入貢小船二隻。禮部議、行鎮巡官、驗實量修、不必改造。寶復奏。上曰、寶夷人也。宜從其請。令鎮巡官、以二船如例拆卸、聽本夷自辦材木補造。第勿過式。
- (五) 正德四年(一五〇九)二月己巳(七日) 琉球國中山王尚眞、遣正議大夫程璉、朝鮮國王李懌、遣陪臣戶曹參判韓亨允、各來朝貢方物。賞綵段・絹・布有差。
- (六) 正德四年五月癸丑(二十二日) 琉球國中山王尚眞、遣正議大夫梁能等、來朝貢方物。賜宴并賞綵段・布・絹有差。
- (七) 正德五年(一五一〇)正月癸酉(十六日) 琉球國中山王尚眞請、以官生蔡進等五人、入國子監讀書。詔許送南監、仍給衣・廩等物如例。
- (八) 正德六年(一五一二)四月庚辰(一日) 琉球國中山王尚眞、遣正議大夫梁能等、來朝貢方物。賜宴并賞綵段・絹帛有差。
- (九) 正德七年(一五一三)六月癸亥(二十一日) 琉球國中山王尚眞、遣正議大夫梁寬等、來朝貢馬及方物。賜宴并賞綵段・鈔・布有差。
- (一〇) 正德八年(一五一四)十二月己亥(五日) 琉球國中山王尚眞、遣長史蔡遷等、貢馬及方物。賜宴并賞綵段等物有差。
- (一一) 正德十年(一五一五)四月庚子(十三日) 琉球國中山王尚眞、遣長史陳義等、奉表來朝、貢方物・馬匹。賜宴并賞綵段等物有差。
- (一二) 正德十一年(一五一六)三月庚戌(二十九日) 琉球國

中山王尚眞、差陪臣正議大夫梁能等、來朝貢方物・馬匹。  
賜宴并賞綵段・布・絹有差。

(三) 正德十二年（一五一七）三月己亥（二十四日） 琉球國  
中山王尚眞、遣正議大夫陳義等來貢。賜宴給賞如例。

(四) 正德十三年（一五一八）三月戊辰（二十九日） 琉球國  
中山王尚眞、遣長史蔡遷等、來朝貢馬匹・方物。賜宴並  
賞綵幣等物有差。

(五) 正德十五年（一五二〇）四月己巳（十二日） 琉球國中  
山王尚眞、遣長史金良等、貢馬及方物。賜宴并賞綵幣・  
鈔・布如例。

世宗實錄

(一) 嘉靖元年（一五二二）五月戊申（三日） 琉球國中山王尚眞、遣其王舅達魯加尼等、貢馬進香、及獻方物慶賀。詔賜其王及妃錦・紵・紗・羅并賞賚使者有差。

(二) 嘉靖元年五月戊午（十三日） 勅琉球國王尚眞、遵先朝舊例、二年一次朝貢。每船不過一百五十人。仍命福建巡按御史查勘驗放。

(三) 嘉靖三年（一五二四）四月壬寅（八日） 琉球國中山王尚眞、遣長史金良等二十人、來貢馬及方物。賜宴及綵幣・布・鈔有差。

(四) 嘉靖三年四月己未（二十五日） 琉球國貢使金良等言、其國、先有正議大夫鄭繩等、領送謝恩方物、渡海爲風所漂未至。而表文在此。請得先進遣還。禮部議可。詔從之。

(五) 嘉靖四年（一五二五）三月戊寅（十九日） 先是、琉球國使臣鄭繩、齎表文・方物來貢、並稱謝。業已奏進表文、而方物以舟敗未及上。至是、復遣繩來福建。守臣以聞、得旨、繩等就彼中、宴賚如例、諭遣還國。方物令所司轉運。

(六) 嘉靖四年六月己亥（十一日） 遣琉球夷人蔡淵等・日本

夷人妙賀等、各歸國。勅諭日本國王、以宋素卿・中林等兇叛就戮。妙賀等無罪、以禮遣還。其元惡宗設及佐謀倡亂數人、亟捕繫縛送中國、以聽天討。餘並罔治。擄去人民、仍優恤送歸。否者將閉絕貢路、徐議征討。時有琉球國貢使鄭繩歸國、即令齎勅轉諭之。

(七) 嘉靖五年（一五二六）四月乙丑（十三日） 琉球國官主（生力）蔡廷美等、請就國學讀書。上嘉其志、令禮部照例給廩米・薪炭及冬夏衣服。

(八) 嘉靖七年（一五二八）四月庚戌（九日） 琉球國中山王世子尚清、遣陪臣正議大夫鄭繩等、進貢請封。賜宴賚如例。

(九) 嘉靖九年（一五三〇）三月甲辰（十四日） 琉球國王世子尚清、遣陪臣蔡瀚、齎方物・馬進貢。先是、國王尚眞於五年薨、六年、其世子尚清、遣長史鄭繩等請封。繩等、回至海中溺死。至是、復遣瀚等來貢、因申其請。并請原送監讀書官生蔡廷美等四人、還本國婚娶。禮臣以爲、襲封重事、當命福建鎮巡官、查訪申報。其欲廷美等歸國、宜聽其請。上從之。命給賞綵段・布・鈔有差。瀚來經日本。日本國王源義晴、因託齎表文。言、向爲本國多虞、干戈梗路、正德勘合不達東都。以故宋素卿捧弘治勘合而來、乞恕其罪、遣還歸國。并乞新勘合・金印。復修常貢。禮部驗其文、俱無印篆。言、夷情譎詐、不可遽信。乞勅

琉球國王、遣人傳諭日本。令其擒獻宗設、送回擄去指揮袁璫。然後參酌奏請裁奪。上從之。

(一〇) 嘉靖九年十月辛酉（五日） 給事中王希文言、廣東地控夷邦。而暹羅·占城·琉球·爪哇·浣泥五國、貢獻道經東莞。（下略）

(一一) 嘉靖十一年（一五三二）四月壬午（四日） 初、琉球國中山王尚眞卒、其世子尚清、遣使入貢請封。詔下福建守臣、勸報。至是、復遣其正議大夫金良等、貢獻方物、并以國中臣民結狀來上。詔禮部、議遣使冊封。宴賚其使臣如例。

(一二) 嘉靖十一年五月癸亥（十六日） 遣吏科左給事中陳侃爲正使、行人司行人高澄爲副使、往琉球、封故中山王尚眞子清爲中山王。

(一三) 嘉靖十三年（一五三四）三月戊辰（二日） 琉球國中山王世子尚清、遣陪臣正議大夫梁椿等、貢馬及方物。宴賚如例。

(一四) 嘉靖十三年十一月己巳（七日） 先是、四夷貢使至京師、皆有防禁。五日一出館、令得遊觀貨易。居常皆閉不出。唯朝鮮·琉球使臣、防之頗寬、已而亦令五日一出。至是、朝鮮國王李懌、以五日之禁乃朝廷所以待虜使而已、爲冠裳國恥與虜同。因禮部以請。詔弛其禁。

(一五) 嘉靖十四年（一五三五）七月甲子（五日） 陞吏科左給

事中陳侃爲光祿寺少卿、行人高澄爲尚寶司司丞。俱以奉使琉球還也。

(一六) 嘉靖十四年七月丙戌（二十七日） 先是、左給事中陳侃奉使琉球。因訪其山川風俗、撰使琉球錄一冊進呈、請下史館以備採擇。從之。復言、往來海中、時值風濤之險、多藉神麻、不致顛覆。乞賜祭以答神貺。禮部議、令福建布政司設祭一壇、不爲例。報可。

(一七) 嘉靖十四年十二月丁酉（十一日） 琉球國中山王尚清、以受封遣王舅長史毛實等、進表謝恩、獻方物。宴賚如例。仍以錦幣·雜物賜其王。先是、光祿寺少卿陳侃·尚寶司司丞高澄、奉使琉球。其國以黃金四十兩爲贈、侃等却不受。至是、國王尚清遣使謝恩、以金奏進。上命侃等受之不必辭。

(一八) 嘉靖十五年（一五三六）正月乙丑（九日） 琉球國中山王尚清、差王舅毛實等、上表謝恩、貢方物。給賞如例。

(一九) 嘉靖十七年（一五三八）三月丁酉（二十四日） 琉球國中山王尚清、遣陪臣陳賦等、入貢。賜宴賚如例。

(二〇) 嘉靖十九年（一五四〇）三月乙未（三日） 琉球國中山王尚清、差長史梁梓等、來朝貢馬匹·方物。宴賞如例。因奏請、補造海船四號、續貢。許之。令其後次使臣到、聽自備工料、如式補造、禁不許因而違例生事。

(二一) 嘉靖二十年（一五四一）六月戊午（三日） 琉球國中山

王尚清、遣陪臣殷達魯·蔡瀚等、來朝貢馬及方物。宴賚如例。

(三) 嘉靖二十一年（一五四二）五月庚子（二十日） 初、漳

州人陳貴等、私駕大船下海通番、至琉球。爲其國長史通事蔡廷美等、招引入港。適遇潮陽海船、爭利互相殺傷。

廷美乃安置貴等於舊王城、盡沒其貲。貴等夜奔、爲守者所掩捕、多見殺。國王尚清知之、下令國中乃止。至是、

械繫貴等七人、誣其爲賊、遣廷美等齎表文、送至福建、欲赴京陳奏。巡按御史徐宗魯、會同三司官、重加譯審、

列狀以聞、留廷美等待命。上下部議。部臣覆奏、貴等違法通番、自有律例。但琉球國王尚清、縱容夷人屢次交易、

又奪取貨物、羈留人衆、橫肆屠戮、復誣以爲賊。其欺謾恣肆、宜加切責。仍聽本部移咨戒諭、不得輕與中國商民

交通貿易。得旨、貴等違法通番。着遵國典、從重處治。琉球國既屢與交通。今乃敢攘奪貨利、擅自拘殺我民、且又

誣以爲賊。詭逆不恭、莫此爲甚。夷使蔡廷美、本宜拘留重處、念素係朝貢之國、姑從寬放回。後若不悛、即絕其

朝貢。令福建守臣、備行彼國知之。

(三) 嘉靖二十二年（一五四三）十一月丙辰（十六日） 琉球國中  
中山王尚清、差正議大夫陳賦等、來朝貢馬及方物。賜宴及綵段·紗·羅等物、報賜其王禮幣。

(二四) 嘉靖二十二年十一月己巳（二十九日） 先是、琉球國官

生梁炫等四人、遣學南京國子監。至是、踰七年。國王尚清、因奏使移文禮部言、諸生荷蒙作養、頗曉文理。年已長成、兼本國乏人應用。乞遣歸婚娶。詔給資糧·驛騎、遣人護歸。

(二五) 嘉靖二十四年（一五四五）八月丁未（十七日） 琉球國

中山王尚清、差長史梁顯等、奉表貢方物、兼送還朝鮮國漂流人口。宴賞如例。

(二六) 嘉靖二十六年（一五四七）十一月癸未（六日） 琉球國中山王尚清、遣陪臣陳賦等、貢馬及方物、謝恩。宴賚如例。

(二七) 嘉靖二十六年十二月辛亥（四日） 初、琉球國夷使陳賦、與蔡廷會偕來。廷會者、其先閩人蔡環。永樂中、撥往琉球國、充稍水。而產籍在閩。與給事中黃宗概上世有親。

至是、廷會來、宗概與交通賄謁。事覺、逮下詔獄。禮部請、并罪賦等、革其賞。上曰、陳賦無罪。給賞如例。蔡廷會交結朝臣、法當重治、念屬貢使、姑革賞示罰。蔡環既永樂中從夷。何得於中國置產立籍。行撫按官、勘明處

分具奏。

(二八) 嘉靖二十八年（一五四九）十二月辛酉（二十六日） 琉球國中  
中山王尚清、遣正議大夫梁顯等、來朝貢方物。宴賞如例。

(二九) 嘉靖二十九年（一五五〇）正月乙酉（二十日） 琉球國

嘉靖二十九年十一月己巳（二十九日） 先是、琉球國官

嘉靖二十九年（一五五〇）正月乙酉（二十日） 琉球國

中山王尚清、遣陪臣梁顯等、入貢。宴賞如例。

(三〇) 嘉靖二十九年二月丁巳（二十二日） 琉球國王尚清、遣

陪臣子五人、詣京師、請入監讀書。詔許之。

(三一) 嘉靖三十二年（一五五三）十二月戊子（十六日） 琉球

國中山王尚清、遣陪臣長史梁炫等、來貢馬及方物。宴賚

如例。

(三二) 嘉靖三十四年（一五五五）十月庚午（九日） 琉球國中

山王尚清、遣其正議大夫梁顯等、來朝貢方物。宴賚其使、

回賜王如例。尚清復移文禮部言、貢舟至港、其勢必壞。

請令入貢使臣、買海上民船、駕還。詔福建守臣、覈狀聽

買。不得過大。

(三三) 嘉靖三十四年十一月辛亥（二十日） 先是、琉球國中山

王尚清、遣官生蔡朝用等五名、就學南京國子監。至是、

在監五年、請歸國省親聽用。許之。遣使送歸。

(三四) 嘉靖三十五年（一五五六）三月辛巳（二十二日） 禮部

奉旨覆、查祖宗時宣諭日本故事。宣德七年、曾遣內官柴

山、齎勅至琉球、令傳諭日本來朝。嘉靖二年、爲宗設等

犯順。而琉球貢使適至、復令諭之。此皆以夷馭夷事、之

已效者也。今朝鮮慕義在琉球之上。又嘗有遮殺宗設功、

爲諸夷所憚。請俟其使至、給勅宣諭如兵部言。詔可。既

而會浙直奏凱、事寢不行。

(三五) 嘉靖三十六年（一五五七）十二月丙申（十七日） 琉球

國中山王世子尚元、差正議大夫蔡廷會等、入貢兼請襲封  
宴賚如例。

(三六) 嘉靖三十七年（一五五八）正月乙亥（二十六日） 先是、

三十五年、倭寇自浙直敗還入海、至琉球國境上。中山王

世子尚元、遣兵邀擊、盡殲之、得中國被虜人金坤等六名。

至是、遣陪臣蔡廷會等、入貢獻還坤等。因言、遠夷窮島

入貢之使、須乘夏令、遇南風迅、始得歸國。乞如三十四

年例、聽于福建海口、每歲自行修買歸舟、不候題請。上

嘉其忠順、許之。仍賜勅獎諭、賞銀五十兩·（絲力）彩幣四襲。

獲功人馬必度及廷會等、俱厚賜、遣之。

(三七) 嘉靖三十七年三月丙子（二十八日） 刑科給事中吳時來、

刑部主事張翀·董傳策、交章論劾大學士嚴嵩納賄誤國狀。

……疏上、嵩乃大疑階、密奏、三臣同日構陷。必有人使

之。且時來已遣使琉球。疑其悔行欲藉口自脫。得旨、：

……時來原非眞忠爲主。……又日久奉使不行、輒以亡命自

待、假此沽名。錦衣衛其逮送鎮撫司、嚴刑訊鞫、同翀與

傳策、各追究主推之人、以聞。……上詔、俱發煙瘴衛所

充軍。

(三八) 嘉靖三十七年四月戊寅（一日） 遣刑科右給事中郭汝霖

·行人李際春、持節冊封琉球國中山王尚清世子尚元、爲

中山王。

(三九) 嘉靖三十九年（一五六〇）正月丙子（十日） 浙直視師

右通政唐順之、既陞任淮楊巡撫、乃條上海防善後事宜、  
 ……一、圖海外。沿海逋逃之徒、爲賊嚮導者甚衆。宜嚴  
 行守臣、多方招徠、以消禍本。又古者、兵交、使在其間。  
 自葉宗滿得罪、而逋逃欲歸者、不免自疑。自蔣洲得罪、  
 而人以使絕域爲諱。宜量爲賞減。並開日本國通貢之途、  
 若抄犯如故、則命朝鮮·琉球二國、承制轉諭之。……疏  
 入。下所司。……餘俱從之。

(四) 嘉靖三十九年三月甲戌(八日) 初、上遣給事中郭汝霖  
 ·行人李際春、往琉球冊封。至福建、風阻未行。會其國  
 遣陪臣正議大夫蔡廷會、以謝恩入貢至、因稱、受其世子  
 命。以海中風濤叵測、倭夷不時出沒、恐使者有他虞、獲  
 罪上國。請如正德中封占城國故事、遣人代進表文·方物、  
 而身自同本國長史梁炫等、齎回詔冊、不煩遣使。巡按福  
 建御史樊獻科以聞。上、下禮部議、言、琉球在海中諸國、  
 頗稱守禮。故累朝以來、待之優異。每國王嗣立、必遣侍  
 從之臣、奉命服·節冊以往。今使者未至、乃欲遙授冊命、  
 則是委君貺于草莽。其不可一也。廷會奉表入貢、乃求遣  
 官代進。昧小國事大之禮、而棄世子專遣之命。其不可二  
 也。昔正德中、流賊爲梗。使臣至淮安、撫按官暫爲留住  
 管辦事、俟寧、即遣貢闕下。占城國王、爲安南所侵、竄  
 居他所。故令使者齎回勅命。乃一時權宜。且此失國之君

也。造無稽之辭、以欺天朝、援失國之君、以擬其主。其  
 不可三也。梯航通道、柔服之常。彼所藉口者、特倭夷之  
 警、風濤之險耳。不知琛寶之輸納、夷使之往來、果何由  
 而得無患也。其不可四也。當時、占城雖領回詔勅、然其  
 王沙古卜洛猶懇請、遣使爲蠻夷光重。且廷會非世子面命、  
 又無印信文移。若遽輕信其言、萬一世子以遣使爲至榮、  
 謂遙拜爲非禮、不肯受封、復上書請使如占城、將誰任其  
 咎哉。其不可五也。乞令福建守臣、以前詔從事便。至於  
 未受封而先謝恩、亦非故典。宜止聽其入貢方物。其謝恩  
 表文、俟世子受封之後、然後遣使上進、庶中國大體以全、  
 而四夷觀望可肅。上從部議。

(四) 嘉靖四十一年(一五六二) 六月癸丑(一日) 琉球國中  
 山王尚元、遣其舅源德等、入貢謝恩。宴賚如例。

(三) 嘉靖四十一年六月戊寅(二十六日) 給事中郭汝霖·行  
 人李際春、自琉球使還。詔陞汝霖爲光祿寺少卿、際春爲  
 尚寶司司丞。初、汝霖等至琉球、其國王尚元餽黃金爲謝。  
 汝霖等却之。及是、尚元遣使謝恩、因齎所餽金、請上命  
 頒賜二臣。上謂、朝廷命使、無受謝之義。詔聽汝霖等辭。  
 尋以二臣遠行効勞、各賜銀·幣。

(三) 嘉靖四十二年(一五六三) 十一月庚子(二十五日) 琉  
 球國中山王尚元、差正議大夫鄭憲等、入貢。宴賚如例。

(四) 嘉靖四十二年十二月癸亥(十九日) 琉球國中山王尚元、

遣使入貢。因送還中國漂流人口。上嘉其忠順、降勅褒諭、賜以鎰・弊、并賞其陪臣由必都・鄭憲等。尚元因奏、本國人亦有流入中國者、乞命守臣恤而遣之。禮部請、以其疏、檄示瀕海諸路。報可。

(四五) 嘉靖四十三年（一五六四）十一月戊辰（二十九日）安南都統使莫宏灃所遣宣撫副使黎光賁等、奉表文・方物至京。此嘉靖二十七年歲例貢也。光賁等、至中國十五年餘矣。使臣・從土物故過半。至是、始得達。上嘉其恭順、特賜宴如朝鮮・琉球二國陪臣例。

(四六) 嘉靖四十四年（一五六五）十二月丙子（十三日）琉球國中山王尚元、遣長史梁灼等、齎馬及方物、來謝恩。因送還本國北山守備鄭都所獲中國被虜人口。上嘉尚元忠誠、賜勅褒諭、仍賞銀五十兩・彩幣四表裏、灼及都等各二十兩・一表裏。



訳  
文  
篇



英宗<sup>(1)</sup>実録

- (一) 宣徳十年(一四三五)正月庚寅(十八日) 琉球国中山王尚巴志、通事李敬を遣わし、<sup>(2)</sup>四川石柱宣撫司土官、把事尚添林を遣わし、<sup>(3)</sup>並びに嘉河等の衛の指揮僉事革禿等、俱に来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。
- (二) 宣徳十年二月戊辰(二十六日) 琉球国中山王尚巴志、使臣南米結制等を遣わし、<sup>(4)</sup>表を奉りて謝恩し方物を貢す。宴並びに綵幣等の物を賜う。
- (三) 正統元年(一四三六)正月戊辰(二日) 琉球国中山王尚巴志、使者伍是堅等を遣わし、<sup>(6)</sup>来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。
- (四) 正統元年正月丙子(十日) 大統曆を以て琉球国中山王尚巴志に頒賜す。其の使臣伍是堅に付して齋し<sup>(7)</sup>回らしむ。
- (五) 正統元年二月戊戌(二日) 琉球国中山王尚巴志・日本国王源義教に勅諭して曰く「我が国家、天下を統有し、<sup>(8)</sup>薄海の内外、臣服せざるもの罔し。<sup>(9)</sup>列聖相い承け、<sup>(11)</sup>遠邇を間つること無く、一視同仁なり。爾、<sup>(12)</sup>国を東藩に為し、<sup>(13)</sup>世々職貢を修め、益々永く益々<sup>(14)</sup>虔む。王、遣使して
- (六) 正統元年二月丁巳(二十一日) 琉球国中山王尚巴志、陪臣程安等を遣わし、<sup>(26)</sup>並びに海西女直の那木・塔山等の衛の賽罕等、俱に来朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。
- (七) 正統元年三月丁卯(一日) 琉球国の使臣漫泰来結制等言わく「初め福建に到りし時、<sup>(30)</sup>ただ国王の進貢の方物を具して以聞するのみ。各人の附齋せる海螺殼九十、<sup>(31)</sup>海巴五万八千は一時に自陳<sup>(34)</sup>を失する有り。有司以て漏報<sup>(35)</sup>の數と為し、悉く送りて入官し、<sup>(36)</sup>因りて齋装を乏しくす。<sup>(37)</sup>給価を懇乞す」。上、行在礼部に命じて悉く例の如く之に給せしむ。<sup>(38)</sup>
- (八) 正統元年四月甲子(二十八日) 琉球国中山王尚巴志、遣使して来朝し、馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。
- (九) 正統元年七月辛酉(二十八日) 琉球国中山王尚巴志、
- 来朝し、馬及び方物を献ず。礼意勤至<sup>(14)</sup>なり。朕、祖宗の<sup>(15)</sup>大宝を嗣ぎ承け、四海の群生<sup>(17)</sup>とともに雍熙<sup>(18)</sup>を樂しまんと期す。矧<sup>(19)</sup>んや王、事大に篤きをや。良に嘉尚<sup>(20)</sup>す可し。使者還るに、特に王及び王妃に白金・綵幣を賜いて以て遠意<sup>(21)</sup>に答う。王其れ天道を欽崇し有民を仁恤し、<sup>(22)</sup>永く蕃邦を<sup>(23)</sup>保ちて以て朕の望みに副え。<sup>(24)</sup>



克列阿歹等を遣わし、俱に来朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。

(二八) 正統四年七月壬戌(十六日) 朝鮮国王李禔、陪臣閔義生を遣わし、琉球国中山王尚巴志、使者阿普礼是等を遣わし、表を齎して来朝し、馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに織金襲衣・綵幣等の物を賜うこと差有り。

(二九) 正統四年七月甲戌(二十八日) 琉球国中山王尚巴志奏すらく「本国、洪武より今に迄おぼまで、恭しく朝廷に事え、数々列聖の憫念を荷くし、海舟を給賜せられて載運す。近ごろ使者巴魯等、方物を貢して京に赴き、舟、海風の壊す所と為る。小邦は物料・工力俱に少く、舟を成す能わざるに縁り、乞う、一海舟を賜い、巴魯等に付して領回し、以て朝貢に往来するに供せよ」。事、行在礼部に下し、覆奏すらく「謂うに即今、冗費を節省して以て民力を甦らしむ。若し復た造舟すれば、軍民を勞擾するを免れざらん」。上、福建三司に命じて、見存する海舟の内より一を択びて以て賜い、如し無ければ則ち其の壊れたる所の者を以て修葺して之に与えしむ。

(三〇) 正統四年八月庚寅(十五日) 巡按福建監察御史成規言わく「琉球国の往来の使臣、俱に福州に停住す。館穀の需は費やす所賫られず。比者通事林惠・鄭長の帶する所の番梢・人從二百余人、日給する麩米を除くの外、其の

茶・塩・醃・醬等の物、里甲より出だすは相治して已に常例有り。乃ち故に刁蹬を行い、勒して銅錢に折す。

今に及び、未だ半年ならざるに、已に銅錢七十九万六千九百有余を用て数を按じて取足す。稍々或いは稽緩すれば、輒ち肆に置殿す。蛮夷の人、与に較ぶるに足らずと雖も、而れども憑陵の風、漸く長ぜしむる可からず。已に福州等の府県に行し、止だ例として該に供給すべき物を將て、日を按じて支与し、私に銅錢を以て准当するを許さず。但だ煩瑣多端なれば終に久計に非ず。乞う、該部をして定議し、人ごとに支する日廩の外に量りて少許を加え、聽せて自辦せしめん。其の林惠等は禁戢する能わず、紛紜を坐視す。請う、執えて之を治して以て夷情を肅さん」。事をば行在礼部に下すに、以為えらく「例に於て止だ廩米を日給するのみ。凡そ一切の費は宜しく悉く之を罷むべし。其の通事の人員は禁戢を行わず。其の罪を治するを請う。上以えらく「遠人なれば姑く優容を示し、但だ移文して之を戒諭せしめよ。如果悛めざれば必ず治して宥さず」。

(三一) 正統四年九月己酉(四日) 琉球国、使臣李敬を遣わし、占城国、使臣逋沙怕济閣を遣わし、並びに牙魯衛の女直指揮阿省哥・愛和衛の女直指揮己失・兀者衛の野人女直舍人阿的納・督罕河衛の女直指揮滿古・亦文山衛の女直

指揮幹鑾哥・納刺吉河衛<sup>(121)</sup>の頭目賽因加・兀頼忽衛<sup>(122)</sup>の頭目色路合・兀魯罕河衛<sup>(123)</sup>の舍人土申加阿・真河衛<sup>(124)</sup>の舍人省失・嘔罕河衛<sup>(125)</sup>の指揮阿都赤等、俱に來朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。

(三) 正統五年(一四四〇)二月甲午(二十一日) 琉球国中山王尚巴志、長史梁求保等を遣わし、表を奉じ來朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。

(三) 正統五年三月庚午(二十八日) 琉球国中山王尚巴志、歩馬結制等を遣使<sup>(127)</sup>し、表を奉じ來朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。

(四) 正統六年(一四四一)閏十一月己丑(二十六日) 巡按福建監察御史鄭顥<sup>(128)</sup>等奏すらく「琉球国の通事沈志良・使者阿普斯古、船を駕し瓷器等の物を載し、爪哇国に往きて胡椒・蘇木等の物を買わんとし、東影山<sup>(130)</sup>に至り、風に遭いて桅折れ、進港して修理するに妄りに進貢と称す。今已に人船を拘収し、前項の物貨並びに護船の器械を將て福州府の大儲庫<sup>(134)</sup>に發り、收頓<sup>(135)</sup>して聽候<sup>(136)</sup>す。上曰く「遠人は宜しく撫綏<sup>(137)</sup>を加うべし。況んや險に遇い所を失うをや。尤も矜憐す可し。其れ悉く原収の器物を以て之に給し<sup>(138)</sup>、自ら物料を備えて船を修するを聽<sup>(139)</sup>し、完する日、起程<sup>(140)</sup>を催促し、本国に回還せしめよ」。

(二五) 正統七年(一四四二)正月己丑(二十七日) 琉球国中山王尚巴志薨<sup>(141)</sup>ず。其の子尚忠、長史梁求保等を遣わし、來朝して馬及び方物を貢し、嗣位<sup>(143)</sup>を乞<sup>(143)</sup>う。

(二六) 正統七年三月壬午(二十一日) 琉球国に詔して曰く「昔、我が祖宗、天の明命を恭<sup>(145)</sup>し、天下に君主たり。遠邇<sup>(146)</sup>を聞<sup>(146)</sup>つること無く、一視同仁なり。海外の諸国、咸<sup>(146)</sup>君長を建てて以て其の衆を統<sup>(146)</sup>ぶ。朕、大宝を承<sup>(146)</sup>け、祗<sup>(146)</sup>んで成憲を奉じて用て永寧を図る。故琉球国中山王尚巴志、爰に先朝より恭しく朝廷に事<sup>(146)</sup>え、勤めて職貢を修め、始終一の如し。既に茲<sup>(146)</sup>に亡<sup>(146)</sup>ぶと云う。宜しく承<sup>(146)</sup>継有るべし。其の世子尚忠、敦厚恭慎なること前人に克<sup>(146)</sup>類<sup>(146)</sup>し、上は能く大に事<sup>(146)</sup>え、下は能く民を保つ。今、正使給事中余忭<sup>(147)</sup>、副使行人劉遜<sup>(148)</sup>を遣わし、勅を齎<sup>(148)</sup>し、尚忠を封じて琉球国中山王と為して、以て国事を主<sup>(148)</sup>らしむ。爾<sup>(149)</sup>大小の頭目人等、其れ欽んで朕の命を承<sup>(149)</sup>け、心を尽くして輔翼<sup>(149)</sup>し、惇<sup>(149)</sup>く善道を行え。凡そ国人をして咸<sup>(149)</sup>太平を樂しましむれば、朕の蒼生<sup>(150)</sup>を仁覆するの意に副<sup>(150)</sup>うに庶<sup>(150)</sup>からん」。並びに尚忠に勅して曰く「爾、長史梁求保を遣わし、爾の父王尚巴志の亡歿を奏す。良に深く悼念す。特に遣使し、爾を命じて琉球国中山王と為して以て国事を主らしむ。爾宜しく篤く爾の父の志を紹<sup>(151)</sup>ぐべし。益々事上の誠を堅くし、敬んで臣節を守り、恭しく職貢を修め、善く国人を撫し、

隣境と和睦すれば、永く太平の福を享くるに庶幾ちかからん」。仍お忠並びに妃に皮弁冠服・金織羅襲衣及び金織綵段・羅・布等の物を賜う。

(二七) 正統七年四月丁酉(七日) 琉球国中山王世子尚忠、使臣達福期等を遣わして、表を進め馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。

(二八) 正統七年七月丙子(十八日) 琉球国中山王世子尚忠、吉且坦等を遣使し、来朝して馬を貢す。宴を賜い並びに綵段表裏・布を賜うこと差有り。

(二九) 正統七年十二月甲寅(二十八日) 琉球国、使臣明泰等を遣わし、表を捧じて慶賀し、方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。

(三〇) 正統九年(一四四四)二月庚戌(三十日) 琉球国中山王尚忠、使臣梁求保を遣わし、表を奉じ来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに紵糸襲衣・綵幣を賜うこと差有り。

(三一) 正統九年四月丁酉(十八日) 琉球国王尚忠、陪臣梁回等を遣わし、来朝して方物を貢す。宴並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。

(三二) 正統九年五月戊午(九日) 琉球国の使臣梁回、進貢して還るに奏すらく、「一海船を乞いて以て歳時の朝貢に便ならしめん」。之に従う。

(三三) 正統九年五月己巳(二十日) 琉球国王尚忠、通事蔡讓(157)

等を遣わし、占城国王摩訶貴該(158)、使臣芙留該等を遣わし、俱に来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣等の物を賜うこと差有り。

(三四) 正統九年六月己卯(一日) 礼科給事中余忭・行人劉遜、琉球に奉使して還るに、船を以て琉球の使臣梁回等三十名を順帯(159)して来京せしめ、並びに黄金・沈香・倭扇(160)の恵を受く。校尉、其の事を廉しちべて以聞す。锦衣衛(162)の獄に下して実を鞫す。上、杖を命ずれども之を宥ゆるす。

(三五) 正統九年七月庚午(二十三日) 琉球国、使臣伍是佳美等を遣わし、馬及び方物を貢す。綵幣・布を賜うこと差有り。

(三六) 正統十年(一四四五)正月辛卯(十七日) 朝鮮国王李禔、陪臣閔伸を遣わし、琉球国中山王尚忠、使臣梁回等を遣わし、及び福余等の衛の指揮古南不阿・赤斤蒙古衛(165)の頭目捏伯沙・毛憐等の衛の女直都督撤滿答失里等、来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣・金織襲衣等の物を賜うこと差有り。

(三七) 正統十年二月庚戌(六日) 琉球国中山王尚忠、使者羅佳其等を遣わし、表文を齎捧じ来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣・襲衣等の物を賜う。

(三八) 正統十一年(一四四六)二月庚戌(十二日) 琉球国中山王尚忠、使臣阿普斯古等を遣わし、来朝して馬・駝(166)及

び方物を貢す。宴並びに綵幣表裏等の物を賜うこと差有り。

(三九) 正統十一年四月丁巳(二十日) 福建布政司右参政宋彰<sup>(167)</sup>・按察司副使邵宏誉<sup>(169)</sup>の罪を宥す。時に琉球国の使臣還るに、工部奏請し、福建をして海舟を備具して之を遣わしむ。而るに彰・宏誉、展転<sup>(171)</sup>して方命す。彰又奏すらく、「海舟は職とする所に非ず」。都察院、巡按監察御史に下して之を鞠せしむ。彰を徒に、宏誉を杖に坐し、俱に贖に当る。上、命じて俱に之を宥す。

(四〇) 正統十一年四月甲子(二十七日) 安南国王黎濬<sup>(173)</sup>・琉球国中山王尚忠、各々陪臣を遣わし、来朝して馬及び金銀器皿・方物を貢す。宴並びに綵幣を賜うこと差有り。

(四一) 正統十一年六月壬寅(六日) 琉球国中山王尚忠、使者伍是佳美等を遣わし、表文を齎捧し来りて今年の正旦を賀し、馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣・襲衣等の物を賜うこと差有り。

(四二) 正統十二年(一四四七) 二月甲辰(十二日) 琉球国中山王尚忠、使臣程安<sup>(174)</sup>を遣わし、表を奉じ来朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣・襲衣等の物を賜うこと差有り。

(四三) 正統十二年二月丁未(十五日) 琉球国中山王世子尚思達<sup>(175)</sup>、其の父忠薨ずるを以て、長史梁球を遣わし、表を奉

りて襲爵を請い、馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣・襲衣等の物を賜うこと差有り。

(四四) 正統十二年三月丁亥(二十五日) 給事中陳傳<sup>(176)</sup>・行人万祥<sup>(177)</sup>を遣わし、琉球国に往きて故中山王尚忠を諭祭し、並びに節<sup>(179)</sup>を持して王世子尚思達を冊封せしむ。勅諭を之に賜いて曰く「爾、比、長史梁球等を遣わし、爾の父王尚忠の亡歿を奏す。良に深く悼念す。特に爾を封じて琉球国中山王と為し、爾の父を継承して国事を主理せしむ。爾宜しく篤く先志を紹ぎ、益々事上の誠を堅くすべし。敬しく臣節を守り、恪んで職貢を修め、簡びて賢良を任じ、善く国人を撫し、隣境と和睦して以て国土を保たば、永く太平の福を享くるに庶幾からん。欽めや<sup>(180)</sup>」。仍お皮弁冠服・常服及び織錦紵糸・羅段等の物を以て之に賜う。復た其の国の大小の頭目人等に詔諭すらく、「心を尽くして輔翼し、悃<sup>(181)</sup>く善道を行い、各々礼分に循<sup>(182)</sup>いて僭踰<sup>(183)</sup>或る事毋かれ。凡ての国人をして同に雍熙を樂しましめて、朕の一視同仁の意に副え」。

(四五) 正統十二年五月辛卯(二日) 琉球国中山王世子尚思達、通事蔡讓等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣表裏等の物を賜うこと差有り。

(四六) 正統十三年(一四四八) 正月壬寅(十五日) 琉球国中山王世子尚思達、使臣者闍班那を遣わし、哈密忠順王倒

瓦答失里、使臣鬼里赤を遣わし、亦力把里等の地面<sup>(184)</sup>の亦迷力火者王<sup>(185)</sup>、使臣宰奴丁を遣わし、海西の塔山等の衛<sup>(186)</sup>の野人女直指揮永的・建州等の衛<sup>(187)</sup>の女直都指揮召歹羊加・遼東安樂州の達官指揮苦失帖木等、俱に來朝して馬・駝・銀鼠<sup>(190)</sup>及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣表裏・絹・布・鈔錠等の物を賜うこと差有り。

(四) 正統十三年正月壬子(二十五日) 四川長河西の番人及び琉球国の番伴<sup>(192)</sup>、会同館門外に相殴し、重傷なる者有り。事をば聞す。上、命じて、殴りて死に至らしむる者は死に抵<sup>(193)</sup>てしむ。

(四) 正統十四年(一四四九) 正月庚子(十九日) 福建布政司奏すらく、「沙・尤二県の強賊未だ靖んぜざるを以て、琉球国の進貢せる方物・馬匹を將<sup>(194)</sup>て、賊平らぐ日を候ちて起運せんと欲す」。之に従う。

(四) 正統十四年三月辛巳(一日) 琉球国中山王尚思達、使臣梁同等を遣わし、表を奉じ來朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに金織紵糸襲衣・綵段表裏等の物を賜うこと差有り。

(五) 正統十四年五月戊申(二十九日) 刑科給事中陳傳を諫して大同に成せしむ。初め傳、命を奉じて琉球国に使し、道して其の家を過ぐるに遷延<sup>(199)</sup>して行かず。礼科都給事中章瑾<sup>(200)</sup>、劾奏すらく「傳は福建の人なり。福建の地は琉球

に隣す。當に避嫌<sup>(201)</sup>すべし。却つて其の貫籍<sup>(202)</sup>を匿し、朦朧<sup>(203)</sup>して内府の金織衣一襲・鈔百錠を給せられて往使す」。上、命じて使の回<sup>(204)</sup>るを待ちて之を治せしむ。是に至り還る。錦衣衛の獄に下し鞫驗す。法司奏すらく「内府の財物を盗む者の律に比し、斬を贖し、黜<sup>(208)</sup>して民と為すに當る」。上、命じて大同の威遠衛<sup>(210)</sup>に謫成せしむ。

(五) 正統十四年八月丁丑(三十日) 琉球国中山王尚思達、使臣馬權度等を遣わし、馬及び方物を貢す。綵段・衣服・冠帯等の物を賜う。仍お馬權度をして勅并びに紗・羅・紵糸を齎し、歸りて其の国王及び妃に賜わしむ。

(五) 正統十四年九月庚辰(三日) 礼部言わく「琉球国の使臣蔡寧等、朝貢して京に至る。賜う所の絹匹等の物を以て、蘇州府地方<sup>(214)</sup>に往き、紗・羅・紵糸を貿易し、回還して服用せんと欲す」。之に従う。

\* (五) 正統十四年九月甲午(十二日) 琉球国中山王尚思達遣わす所の陪臣馬權度等<sup>(216)</sup>辭す。宴并びに綵幣表裏・襲衣を賜う。仍お權度に命じ、勅并びに金織綵段表裏を齎し、歸りて其の王及び妃に賜わしむ。

(五) 景泰元年(一四五〇) 正月戊子(十二日) 琉球国中山王尚思達、使臣百佳尼を遣わし、朝鮮国王李禔、陪臣南

智等を遣わし、各々来朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣表裏・布・絹等の物を賜うこと差有り。使臣陛辞するに及び、各々命じて勅并びに文綺・綵段表裏を賚い、帰りに其の王及び妃に賜わしむ。

(五) 景泰元年三月己未（十五日） 琉球国中山王尚思達、使臣馬権度を遣わし、表を奉じて馬及び方物を貢す。綵幣等の物を賜うこと差有り。

(五六) 景泰元年五月丁卯（二十四日） 礼部奏すらく、「琉球国の通事程鴻等言わく、朝貢して回還し、暹羅国に往き、蘇木等の物を貨買せんと欲す。意ならずも中途に風に遭い船を壊し、回国する能わず。賞賜の綵幣等の物を將て、木料<sup>(220)</sup>を買い工匠を備い、造船して回還せんと欲す、と。宜しく言う所に従い、福建三司に移文し、其の自ら造るを聴すべし。軍民を侵擾するを許さず」。之に従う。

(五七) 景泰元年八月乙未（二十四日） 琉球国中山王尚思達、使臣梁回等を遣わし、表を奉じて来朝し、馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵段表裏・絹・布等の物を賜うこと差有り。

(五八) 景泰二年（一四五二）正月乙卯（十五日） 礼部奏すらく「琉球国の使臣王察都等、朝貢して京に至り、訴称するに、回程に船を欠く、自ら物料を備え福建に於て造船せんと欲す、と。今、福建地方賊を被るに縁り、人民艱

窘す。宜しく其れをして本国の進貢の通事李敬等の回る日を候ち、順搭して回国せしむべし」。之に従う。

(五九) 景泰二年二月壬辰（二十三日） 琉球国中山王尚思達、使者王察都を遣わし、達思蛮長官司の故土官達思刺の男の乃兒只監祭、番僧朶肉蔵を遣わし、雲南の八百・车里・老撾三宣慰司の宣慰使刀招孟禄等、来朝して馬及び方物を貢す。宴并びに紵糸襲衣・綵段表裏・絹・鈔を賜うこと差有り。

(六〇) 景泰二年四月辛未（三日） 琉球国中山王尚思達、使臣巫間美等を遣わし、表を奉じて来朝し、馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣表裏・絹・鈔を賜うこと差有り。

(六一) 景泰二年七月戊戌（二日） 左給事中喬毅・行人童守宏を遣わし、故琉球国中山王尚思達を諭祭し、其の叔父尚金福<sup>(230)</sup>を封じて中山王と為す。

(六二) 景泰三年（一四五三）三月辛丑（八日） 琉球国中山王尚思達、使臣巫間美を遣わし、陝西必里衛の指揮僉事康泰・烏思蔵等の処の番僧公葛卒陸等、来朝して馬及び方物を貢す。宴并びに衣服・綵幣等の物を賜うこと差有り。

(六三) 景泰三年五月辛亥（十九日） 琉球国中山王叔尚金福、通事李敬等を遣わし、馬及び方物を貢す。宴并びに鈔・綵幣表裏・紵糸襲衣等の物を賜う。仍お敬等に命じ、綵

幣表裏を齎し、帰りて金福に賜わしむ。

(六四) 景泰三年六月辛巳(二十日) 刑部に命じ、出榜<sup>(233)</sup>して福建沿海の居民を禁約<sup>(234)</sup>し、中国の貨物を収販し軍器を置造<sup>(235)</sup>し、海船を駕して琉球国に交通し、招引して寇を為すを得る母からしむ。時に黄蕭養<sup>(236)</sup>の乱<sup>(236)</sup>と言う有り、多く海寇嘯聚するに由る。故に之を禁ずるなり。

(六五) 景泰三年九月癸丑(二十四日) 琉球国中山王叔尚金福、通事蔡讓等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴及び綵幣表裏を賜うこと差有り。

(六六) 景泰四年(一四五三) 三月丁卯(十日) 琉球国中山王尚金福、使臣吳斉を遣わし、四川長河西・魚通・寧遠軍民宣慰司の宣慰使哈思叭堅千、把事漂児剛を遣わし、烏思藏南林叱等の寺の刺麻<sup>(237)</sup>番僧班丹領占、来朝して馬を貢す。宴及び綵幣等の物を賜うこと差有り。

(六七) 景泰四年四月戊申(二十一日) 琉球国中山王尚金福、通事馬俊<sup>(238)</sup>等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴及び綵幣表裏等の物を賜う。

(六八) 景泰四年六月辛亥(二十六日) 琉球国中山王尚金福、陪臣蔡寧等を遣わし、方物を貢す。宴及び綵幣等の物を賜うこと差有り。

(六九) 景泰四年八月庚子(十六日) 琉球国中山王尚金福、通事程鴻等を遣わし、表を奉じて来朝し、馬及び方物を貢

す。宴及びに鈔・綵幣表裏を賜うこと差有り。

(七〇) \* 景泰五年(一四五四) 二月己亥(十八日) 琉球国の掌国事王弟尚泰久、遣使し来朝して貢す。因りて奏すらく「長兄の国王金福薨<sup>(239)</sup>ず。次兄布里<sup>(240)</sup>と姪志魯<sup>(241)</sup>と争立し、府庫<sup>(242)</sup>を焚焼し、両<sup>ふた</sup>つながら傷つき俱に絶ゆ。原賜<sup>(243)</sup>わる鍍金銀印<sup>(243)</sup>を將て鎔壞して存する無し。今本国の臣庶、臣を推して国事を權せしむ。乞う、鑄して換えて用<sup>もち</sup>て邦民を鎮むるを賜え」。所司<sup>(245)</sup>に命じて之に給せしむ。使臣に宴及びに鈔幣等の物を賜う。

(七一) 景泰五年三月戊寅(二十七日) 琉球国の使臣陸辞す。宴及びに鈔幣を賜う。仍お命じて勅及び綵幣を齎し、其の王弟尚泰久に賜わしむ。

(七二) 景泰五年九月癸丑(五日) 琉球国の通事蔡寧等、四川馬湖府<sup>(246)</sup>の通事何義等、馬を貢す。鈔・綵幣等の物を賜うこと差有り。

(七三) 景泰六年(一四五五) 二月庚寅(十四日) 琉球国の掌国事王弟尚泰久、陪臣梁回等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴及び綵段表裏<sup>(247)</sup>等の物を賜う。

(七四) 景泰六年三月乙丑(二十日) 琉球国王の姪尚伯礼<sup>(248)</sup>等、蘇州<sup>(249)</sup>に於て紗・羅の段疋を収買し、及び釘・麻等の物を買辦<sup>(250)</sup>し、海船を修葺せんと欲す。礼部、其の民を擾するを恐れ、從<sup>ゆゑ</sup>さず。帝、琉球素より王法<sup>(251)</sup>に遵い、他夷と同

じからざるを以て、特に命じて之を従さしむ。

(七五) 景泰六年四月辛卯(十六日) 給事中嚴誠(252)を遣わして正

使と為し、行人劉儉(253)をば副使と為し、詔を齎し、琉球国

中山王弟尚泰久を封じて王爵を嗣がしむ。勅諭を之に賜

いて曰く「爾、先世より藩維(254)を恪守し、伝えて爾の兄に

及び、益々継述(256)を隆め、天を敬い上に事え、久しくして

愈々虔(257)む。属(258)茲に薨逝し朕の懷を軫(259)ましむ。爾乃ち

王弟なれば宜しく国封を紹ぐべし。特に遣使して詔を齎

し、爾を封じて琉球国中山王と為す。並びに爾及び妃に

冠服・綵幣等の物を賜う。爾尚(260)わくは臣節を砥礪(261)し、允

に藩屏(262)の誠を堅くし、国人を懷撫すれば、承先の志を遂

ぐるに庶(263)からん。欽めや」。又其の国人に詔して曰く「帝

王、天下を主宰するや、恒に一視にして同仁なり。藩屏、

国中を表率(264)するに、同氣(265)以て相い嗣ぐ或り。朕、躬ら天

命を膺(266)け、華夷を撫馭し諸侯を封建(267)し、遠近を問(268)つるこ

と無し。琉球国王尚金福、既に薨(269)ず。其の弟尚泰久、性

資英厚にして国衆帰心す。肆(270)に特に正副使を遣わし、勅

を齎し封じて琉球国中山王と為す。凡そ彼の国中の遠近

の衆庶は夙夜惟(271)れ寅(272)み、宜しく心を輔翼(273)に悉(274)すべく、務

めて理分に循(275)い、乖違(276)を致す或る罔(277)く、長く忠順の心を

堅くし、永く太平の福を享けよ。故に茲に詔示し、咸(278)

く聞知せしむ(279)」。咸

(七六) 景泰六年五月辛酉(十七日) 琉球国、通事馬俊等を遣

わし、朝鮮国王李弘暉(280) 陪臣李鳴謙等を遣わし、俱に來

朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣表裏・金織紵糸

襲衣等の物を賜う。

(七七) 景泰七年(一四五六) 三月甲戌(五日) 琉球国の掌国

事王弟尚泰久・陝西岷州衛(281)の大崇教寺の弘慈広善国師鎖

南蔵卜、各々人を遣わし來朝して馬を貢す。宴及び鈔・

帛(282)を賜う。

\*

(七八) 天順元年(一四五七) 二月戊午(二十四日) 琉球国中

山王尚泰久、受封するを以て遣使して方物を貢し謝恩す。

(七九) 天順元年三月辛巳(十八日) 琉球国王尚泰久、使臣程

鵬等(283)を遣わし、朝鮮国王李瑋(284) 使臣権聡等を遣わし、來

朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣表裏等の

物を賜うこと差有り。

(八〇) 天順二年(一四五八) 正月戊辰(九日) 琉球国中山王

尚泰久、通事程鴻を遣わし、來朝して方物を貢す。宴を

賜う。

(八一) 天順二年二月乙未(六日) 安南国王黎濬、陪臣黎希葛

等を遣わし、琉球国中山王尚泰久、使臣吳是堪美等(285)を遣

わし、朝鮮国王李瑋、陪臣李澄珪等を遣わし、並びに毛

憐等の衛の野人女直指揮得隆哥等・四川塩井衛<sup>(273)</sup>の土官把事阿那他等・西寧衛の弘覚等の寺の国師刺麻箇思巴鎖南等・烏思蔵鉄占令等の寺の刺麻番僧瓦秀歪等、各々来朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣表裏を賜うこと差有り。

(八二) 天順二年閏二月甲子(六日) 琉球国王尚泰久、使臣衛農是等を遣わし、湖広施州衛施南宣撫司<sup>(274)</sup>、峒長張亜送等を遣わし、貴州宣慰司、舍人把事阿魯等を遣わし、四川馬湖府、舍人把事向子昇等を遣わし、各々来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵幣表裏を賜うこと差有り。

(八三) 天順三年(一四五九)二月己卯(二十六日) 琉球国中山王尚泰久、使臣李敬等を遣わし、来朝して馬及び金銀器皿等の物を貢す。宴及び綵幣表裏・襲衣を賜うこと差有り。

(八四) 天順三年三月甲申(二日) 礼部奏すらく「琉球国中山王尚泰久、奏称するに、本国の王府失火し、倉庫の銅銭・貨物を延焼す。附搭の蘇木等の貨を將て、永樂・宣徳の間の例に照らして銅銭を給賜するを欲す、と。且つ銅銭は中国の用うる所に係われれば、以て給するを准し難し。宜しく估計せる鈔貫を將て、旧に照らして六分は京庫<sup>(280)</sup>、關生絹匹<sup>(281)</sup>を折支し、其の四分は福建布政司に移文し<sup>(283)</sup>、収貯せる紵糸・紗・羅・絹・布等の物をば時直に依り<sup>(284)</sup>、関給<sup>(285)</sup>

すべし」。之に従う。

(八五) 天順三年八月甲寅(五日) 琉球国中山王尚泰久、使臣巫羅佳其等を遣わし、来朝して方物を貢す。宴並びに鈔・綵幣表裏等の物を賜うこと差有り。

(八六) 天順四年(一四六〇)三月辛巳(四日) 朝鮮国王李瑠・琉球国中山王尚泰久、各々遣使して来朝し方物を貢す。宴及び綵幣を賜うこと差有り。

(八七) 天順五年(一四六一)二月庚寅(十九日) 朝鮮国王李瑠、陪臣宋処寛等を遣わし、琉球国中山王尚泰久、陪臣王察等<sup>(286)</sup>を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴及び綵幣等の物を賜うこと例の如し<sup>(287)</sup>。

(八八) 天順六年(一四六二)二月庚寅(二十五日) 琉球国王尚泰久、使臣程鵬等を遣わし、来朝して方物を貢す。：宴並びに綵幣表裏等の物を賜うこと差有り。

(八九) 天順六年三月乙巳(十日) 朝鮮国王李瑠・琉球国中山王世子尚徳<sup>(288)</sup>、各々陪臣を遣わし、来朝して方物を貢す。宴賜は各々例の如し。

(九〇) 天順六年四月辛卯(二十六日) 吏科右給事中潘榮・行人司行人蔡哲に命じ、正副使に充て、琉球国に往きて故王尚泰久を祭り、並びに其の世子尚徳を封じて王と為さしむ<sup>(292)</sup>。且つ之に詔して曰く「朕、帝王の統を紹ぎ、祖宗の緒を續ぎ、天下を主宰するに一視同仁にして、華夷を

撫馭するに、遐邇を問つること靡し。惟うに爾琉球国、海島に僻居するも閩中に密邇し、義を慕いて来庭し封を受け業を伝うること蓋し有年なり。故国王尚泰久、篤を克くし誠に勤め、天を敬い大に事え、甫めて六載を余すに、倏爾告終す。先業の存する攸、承継無かる可けんや。

其の世子尚徳、性資仁厚にして国衆帰心す。茲に特に正使吏科右給事中潘栄・副使行人司行人蔡哲を遣わし、詔を齎し往きて封じて琉球国中山王と為し、仍お賜うに皮弁冠服等の件を以てす。凡そ国中の官僚・士庶、宜しく心を同じくして輔翼し、我が外藩を作すべし。於乎、理に循い度を謹み、永く率俾の忠を堅くし、族に親しみ隣に睦み、不いに咸寧の化を冒んにせよ。故に茲に詔示し、悉く聞知せしむ。

(九二) 天順七年（一四六三）二月戊辰（九日）琉球国中山王世子尚徳、使臣崇嘉山等を遣わし、朝鮮国王李瑑、陪臣柳子煥等を遣わし、来朝して馬を貢す。宴及び綵幣表裏等の物を賜うこと差有り。

憲宗<sup>(1)</sup>実録

- (一) 天順八年（一四六四）三月癸酉（二十日） 琉球国中山王尚徳、使臣を遣わし、表を進めて方物を貢す。綵段・冠帯・襲衣を賜うこと差有り。仍お使臣に命じて詔書並びに国王・王妃に賜う文錦・綵段等の物を領し、回国して開読<sup>(4)</sup>し給賜せしむ。
- (二) 成化元年（一四六五）三月丁卯（二十日） 琉球国中山王尚徳、弟尚武等を遣わし、表を奉じて来朝し、馬及び方物を貢す。宴並びに衣服・綵段等の物を賜う<sup>(7)</sup>。
- (三) 成化二年（一四六六）閏三月乙亥（四日） 琉球国中山王尚徳、使臣程鵬等を遣わし、表を奉じて来朝し、馬及び方物を貢す。宴並びに衣服・綵段等の物を賜うこと差有り。
- (四) 成化三年（一四六七）三月乙酉（二十日） 琉球国中山王尚徳、長史蔡璟等<sup>(9)</sup>を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。綵段等の物を賜うこと差有り。
- (五) 成化四年（一四六八）二月辛亥（二十日） 琉球国中山王尚徳、使臣程鵬等を遣わし、表を奉じて馬及び方物を貢し、来朝して謝恩す。衣服・綵段等の物を賜うこと差有り。
- (六) 成化四年十月甲辰（十八日） 琉球国中山王尚徳、使臣誦詩等<sup>(12)</sup>を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。衣服・綵段等の物を賜うこと差有り。
- (七) 成化五年（一四六九）二月戊申（二十三日） 琉球国中山王尚徳、長史蔡璟等を遣わし、表を奉じて来朝し、馬及び方物を貢す。宴並びに綵段等の物を賜うこと差有り。
- (八) 成化五年三月壬辰（八日） 琉球国中山王の長史蔡璟、其の祖<sup>(14)</sup>、本福建南安県の人、洪武初め、命を奉じ琉球国に於て進貢を導引するを以て通事を授かる。父<sup>(15)</sup>、通事を襲し、伝えて璟に至り、長史に陞る。是に至り、奏して、例に照らして誥<sup>(16)</sup>を賜い其の父母に封贈するを乞う。吏部に下し、例無きを以て而して止む。
- (九) 成化五年四月丙辰（三日） 広東市舶司奏すらく、「番舶の風吹を被り九星洋<sup>(19)</sup>に至る有り。審ぶる<sup>(18)</sup>に是れ琉球国遣わす所の使臣の来貢する者なるを知る。告する<sup>(20)</sup>に、土貨<sup>(21)</sup>を貿易し、福建に往き造船して回国せんと欲す、と」。礼部覆奏すらく、「宜しく広東巡撫等の官に移文し、嚴に訳審<sup>(23)</sup>を加え、果して虚詐無くば方<sup>(22)</sup>めて貿易を許し、仍お各夷に諭し、今後の進貢は務めて福建の故道に由らしむべし。且つ下人<sup>(24)</sup>を禁約するに、因つて侵損して彼の向化の心を失うを得ざらしめよ」。之に従う。
- (一〇) 成化五年十一月丙申（十六日） 琉球国中山王尚徳、使

臣查農是等を遣わし、来朝して方物を貢す。宴並びに綵段表裏等の物を賜うこと差有り。

(二) 成化六年（一四七〇）二月辛未（二十二日）福建按察司奏すらく、「琉球国の使臣程鵬、方物を進貢し福州に至り、委官の指揮劉玉と私かに貨賄を通ず。俱に当に究治すべし」。詔して玉を逮え之を治す。而れども鵬を宥す。

(三) 成化六年四月庚戌（二日）琉球国中山王尚徳、使臣程鵬等を遣わし、表を奉じて来朝し、馬及び方物を貢す。宴並びに綵段等の物を賜うこと差有り。

(三) 成化七年（一四七一）三月甲申（十一日）琉球国中山王世子尚円、使臣蔡璟等を遣わし、来朝して方物を貢す。其の国王尚徳の薨逝を報じ、及び封爵を請う。璟等に宴並びに衣服・綵段等の物を賜う。

(四) 成化七年三月丁亥（十四日）都給事中丘弘を遣わして正使と為し、行人韓文を副使と為し、琉球国に往き、其の世子尚円を封じて中山王と為し、並びに儀物を齎して、慶弔の礼を行わしむ。

(五) 成化七年三月戊戌（二十五日）琉球国の使臣蔡璟、織金蟒龍羅衣を以て匠を雇い紐製す。時に錦衣衛校尉、市民の外国の人と交通する者を緝獲する有り。刑部之を鞠す。其の羅、私交に出ざる者なるを疑うも、皆服せず。

璟に詢うに及び、固く称して其の国王、先朝より賜を受くる者と為す。事をば聞す。上、礼部に命じて旧籍に有無を稽せしむ。礼部、無しと云う。遂に内庫に收貯す。仍お其の国王に勅諭して之を知らしむ。

(六) 成化七年四月壬子（十日）戸科都給事中丘弘、琉球国に出使するに、道、閩を経るを以て、便道して展祭するを乞う。許さず。

(七) 成化七年四月癸丑（十一日）戸科都給事中丘弘、行人韓文奏すらく、「凡そ外国に使用する者は、例として公侯の服色を賜わり、自ら釵花金帯を備え、其の国に至れば則ち之を繫ぐ。今臣等、琉球に奉使するに、衆に従わんと欲すれば則ち事は擅専に涉り、制に遵わんと欲すれば則ち官は止だ七品にして服色称わず。乞う、鍍金花帯を賜いて以て国威を壯んらしめよ」。事をば礼部に下し、尚書鄒幹等覆奏し、例無しと為すを以て而して止む。

(八) 成化七年六月甲寅（十三日）兵科給事中官栄を遣わし琉球国に使せしむ。是れより先、戸科給事中丘弘を以て正使と為し、琉球に赴き王を封ぜしむ。弘、山東に至り病卒す。故に復た栄を遣わし、副使行人韓文と偕に以て往かしむ。

(九) 成化八年（一四七二）二月戊子（二十一日）琉球国中山王世子尚円、長史梁応を遣わし、表を奉じて来朝し、

馬及び方物を貢す。宴並びに綵段等の物を賜うこと差有り。

(二〇) 成化八年四月丁亥（二十一日） 福建三司の官奏すらく「琉球国の夷人の、先に進貢に因り内地に潜居し、遂に家業を成して年久しく本国に還らざる者は、乞う、尽く之を遣せよ<sup>(58)</sup>。事、礼部に下し、集議す、「如し其の人、曾て戸部の勘合を承け、許して入籍せしむる者なれば旧に仍り、余は奏する所の如くせん」。之に従う。

(二一) 成化九年（一四七三）四月丁卯（七日） 琉球国中山王尚円、王舅武実等を遣わし、<sup>(60)</sup>来朝して方物を貢し謝恩す。宴賜、例の如し。武実復た奏すらく、「国王嘗て人を遣わし滿刺加国に往き貢物を収買せしむるに、風を被り船を壊し広東に漂至す。有司、福建に転送し、臣等を俟ちて同に還らしむ。乞う、自ら工料を備え船を修して回国せんことを」。之を許す。

(二二) 成化十年（一四七四）四月丙辰（二日） 琉球国中山王尚円、使臣沈滿志等を遣わし、<sup>(64)</sup>来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵段等の物を賜うこと差有り。仍お鈔・絹を以て其の自ら貢する物の直に酬ゆ。<sup>(65)</sup>滿志等、旧制の如く銅錢を折給するを乞う。許さず。

(二三) 成化十一年（一四七五）三月己未（十日） 琉球国中山王尚円、使臣程鵬等を遣わし、<sup>(68)</sup>来朝して方物を貢し謝恩<sup>(69)</sup>

す。宴並びに金織衣・綵段等の物を賜うこと差有り。

(二四) 成化十一年四月戊子（十日） 琉球国の使臣程鵬奏して、常例の如く歳ごとに一たび朝貢するを乞う。礼部に下すに覆奏すらく「去年、福建の守臣言わく、琉球国の使臣登岸し、懷安県の民陳二觀夫妻を殺死し、其の房屋を焚き其の財物を劫す。訪察するも獲えず、と。今、鵬等將に還らんとす。宜しく勅を齎しめて省諭し、並びに定むるに貢期を以てすべし」。上、之に従う。其の王尚円に勅して曰く、「王、遣使し京に赴きて朝貢するに、已に例の如く賞賜し遣還す。近ごろ福建の鎮守・巡按等の官奏すらく、通事蔡璋等、福州に還次し、人を殺し財を劫し、非法なること殊に甚だし、と。今使臣還るに因り、特に勅を降して省諭す。勅至らば、王宜しく璋等の其の下を故縦するの罪を責問し、並びに肆悪の徒を追究し法に依りて懲治すべし。自後定めて例と為して二年一貢し、止だ百人を許すのみ、多くも更に加うるに五人を過ぎず。国王の正貢を除く外、私に貨物を附し、並びに途次に騷擾し、国王の忠順の意に累有らしむるを得ず。王其れ之を省みよ」。

(二五) 成化十二年（一四七六）三月戊申（五日） 琉球国中山王尚円、使臣梁応等を遣わし、<sup>(83)</sup>表を奉じて馬及び方物を貢し、来朝して謝恩す。宴並びに金織衣・綵段等の物を

賜うこと差有り。

(二六) 成化十二年三月己未(十六日) 琉球国の使臣梁応等、

皇太子を立つるに困り、奏して、朝鮮・安南の例の如く詔を賜いて齎回せしむるを乞う。礼部、琉球と日本・占城と皆海外の国なれば、例として頒詔せざるを以てす。上、之を是とし、命じて勅を降し、並びに文錦・綵段を以て使臣に付し、歸りて其の王及び妃に賜わしむ。

(二七) 成化十二年四月乙未(二十二日) 巡按福建監察御史葉稠及び都・布・按三司奏すらく「市舶提挙司は琉球一國の貢物を専理し、事務繁ならず。内官施斌既に卒す。宜しく更差する勿かるべく、而して兼ねて之を鎮守太監盧勝に属すれば庶民擾せず」。上、従さず。即ち内官韋查に勅して以て往かしむ。

(二八) 成化十三年(一四七七) 三月壬申(五日) 琉球国中山王尚円、使臣李榮等を遣わし、読いて使臣程鵬等を遣わし、各々表を奉じて馬及び方物を貢し、来朝して謝恩す。宴並びに金織衣・綵段等の物を賜うこと差有り。

(二九) 成化十三年四月丙寅(二十九日) 琉球国王尚円、復た歳ごとに一たび遣使し朝貢するを請う。許さず。是れより先、王、奏して歳ごとに一たび朝貢するを請うに、已に勅を降して省論し、二年に一たび至らしむ。是に至り、復た請を為すを以てす。命じて仍お前の勅の如からしむ。

(三〇) 成化十四年(一四七八) 三月戊子(二十六日) 安南国

王黎灝奏すらく「占城の頭目波籠阿麻、先に臣の国と通好す。成化十一年、琉球国の海船の漂風の衆を得て、遂に率いて以て侵掠し、臣の国の辺兵の敗る所と為る。(下略)」。

(三一) 成化十四年四月甲辰(十三日) 琉球国中山王世子尚真、

長史梁応等を遣わし、表・箋を進めて馬及び方物を貢し、王爵を襲封するを請う。宴並びに金織衣・綵段等の物を賜うこと差有り。

(三二) 成化十四年四月丙午(十五日) 命じて兵科給事中董昱を正使と為し、行人司右司副張祥を副使と為し、詔を齎して琉球国に往き、世子尚真を封じて中山王と為さしむ。賜うに皮弁冠服・金箱犀帯を以てし、並びに紵糸・羅等の物を以て、王及び其の妃に賜う。

(三三) 成化十四年四月己酉(十八日) 礼部奏すらく「琉球国は已に二年一貢を准す。今其の国王尚円既に故し、而して其の世子尚真、乃ち一年一貢を欲すと奏し、輒ち先朝の事を引き、妄りに諸夷を控制するを以て言と為す。原より其の実情は市易を凶らんと欲するに過ぎざるのみ。

況んや近年都御史の奏するに、其の使臣、多く福建の逋逃の徒に係わり、狡詐百端にして殺人放火し、亦た中国の貨を買いて以て外夷の利を専にせんと欲するをや。其

の請に従い難し」。命じて前の勅に依り二年一貢に止めしむ。

(三三) 成化十五年（一四七九）三月甲戌（十八日）琉球国中山王世子尚真、使臣李栄等を遣わし、封冊<sup>(115)</sup>を迎えて来朝し、並びに方物を貢す。宴並びに衣服・綵段等の物を賜うこと差有り。

(三五) 成化十六年（一四八〇）三月辛卯（十一日）兵科給事中董旻・行人司副張祥は正副使に充たり、琉球国世子尚真を封じて中山王と為す。王、之に金<sup>(116)</sup>を贖<sup>(117)</sup>る。旻等、之を受け、帰りて実を具して以聞し、其の使臣に付して領回せしむる、或いは官に送りて公用するを請う。上、旻等に命じて之を受けしむ。

(三六) 成化十六年三月甲辰（二十四日）琉球国中山王尚真、使臣を遣わし、表・箋を齎して方物を貢し、来朝して謝恩す。宴並びに衣服・綵段等の物を賜うこと差有り。

(三七) 成化十六年四月辛酉（十一日）琉球国中山王尚真奏すらく「臣、伏して祖訓の条章<sup>(120)</sup>を読むに、臣の国に不時<sup>(121)</sup>に朝貢するを許す。故に臣の祖父より以来、皆一年に一貢す。邇年<sup>(122)</sup>、福建を巡撫する大臣、臣の国の使の法に違ひ利を規<sup>(123)</sup>る者有るを以て、臣をして二年一貢せしむ。此れ誠に臣の罪なり。然れども臣の祖宗の慇懃に貢を効<sup>(124)</sup>す所以の者は、実に中華眷顧の恩に依り他国窺伺の患を杜<sup>(125)</sup>が

んと欲す。乞う、旧例に仍らんことを」。上、允<sup>(126)</sup>さず。

其の使臣馬怡世<sup>(127)</sup>の陞辞するに及び、乃ち尚真に勅を賜いて曰く「曩<sup>(128)</sup>に爾の国の使臣の入貢するに、往往<sup>(129)</sup>仮りて饋送<sup>(130)</sup>を以て名と為すに因り、我が中国の臣工<sup>(131)</sup>を汙<sup>(132)</sup>す。其の實、己の利を為すを以てす。又廉徒<sup>(133)</sup>を箝束<sup>(134)</sup>する能わず、以て殺人<sup>(135)</sup>縦火<sup>(136)</sup>し民財を強劫<sup>(137)</sup>するを致す。又私<sup>(138)</sup>かに違禁の衣服等の物を造る。俱に顛跡<sup>(139)</sup>有り。故に定めて二年一貢の例と為す。朝廷、富は万方<sup>(140)</sup>に有り。豈に爾一小国の為にして冗費<sup>(141)</sup>を裁省せんや。此の例、既に定まり、再び紛更<sup>(142)</sup>し難し。特に茲に省諭<sup>(143)</sup>す。王、其れ之を審<sup>(144)</sup>らかにせよ」。成化十八年（一四八二）三月辛巳（十三日）琉球国中山王尚真、使臣梁応等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵段・絹・布を賜うこと差有り。

(三八) 成化十八年四月甲辰（六日）琉球国中山王尚真奏して、其の陪臣の子蔡賓等五人を以て南京国子監<sup>(145)</sup>に於て読書せしむるを乞う。礼部、洪武・永楽・宣徳の間の例を按じて以聞す。上曰く「海南の遠夷、文教を嚮慕す。朕、甚だ之を嘉す。矧<sup>(146)</sup>んや先朝に在りて已に旧制有るをや。其れ蔡賓等をして南監に於て肄業<sup>(147)</sup>せしめよ。有司、歳ごと衣服・廩饌<sup>(148)</sup>を給し、所を失わしむる母<sup>(149)</sup>く、務めて中国の礼義を通知し、永く王化に遵わしめよ。顧みて美ならざらんか」。

(四〇) 成化十八年四月癸丑(十五日) 琉球国中山王尚真、復

た不時に進貢するを乞う。許さず。尚真、屢々上疏す。是に至り復た請いて、小を以て大に事うるは、子の父に事うるが如し、と称す。礼部言わく「其の意、実は進貢に仮りて以て市販の利を規る。宜しく其の請う所を聴さざるべし」。上、勅諭を之に賜いて曰く、「朝廷、爾の国に二年一貢の例を定む。事已に前の勅に具す。茲に再言せず。但だ臣の君に事うるに、君の勅に遵うが可なり。屢々勅に違ひ奏して擾するは可なるか。子の父に事うるに、父の命を奉ずるが可なり。屢々命に方い陳べて瀆するは可なるか。固く拒む所以の者は費を惜しむの為に非ず。蓋し二年一貢は正に中制に合す。朕の小を恤する所以の意は実に此に在り。王其れ之を欽遵し、事をば紛更する毋かれ」。

(四一) 成化十八年四月甲子(二十六日) 礼部奏すらく「琉球

国の進貢するに、旧例として京に到るものは、少なくとも則ち四、五十人、多くば則ち六、七十人にして、俱に賞を給すること差有り。邇ごろ各夷進貢するに率ね姦弊多きに因り、国毎に止だ五、七人、十五人を過ぎざるの京に到るを許し、余は俱に辺に留めて以て俟たしむ。今、福建、例を以て、止だ正義大夫梁応等十五人の京に赴くを容せば、既已に賞を給す。余の六十七人は俱に之を留

む。布政司宜しく官帑を發し、次を以て均しく給すべし。庶わくは減削太甚にして柔遠の意を失わざらんことを」。之に従う。

(四二) 成化二十年(一四八四) 三月乙巳(十八日) 琉球国中

山王尚真、使臣程鵬等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵段・布・絹を賜うこと差有り。

(四三) 成化二十年三月戊申(二十一日) 琉球国中山王尚真奏

すらく「永樂年間に賜う所の船、破壊して已に尽き、今止だ其の三を存するのみ。乞う、自ら物料を備え、福建に於て補造せんことを」。礼部に下し、覆奏すらく「宜しく其の一を補造するを聴すべし」。之に従う。

(四四) 成化二十二年(一四八六) 三月壬申(二十七日) 琉球

国中山王尚真、礼部に咨す、「官生蔡賓等五人、南京国子監に在りて肄業すること已経に五年なり。乞う、本国に放回して省親せしめんことを」。礼部覆請す。上曰く「昔、陽城、太学に在り、諸生の三年帰省せざる者は之を斥く。矧んや遠方の外国に在りてをや。豈に長く留めて遣らざる可けんや。其れ即ち放ち歸して以て其の定省の私を遂げしめよ」。

(四五) 成化二十二年四月辛巳(六日) 琉球国中山王尚真、使

臣蔡曦等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴並びに綵段等の物を賜うこと差有り。

孝宗<sup>(1)</sup>実録

- (一) 成化二十三年(一四八七)十二月戊辰(三日) 琉球国中山王尚真、陪臣馬審<sup>(2)</sup>礼等<sup>(3)</sup>を遣わし、表・箋を進め方物を貢し謝恩す。宴を賜い並びに冠帯・衣服・綵段等の物を賜うこと差有り。仍お使臣に命じて、詔書並びに国王・王妃に賜う文錦・綵段等の物を領し、回国して開読・給賜せしむ。
- (二) 弘治元年(一四八八)正月甲子(二十九日) 命じて琉球国の入貢の使臣の浙江<sup>よ</sup>従り来たる者を却<sup>しりぞ</sup>く。旧例、琉球は二年一貢、俱に福建布政司の比号<sup>(5)</sup>に従う。今来たるは正路に非ず、又年例に非ず。故に是の命有り。
- (三) 弘治元年三月戊寅(十四日) 是れより先、琉球国の使臣皮揚那等、浙江より来貢<sup>(6)</sup>す。礼部言わく、「二年一貢の例限と合わず。且つ路は当に浙江由りして来るべからず」。請いて之を却く。是に至り皮揚那等、復た<sup>ま</sup>本国の礼部に移する咨を齎上して言わく、「成化二十一年(一四八五)、本国の正議大夫程鵬等、進貢<sup>(7)</sup>して回国し、皇太子の冊妃<sup>(8)</sup>を報知す。乃ち使者を遣わして表賀し、並びに方物を具して進貢せしむ」。礼部復た言わく、「琉球の
- 入貢は、例限に於て合わずと雖も、然れども遠夷の情念<sup>おも</sup>う可し。況んや箋文・方物已に京に至るにおいてをや。終<sup>つひ</sup>に却<sup>しりぞ</sup>くるに難し。謂<sup>おも</sup>えらくは宜しく暫く容納を賜い、繼後は仍ち旧例を以て之を裁すべし。或いは福建の風水便ならざるに因り、路を浙江より取りて来る者も、亦た実を審<sup>しら</sup>べ奏請せしむれば、方に起送を得ん。今次、給する所の正副使の綵段等の物は、宜しく旧例の如かるべし。独<sup>た</sup>だ番伴・従人に於ては半ばに減じ、以て裁抑の意を示さん。之に従う。
- (四) 弘治元年四月辛丑(八日) 琉球国の官生蔡賓、其の国の使臣に随いて来り朝貢す。言に因るに、「成化中、本国奏し、南京国子監に送り読書せしむるを蒙<sup>(10)</sup>る。今の吏部尚書劉宣、時に祭酒<sup>(12)</sup>為り、特に撫恤を加う。今、宣に執贄<sup>(13)</sup>し謝を致す所を容<sup>ゆる</sup>さんことを乞う」。之を許す。
- (五) 弘治元年四月丁未(十四日) 琉球国の使臣正議大夫程鵬等及び占城国の通事梅晏化等来貢<sup>(14)</sup>す。宴並びに綵段・衣服を賜うこと差有り。
- (六) 弘治三年(一四九〇)三月辛巳(二十九日) 琉球国中山王尚真、大行皇帝の賓天<sup>(15)</sup>を聞き、使者馬仁等を遣わし進香<sup>(18)</sup>せしむ。
- (七) 弘治三年四月癸卯(二十一日) 琉球国中山王尚真、其の舅麻勃都等<sup>(19)</sup>を遣わし来貢<sup>(20)</sup>す。宴並びに金織襲衣・綵段

等の物を賜うこと差有り。

○礼部覆議す、「琉球国中山王尚真の奏する所、一に謂わく、本国来貢の人員、近ごろ止めて二十五人の赴京を許すのみ。物多く人少なければ疎失を致すを恐る。宜しく更に五人を増し、以て其の情を順ならしむべし。一に謂わく、本国の貢船岸に抵るに、所在の有司、口糧百五十名を給するに止め、其の余は多く未だ給するを得ず。亦た宜しく二十名を増給すべし。議して上る」。之に従う。

(八) 弘治五年（一四九二）四月癸卯（三日） 琉球国中山王尚真、正議大夫梁徳等を遣わし来貢す。王に錦段等の物を賜い、徳等に宴並びに衣服・綵段等の物を賜うこと差有り。

(九) 弘治七年（一四九四）四月壬戌（四日） 琉球国中山王尚真、正議大夫梁徳等を遣わし、表を奉じて来朝し方物を貢す。宴並びに綵段・衣服等の物を賜うこと差有り。王に錦段等の物を回賜すること例の如し。

(一〇) 弘治九年（一四九六）四月丙戌（九日） 琉球国中山王尚真、正議大夫鄭玖等を遣わし、方物を貢し謝恩す。王及び王妃に錦段等の物を回賜すること例の如し。玖等に宴並びに綵段表裏を賜うこと差有り。

(一一) 弘治十一年（一四九八）十一月壬子（二十日） 五府六

部等の衙門、英国公張懋等、詔に応えて三十四事を言う。

「……曰く通事を禁ずること。遼東の近処は仍お通事を差わして伴送せしむるを除き、余の安南・琉球等の国の如きは、各々原来の通事有り。日本国の事例を照らし行人一員を差わして伴送せしむるに止めよ。必ずしも再び通事を差わさず。其れ通事は原某国の夷語を習わば他国に更改するを許さず。……」。上曰く、「卿等の言う所は、所司をして各々査参し処分せしめよ」。

(一二) 弘治十二年（一四九九）七月丁丑（十九日） 致仕都察院右副都御史韓文卒す。文、字は貫道、直隸新城県の人なり。天順元年（一四五七）の進士、行人司行人を授し成化五年（一四六九）琉球国に使す。帰りて餽らるる所の儀物を以て之を献ず。（下略）

(一三) 弘治十三年（一五〇〇）三月壬午（二十八日） 琉球国中山王尚真、正議大夫鄭玖等を遣わし来貢す。王に錦段等の物を回賜すること例の如し。玖等に宴並びに綵段表裏等の物を賜うこと差有り。

(一四) 弘治十四年（一五〇一）正月壬申（二十三日） 提督会同館礼部主事劉綱言わく、「旧例は各処の夷人朝貢して館に到るに、五日に一次放出し、余日は、擅に自ら出入するを許さず。惟だ朝鮮・琉球二国の使臣は則ち其の出入して貿易するを聴すこと、五日の數に在らず。近者、

刑部等の衙門奏して新例を行い、乃ち一概に革去す。<sup>(38)</sup><sup>(39)</sup><sup>(40)</sup> 二国の使臣頗る欠望す。又、旧例は、夷人領賞の後、貿易を欲するを告すれば、鋪行の人等の貨を持して入館するを聴す。市を開くこと五日、両平に交易す。而るに新例は、凡そ夷人の開市に遇たり、宛平・大興の二県、委官して鋪戸を選送し入館せしむ。鋪戸、夷人、両に相い投ぜず。<sup>(45)</sup> 其の売る所の者は、多く夷人の欲する所の物に非ず。<sup>(46)</sup> 俱に旧に仍りて便と為さんことを乞う。又、新例は、外夷の館に到り、凡事違錯有れば、軽重を分たず、輒もすれば提督主事及び通事・伴送人等を参問す。且つ主事は館に在りて提督するも其の大綱を総するに過ぎず。通事・伴送の専職の者と同じからず。今、一体に参問するも情、既に無辜なり。且つ以て体統を四夷に示すに足らず。量りて処分を為すを乞う。礼部議して謂わく、「前二事は宜しく綱の奏の如くすべし。外夷、館に到り、如し殺人の重事有らば、乃ち提督官を参問せよ。其の余の事情は通事・伴送の人等を参問するに止めよ」。之に従う。

(二五) 弘治十四年七月甲戌（二十八日） 福建の守臣に詔す、  
「今後、琉球国の進貢の万物は、胡椒・蘇木の一百斤毎に五十斤を加え、以て折耗に備えしむるを准し、番錫は必ずしも加増せざるを除くの外、其の余の附帯の物貨は、

召商して変売する者は、客商の銀両を勸借し、及び夷商私かに牙銭を出すを許さず。<sup>(57)</sup><sup>(58)</sup> 其れ布政司等の衙門・市舶太監等の官は俱に巧取し以て夷人を困しむるを許さず。<sup>(59)</sup> 違う者は之を罪す。著して令と為せ」。琉球国の使臣、守臣の虐削を奏するの故を以てなり。

(二六) 弘治十五年（一五〇二）三月癸巳（二十一日） 琉球国中山王尚真、正議大夫程璉等を遣わし来貢す。王に錦段等の物を回賜し、璉等に宴並びに綵段等の物を賜うこと例の如し。

(二七) 弘治十五年四月庚戌（九日） 琉球国中山王尚真、奏請す、「自ら本国の使臣を福建地方に往かしめ、海船を補造し以て往回に便ならしめん」。礼部、覆奏す。上、之に従う。

(二八) 弘治十六年（一五〇三）十月辛丑（八日） 是れより先、琉球国王、使人の呉詩等を遣わし、舟に乗り滿刺加国に之かしむるに、風に遇いて舟覆す。詩等一百五十二人、漂して海南に至り登岸し、邏卒の獲する所と為る。広東の守臣、以聞す。上、命じて詩等を福建の守臣の処に送り、給糧し養贍し、本国の進貢の使臣の去く日を候ち、之を歸らしむ。

(二九) 弘治十七年（一五〇四）十一月丁未（二十一日） 是れより先、琉球国、人を遣わし滿刺加国に往き、貢物を収

買せしむるに、風に遭いて未だ回かえらず。二年一貢の期を失うを致す。是に至り、人を遣わし補(68)貢す。福建の守臣、以聞す。命じて例の如く之を納いれしむ。

武宗<sup>(1)</sup>実録

(一) 弘治十八年（一五〇五）七月庚寅（七日） 致仕南京大理寺卿章格卒す。格、字は韶鳳、蘇州常熟県の人なり。……法を用うるに平恕なり。広東按察司副使に陞る。琉球の使臣、他国に貿易し、風の為に飄して広州に至る。<sup>(3)</sup>守臣之を執え海寇を以て聞ず。格、弁奏を為し、其の資を還して之を遣かしむ。<sup>(4)</sup>

(二) 正徳二年（一五〇七）三月丙辰（十三日） 琉球国中山王尚真、奏して毎歳一貢を乞う。礼部覆議す。「琉球は其の初め朝貢不時なり。成化十一年（一四七五）に至り、使臣<sup>(5)</sup>回<sup>(6)</sup>りて福州に至り殺掠して患を為すに因り、始めて勅して二年一貢せしむ。比、入貢の期限を過違するを以て、乃ち此の奏を為し、以て其の非を飾る。今、宜しく成化間の勅の如くすべし。庶<sup>(7)</sup>わくは馭夷の正法を失わざらんことを」。上、琉球は外夷なるを以て、旧の如く歳一入貢せしむ。

(三) 正徳二年四月庚辰（七日） 琉球国中山王尚真、王舅亜嘉尼<sup>(8)</sup>施<sup>(9)</sup>等を遣わし、来朝して方物・馬匹を貢す。宴並びに綺幣・金織衣等の物を賜うこと差有り。

(四) 正徳二年四月丙戌（十三日） 琉球国の使臣長史蔡賓、

奏して乞う、「自ら材木を備して、入貢の小船二隻を修造せん<sup>(10)</sup>」。礼部議すらく、「鎮巡の官に行して、驗実し量修せしむるに、必ずしも改造すべからず<sup>(11)</sup>」。賓、復た奏す。上曰く、「賓は夷人なり。宜しく其の請に従うべし。鎮巡の官をして、二船を以て例の如く拆卸し、本夷の材木を自辦して補造するを聴せ<sup>(12)</sup>。第<sup>(13)</sup>だ式を過ぐる勿かれ<sup>(14)</sup>」。

(五) 正徳四年（一五〇九）二月己巳（七日） 琉球国中山王尚真、正議大夫程璉を遣わし、朝鮮国王李懌、陪臣戸曹参判韓亨允を遣わし、各々来朝して方物を貢す。綵段・絹・布を賞すること差有り。<sup>(15)</sup>

(六) 正徳四年五月癸丑（二十二日） 琉球国中山王尚真、正議大夫梁能等を遣わし、来朝して方物を貢す。宴を賜い並びに綵段・布・絹を賞すること差有り。<sup>(16)</sup>

(七) 正徳五年（一五一〇）正月癸酉（十六日） 琉球国中山王尚真、官生蔡進等五人を以て国子監に入りて読書せしむるを請う。詔して南監<sup>(17)</sup>に送るを許し、仍お衣・廩等の物を給すること例の如し。<sup>(18)</sup>

(八) 正徳六年（一五一二）四月庚辰（一日） 琉球国中山王尚真、正議大夫梁能等を遣わし、来朝して方物を貢す。宴を賜い並びに綵段・絹帛を賞すること差有り。<sup>(19)</sup>

(九) 正徳七年（一五一一）六月癸亥（二十一日） 琉球国中

山王尚真、正議大夫梁寛<sup>(23)</sup>等を遣わし<sup>(24)</sup>、来朝して馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵段・鈔・布を賞すること差有り。

を賜い並びに綵幣・鈔・布を賞すること例の如し。

(二〇) 正徳八年（一五一三）十二月己亥（五日） 琉球国中山王尚真、長史蔡遷<sup>(25)</sup>等を遣わし<sup>(26)</sup>、馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵段等の物を賞すること差有り。

(二一) 正徳十年（一五一五）四月庚子（十三日） 琉球国中山王尚真、長史陳義<sup>(27)</sup>等を遣わし<sup>(28)</sup>、表を奉じて来朝し、方物・馬匹を貢す。宴を賜い並びに綵段等の物を賞すること差有り。

(二二) 正徳十一年（一五一六）三月庚戌（二十九日） 琉球国中山王尚真、陪臣正議大夫梁能<sup>(29)</sup>等を差<sup>つか</sup>わし、来朝して方物・馬匹<sup>(29)</sup>を貢す。宴を賜い並びに綵段・布・絹を賞すること差有り。

(二三) 正徳十二年（一五一七）三月己亥（二十四日） 琉球国中山王尚真、正議大夫陳義<sup>(30)</sup>等を遣わし<sup>(30)</sup>、来貢す。宴を賜い給賞すること例の如し。

(二四) 正徳十三年（一五一八）三月戊辰（二十九日） 琉球国中山王尚真、長史蔡遷<sup>(31)</sup>等を遣わし<sup>(31)</sup>、来朝して馬匹・方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等の物を賞すること差有り。

(二五) 正徳十五年（一五二〇）四月己巳（十二日） 琉球国中山王尚真、長史金良<sup>(32)</sup>等を遣わし<sup>(32)</sup>、馬及び方物を貢す。宴

世宗<sup>(1)</sup>実録

- (一) 嘉靖元年（一五二二）五月戊申（三日） 琉球国中山王尚真、其の王舅達魯加尼等<sup>(2)</sup>を遣わし、馬を貢し進香し及び方物を献じ、慶賀す<sup>(3)</sup>。詔して其の王及び妃に錦・紵・紗・羅を賜い、並びに使者に賞賚すること差有り。
- (二) 嘉靖元年五月戊午（十三日） 琉球国王尚真に勅す、「先朝の旧例に遵いて、二年一次に朝貢せよ。每船は一百五十人を過ぎざれ」。仍お福建巡按御史に命じて查勘<sup>(4)</sup>、驗<sup>(5)</sup>放せしむ。
- (三) 嘉靖三年（一五二四）四月壬寅（八日） 琉球国中山王尚真、長史金良等二十人を遣わし、来りて馬及び方物を貢す。宴及び綵幣・布・鈔<sup>(7)</sup>を賜うこと差有り。
- (四) 嘉靖三年四月己未（二十五日） 琉球国の貢使金良等言わく、「其の国、先に正義大夫鄭繩等、謝恩の方物を領送する有り、渡海し風の漂する所と為り未だ至らず。而して表文は此に在り。先に進めて遣還を得るを請う<sup>(8)</sup>」。而して表文は此に在り。先に進めて遣還を得るを請う<sup>(9)</sup>。而して表文は此に在り。先に進めて遣還を得るを請う<sup>(8)</sup>。而して表文は此に在り。先に進めて遣還を得るを請う<sup>(9)</sup>。
- (五) 嘉靖四年（一五二五）三月戊寅（十九日） 是れより先、琉球国の使臣鄭繩、表文・方物を齎して来貢し、並びに
- (六)\* 嘉靖四年六月己亥（十一日） 琉球の夷人蔡淵等<sup>(12)</sup>・日本の夷人妙賀等<sup>(13)</sup>を遣かしめ、各々国に帰る。日本国王に勅諭す、「宋素卿<sup>(14)</sup>・中林等、兇叛なるを以て就戮す。妙賀等は罪無し、礼を以て遣還せしむ。其の元惡の宗設及び佐謀倡乱<sup>(17)</sup>の数人は、亟やかに捕え繫縛し中国に送り、以て天討を聴<sup>(18)</sup>て。余は並びに治する罔し。擄去せる人民は仍お優恤して送帰せよ。否者<sup>(18)</sup>將に貢路を閉絶し、徐ろに征討を議せんとす」。時に琉球国の貢使鄭繩の国に帰ること有り、即ち勅を齎し之を転諭せしむ<sup>(19)</sup>。
- (七) 嘉靖五年（一五二六）四月乙丑（十三日） 琉球国の官生蔡廷美等<sup>(21)</sup>、国学に就きて読書するを請う<sup>(22)</sup>。上、其の志を嘉し、礼部をして例に照らして廩米・薪炭及び冬夏の衣服を給せしむ。
- (八) 嘉靖七年（一五二八）四月庚戌（九日） 琉球国中山王世子尚清<sup>(23)</sup>、陪臣正義大夫鄭繩等を遣わし、進貢し請封す。宴賚を賜うこと例の如し。
- (九) 嘉靖九年（一五三〇）三月甲辰（十四日） 琉球国王世

子尚清、陪臣蔡瀚<sup>(24)</sup>を遣わし<sup>(25)</sup>、方物・馬を齎し進貢す。是れより先、国王尚真、五年に薨じ、六年、其の世子尚清、長史鄭繩等を遣わし請封す。繩等、回<sup>かえ</sup>るに海中に溺死するに至る。是に至り、復た瀚等を遣わして来貢し、因りて其の請を申ぬ。並びに原監に送りて読書せしむる官生蔡廷美等四人の本国に還<sup>かえ</sup>り婚娶するを請う。礼臣以<sup>おも</sup>てえらく、「襲封の重事は、当に福建の鎮巡官に命じて查訪<sup>(26)</sup>、申報せしむべし。其れ廷美等、帰国を欲するは、宜しく其の請を聴<sup>ゆる</sup>すべし」。上、之に従う。命じて綵段・布・鈔を給賞すること差有り。瀚、日本を経て来たる。日本国王源義晴、因りて表文<sup>(28)</sup>を齎すを託す。言わく、「向に<sup>(27)</sup>本国多虞、干戈路を梗<sup>(29)</sup>ぐ為に、正徳の勘合東都に達せず。故に宋素卿、弘治の勘合を捧じて来たるを以て、其の罪を恕<sup>ゆる</sup>し、遣還し帰国せしむるを乞う。並びに新たな勘合・金印<sup>(32)</sup>を乞う。復た常貢を修めん」。礼部、其の文を驗するに俱に印篆無し。言わく「夷情譎詐なり、遽<sup>にわか</sup>に信ぜず可からず。琉球国王に勅して、人を遣わし日本に諭を伝えしむるを乞う。其れをして宗設を擒えて献<sup>けん</sup>じ、擄去せる指揮袁璣を送回せしめよ。然る後、奏請を参酌<sup>(35)</sup>し裁奪<sup>(36)</sup>せん」。上、之に従う。

(一〇)\* 嘉靖九年十月辛酉（五日） 給事中王希文言わく、「広東の地は夷邦を控<sup>ひか</sup>う。而して暹羅・占城・琉球・爪哇・

浣泥の五国、貢獻するに、道は東莞<sup>(38)</sup>を経<sup>ふ</sup>。（下略）

(二) 嘉靖十一年（一五三二）四月壬午（四日） 初め琉球国中山王尚真卒し、其の世子尚清、遣使して入貢し請封す。詔して福建の守臣に下して勘報<sup>(39)</sup>せしむ。是に至り、復た其の正義大夫金良等を遣わし<sup>(40)</sup>方物を貢獻し、並びに国中の臣民<sup>(41)</sup>の結状<sup>(42)</sup>を以て来たり上<sup>たてまつ</sup>る。礼部に詔し、遣使して冊封するを議せしむ。其の使臣を宴賚すること例の如し。

(三) 嘉靖十一年五月癸亥（十六日） 吏科左給事中陳侃<sup>(43)</sup>を遣わして正使と為し、行人司行人高澄<sup>(44)</sup>を副使と為して琉球に往かしめ、故中山王尚真の子清を封じて中山王と為す<sup>(45)</sup>。  
 (三) 嘉靖十三年（一五三四）三月戊辰（二日） 琉球国中山王世子尚清、陪臣正義大夫梁椿等を遣わし<sup>(48)</sup>、馬及び方物を貢す。宴賚例の如し。

(四) 嘉靖十三年十一月己巳（七日） 是れより先、四夷の貢使京師に至るに皆防禁<sup>(49)</sup>有り。五日に一たび館を出で遊觀し貨易<sup>(50)</sup>するを得しむ。居常<sup>(51)</sup>は皆閉じて出ださず。唯だ朝鮮・琉球の使臣は之を防ぐこと頗<sup>すこぶ</sup>る寛<sup>ゆる</sup>きも、已にして亦た五日に一出せしむ<sup>(52)</sup>。是に至り、朝鮮国王李懌、五日の禁は乃ち朝廷の以て虜使を待する所なるのみを以て、冠裳<sup>(54)</sup>の国、虜と同じきを恥<sup>は</sup>ずと為す。因りて礼部、請うを以てす。詔して其の禁を弛む。

(二五) 嘉靖十四年(一五三五)七月甲子(五日) 吏科左給事中陳侃を陞せて光祿寺少卿<sup>(55)</sup>と為し、行人高澄を尚宝司司丞<sup>(56)</sup>と為す。俱に琉球に奉使して還るを以てなり。

(二六) 嘉靖十四年七月丙戌(二十七日) 是れより先、左給事中陳侃、琉球に奉使す。因りて其の山川風俗を訪ね、使琉球録<sup>(60)</sup>一冊を撰して進呈<sup>(61)</sup>し、史館<sup>(62)</sup>に下して以て採択に備うるを請う。之に従う。復た言わく、「海中を往来し、時に風濤の險に値い、多く神床<sup>(65)</sup>に藉り顛覆を致さず。乞う、賜祭して以て神呪<sup>(66)</sup>に答えんことを」。礼部議すらく「福建布政司<sup>(68)</sup>をして祭壇<sup>(69)</sup>を設けしむるも、例と為さず」。可を報ず<sup>(70)</sup>。

(二七) 嘉靖十四年十二月丁酉(十一日) 琉球国中山王尚清、受封を以て王舅長史毛実等を遣わし、表を進めて謝恩し方物を献ず。宴賚例の如し。仍お錦幣<sup>(73)</sup>・雑物を以て其の王に賜う。是れより先、光祿寺少卿陳侃・尚宝司司丞高澄、琉球に奉使す。其の国、黄金四十兩を以て贈と為すも、侃等却けて受けず。是に至り国王尚清、遣使して謝恩し、金を以て奏進<sup>(74)</sup>す。上、侃等に命じて之を受け、必ずしも辞せざらしむ。

(二八) 嘉靖十五年(一五三六)正月乙丑(九日) 琉球国中山王尚清、王舅毛実等を差わし、表を上<sup>(75)</sup>りて謝恩し方物を貢す。給賞例の如し。

(二九) 嘉靖十七年(一五三八)三月丁酉(二十四日) 琉球国中山王尚清、陪臣陳賦等を遣わして入貢す。宴賚を賜うこと例の如し。

(三〇) 嘉靖十九年(一五四〇)三月乙未(三日) 琉球国中山王尚清、長史梁梓等<sup>(77)</sup>を差わし、来朝して馬匹・方物を貢す。宴賞例の如し。奏請に因るに、海船四号<sup>(79)</sup>を補造し、貢を続けんと。之を許す。其の後次の使臣をして到らしめ、自ら工料を備え式の如く補造するを聴すも、禁じて因りて例に違ひ事を生ずるを許さず。

(三一) 嘉靖二十年(一五四一)六月戊午(三日) 琉球国中山王尚清、陪臣殷達魯<sup>(80)</sup>・蔡瀚等を遣わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴賚例の如し。

(三二) 嘉靖二十一年(一五四二)五月庚子(二十日) 初め、漳州<sup>(82)</sup>の人陳貴等、私かに大船を駕し下海通番<sup>(83)</sup>して琉球に至る。其の国の長史通事蔡廷美等の為に招引せられて入港す。適々潮陽<sup>(86)</sup>の海船に遇い、利を争い互相に殺傷す。廷美乃ち貴等を旧王城<sup>(87)</sup>に安置し、尽く其の貨を没す<sup>(89)</sup>。貴等夜に奔するも、守る者の掩捕<sup>(90)</sup>する所と為り多く殺さる。国王尚清、之を知り、令を國中に下し乃ち止む。是に至り、貴等七人を械繫し其れを誣して賊と為し、廷美等を遣わし表文を齎し、福建に送り至らしめ、京に赴き陳奏せんと欲す。巡按御史徐宗魯<sup>(91)</sup>、三司の官と会同し、重ね

て訳審を加え状を列ねて以て聞し、廷美等を留めて命を待たしむ。上、部に下して議せしむ。部臣覆奏すらく、「貴等、違法に通番すれば自ら律例有り。但だ琉球国王尚清、夷人の屢次交易し又貨物を奪取し、人衆を羈留し屠戮を横肆するを縦容し、復た誣して以て賊と為す。其の欺謾恣肆、宜しく切責を加うべし。仍お本部に聴せて移咨し戒諭し、軽々しく中国の商民と交通貿易するを得ざらしめよ」。旨を得るに「貴等違法に通番す。着するに国典に遵い重に従り処治せよ。琉球国は既に屢々与に交通す。今乃ち敢えて貨利を攘奪し擅自に我が民を拘殺し、且つ又誣して以て賊と為す。詭逆恭まざること此れより甚だしと為すは莫し。夷使蔡廷美は本より宜しく拘留し重処すべきも、素より朝貢の国に係わるを念い、姑く寛に從り放回せよ。後、若し悛めざれば、即ち其の朝貢を絶て。福建の守臣をして備して彼の国に行し之を知らしめよ」。

(三) 嘉靖二十二年（一五四三）十一月丙辰（十六日）琉球国中山王尚清、正義大夫陳賦等を差わし、来朝して馬及び方物を貢す。宴及び綵段・紗・羅等の物を賜い、其の王の礼幣に報賜す。

(四) 嘉靖二十二年十一月己巳（二十九日）是れより先、琉球国の官生梁炫等四人、遣わされて南京国子監に学ぶ。是に至り七年を踰ゆ。国王尚清、奏使に因り、礼部に移

文して言わく、「諸生、養を作すを荷蒙し頗る文理を曉る。年已に長成し、兼ねるに本国、人の応に用うべきものに乏し。乞う、遣帰して婚娶せんことを」。詔して資糧・駅騎を給し、人を遣わし護り帰らしむ。

(五) 嘉靖二十四年（一五四五）八月丁未（十七日）琉球国中山王尚清、長史梁頭等を差わし、表を奉り方物を貢し、兼ねて朝鮮国の漂流せる人口を送還す。宴賞例の如し。

(六) 嘉靖二十六年（一五四七）十一月癸未（六日）琉球国中山王尚清、陪臣陳賦等を遣わし、馬及び方物を貢し謝恩す。宴賞例の如し。

(七) 嘉靖二十六年十二月辛亥（四日）初め、琉球国の夷使陳賦、蔡廷会と偕に來たる。廷会なる者、其の先は閩人蔡璟なり。永樂中、撥せられて琉球国に往き稍水に充たる。而れども産籍閩に在り。給事中黄宗概と上世、親しむ有り。是に至り廷会來たり、宗概と交通し賄して謁す。事實われ、逮て詔獄に下す。礼部、并せて賦等を罪し、其の賞を革するを請う。上曰く、「陳賦は罪無し。給賞例の如くす。蔡廷会は朝臣と交結すれば、法として当に重治すべきも、貢使に属するを念い、姑く賞を革し罰を示す。蔡璟は既に永樂中に夷に従う。何ぞ中国に於て置産立籍するを得ん。撫按官に行し、勘明して処分し具奏せしめよ」。

(二八) 嘉靖二十八年(一五四九) 十二月辛酉(二十六日) 琉球国中山王尚清、正議大夫梁頤等を遣わし<sup>(123)</sup>、来朝して方物を貢す。宴賞例の如し。

(二九) 嘉靖二十九年(一五五〇) 正月乙酉(二十日) 琉球国中山王尚清、陪臣梁頤等を遣わし入貢す。宴賞例の如し。

(三〇) 嘉靖二十九年二月丁巳(二十二日) 琉球国王尚清、陪臣の子五人を遣わし、京師に詣し、入監し読書せしむるを請う。詔して之を許す。

(三一) 嘉靖三十二年(一五五三) 十二月戊子(十六日) 琉球国中山王尚清、陪臣長史梁炫等を遣わし来り馬及び方物を貢す。宴賞例の如し。

(三二) 嘉靖三十四年(一五五五) 十月庚午(九日) 琉球国中山王尚清、其の正議大夫梁頤等を遣わし来朝して方物を貢す。其の使に宴賚し、王に回賜すること例の如し。尚清、復た礼部に移文して言わく、「貢舟、港に至るや其れ勢い必ず壞る。入貢の使臣をして海上の民船を買ひ駕して還らしむるを請う」。福建の守臣に詔す、「状を覈べ、買うを聴せ。過大なるを得ず」。

(三三) 嘉靖三十四年十一月辛亥(二十日) 是れより先、琉球国中山王尚清、官生蔡朝用等五名を遣わし、南京国子監に就学せしむ<sup>(128)</sup>。是に至り、監に在ること五年、帰国し省親、聴用せしむるを請う。之を許す。使を遣わし送帰せ

しむ。

(三四) 嘉靖三十五年(一五五六) 三月辛巳(二十二日) 礼部、旨を奉じて覆す、<sup>(130)</sup>「祖宗の時、日本を宣諭する故事を査するに、宣徳七年(一四三二)、曾て内官柴山を遣わし、勅を齎し琉球に至らしめ、日本の来朝を伝諭せしむ<sup>(131)</sup>。嘉靖二年(一五二三)、宗設等の犯順する<sup>(132)</sup>あり。而して琉球の貢使適々至れば、復た之を諭せしむ<sup>(133)</sup>。此れ皆、夷を以て夷を馭する事、之已に効<sup>(134)</sup>者なり。今朝鮮の慕義、琉球の上に在り。又嘗て宗設を遮殺せる功有り、諸夷の憚る所と為る。其の使の至るを俟ち、勅を給し兵部の言<sup>(135)</sup>う如く宣諭するを請う」。詔す、「可なり」。既にして浙直の凱を奏するに会い、事寝みて行われず。

(三五) 嘉靖三十六年(一五五七) 十二月丙申(十七日) 琉球国中山王世子尚元、正議大夫蔡廷会等を差わして入貢し、兼ねて襲封を請う。宴賚、例の如し。

(三六) 嘉靖三十七年(一五五八) 正月乙亥(二十六日) 是れより先、三十五年、倭寇浙直より敗れ還りて海に入り、琉球国の境上に至る。中山王世子尚元、兵を遣わし邀撃<sup>(140)</sup>し、尽く之を殲し、中国の被虜の人金坤等六名を得<sup>(141)</sup>。是に至り、陪臣蔡廷会等を遣わして入貢し、坤等を献還す<sup>(142)</sup>。因りて言わく、「遠夷窮島の入貢の使は、須らく夏令に<sup>(143)</sup>乗じ、南の風迅に<sup>(144)</sup>遇い始めて帰国するを得べし。乞うら

くは、三十四年の例の如く、福建海口に于て毎歳自ら舟を修買するを行い、題請を候たざるを聴さんことを」。上、其の忠順を嘉し、之を許す。仍お勅を賜い奨諭し、銀五十兩・綵幣四襲を賞す。獲功の人、馬必度及び延会等、俱に厚く賜し之を遣かしむ。

(三七) 嘉靖三十七年三月丙子(二十八日) 刑科給事中吳時来、刑部主事張翀・董伝策、交章して大学士嚴嵩の賄を納れ国を誤つ状を論劾す。……疏して上るに、嵩乃ち大いに階を疑い、密かに奏すらく、「三臣、日を同じくして構陷す。必ず人の之を使するもの有らん。且つ時来已に琉球に遣使す。其の行を悔い、藉口して自ら脱せんと欲するを疑う。旨を得るに、「……時来原より真忠をば主と為すに非ず。……又日久しく奉使して行かず。輒ち亡命を以て自ら待し、此れに仮りて沽名す。錦衣衛、其れ速えて鎮撫司に送り、嚴刑訊鞠し、翀と伝策とともに各々主推の人を追究して以聞せよ」。……上、詔して俱に煙瘴の衛所へ發して充軍せしむ。

(三八) 嘉靖三十七年四月戊寅(一日) 刑科右給事中郭汝霖・行人李際春を遣わし、節を持って琉球国中山王尚清の世子尚元を冊封して中山王と為さしむ。

(三九) 嘉靖三十九年(一五六〇)正月丙子(十日) 浙直視師右通政唐順之、既に淮楊巡撫に陞任し、乃ち海防の善後

の事宜を条上すらく、「……一、海外を図る。沿海の逋逃の徒の、賊の嚮導を為す者甚だ衆し。宜しく嚴に守臣に行し、多方に招徠せしめて以て禍本を消すべし。又古者は兵交うるも使、其の間に在り。葉宗滿、罪を得しよりして逋逃の帰せんと欲する者、自疑を免れず。蔣洲、罪を得しよりして人、絶域に使用するを以て諱と為す。宜しく量りて賞減を為すべし。並びに日本国の通貢の途を開き、若し抄犯すること故の如くば、則ち朝鮮・琉球二国に命じ、制を承け転じて之を諭せしめん。……」。疏入る。所司に下す。……余は俱に之に従う。

(四〇) 嘉靖三十九年三月甲戌(八日) 初め、上、給事中郭汝霖・行人李際春を遣わし、琉球に往きて冊封せしむ。福建に至り、風阻みて未だ行かず。会々其の国の遣わせる陪臣正議大夫蔡廷会、謝恩を以て入貢して至り、因りて称するに、「其の世子の命を受く。海中、風濤測り巨く、倭夷時ならず出没するを以て、使者他虞有りて罪を上国に獲るを恐る。請う、正徳中、占城国を封ずるの故事の如く、人を遣わして表文・方物を代進せしめ、而して身自本国の長史梁炫等とともに、詔冊を齎し回り、遣使を煩わさざらん」。巡按福建御史樊猷科、以聞す。上、礼部に下し議せしむるに、言わく「琉球は海中の諸国に在りて頗る守札を称せらる。故に累朝以来、之を待すること優

異なり。(195) 国王嗣立する毎に、必ず侍従の臣を遣わし、命服・節冊を奉じて以て往かしむ。今、使者未だ至らざるに、乃ち冊命を遥授せんと欲するは、則ち是れ君賜を草莽に委ぬ。(201) 其の不可なるの一なり。廷会、表を奉じて入貢するに、乃ち官を遣わして代進せしむるを求む。小国の事大の礼に昧くして、世子の專遣の命を棄つ。其の不可なるの二なり。昔、正徳中に流賊、梗を為す。(204) 使臣、淮安に至り、撫按官暫く留住を為し事を管辦し、寧んずるを俟ちて即ち遣りて闕下に貢せしむ。占城国王は安南の侵す所と為り、他所に竄居す。故に使者をして勅命を齎し回らしむ。乃ち一時の権宜なり。且つ此れ失国の君なり。無稽の辞を造して以て天朝を欺き、失国の君を援して以て其の主に擬す。其の不可なるの三なり。梯航して道を通ずるは、柔服の常なり。彼の藉口する所の者は、特に倭夷の警、風濤の險なるのみ。琛宝の輸納、夷使の往来を知らず、果して何に由りてか患無きを得んや。(218) 其の不可なるの四なり。当時占城、詔勅を領して回ると雖も、然れども其の王沙古卜洛、猶お遣使して蛮夷の光重と為すを懇請す。且つ廷会、世子の面命に非ず、又印信文移無し。若し遽に其の言を輕信し、万一世子、遣使を以て至栄と為し、遥拝を謂いて非礼と為し、受封を肯んぜず、復た上書して使を請うこと占城の如くば、將に誰

をか其の咎めに任ぜんや。其の不可なるの五なり。乞う、福建の守臣をして前詔を以て事に従わしむれば便ならん。未だ受封せずして先ず謝恩するに至りては、亦た故典に非ず。宜しく止だ其の方物を入貢するを聽すべし。其の謝恩の表文は、世子の受封の後を俟ち、然る後遣使して上進せしむれば、中国は大体以て全くして、四夷は觀望して肅む可きに庶からん。上、部の議に従う。

(四) 嘉靖四十一年(一五六二)六月癸丑(一日) 琉球国中山王尚元、其の舅源徳等を遣わし入貢して謝恩す。宴賚、例の如し。

(四) 嘉靖四十一年六月戊寅(二十六日) 給事中郭汝霖・行人李際春、琉球より使し還る。詔して陞せて汝霖を光禄寺少卿と為し、際春を尚宝司司丞と為す。初め汝霖等、琉球に至るに、其の国王尚元、黄金を餽して謝と爲す。汝霖等、之を却く。是に及び、尚元、遣使して謝恩し、因りて餽する所の金を齎し、上の命じて二臣に頒賜するを請う。上謂わく「朝廷の命使、謝を受くるの義無し」。詔して汝霖等の辞するを聽す。尋いで二臣の遠行の効勞を以て、各々銀・幣を賜う。

(四) 嘉靖四十二年(一五六三)十一月庚子(二十五日) 琉球国中山王尚元、正議大夫鄭憲等を差わして入貢す。宴賚、例の如し。

（四）嘉靖四十二年十二月癸亥（十九日） 琉球国中山王尚元、

遣使して入貢す。因りて中国の漂流の人口を送還す。上、  
 其の忠順を嘉し、勅を降して褒諭し、賜うに鏹・幣を以  
 てし、並びに其の陪臣由必都・鄭憲等を賞す。尚元因り  
 て奏すらく、「本国の人も亦た中国に流入する者有らば、  
 乞う、守臣に命じ恤して之を遣わしめよ」。礼部、其の  
 疏するを以て、瀕海の諸路に檄示するを請う。可を報ず。

（五）嘉靖四十三年（一五六四）十一月戊辰（二十九日） 安

南都統使莫宏灃遣わす所の宣撫副使黎光賁等、表文・方  
 物を奉じて京に至る。此れ嘉靖二十七年歳の例貢なり。  
 光賁等、中国に至りて十五年余なり。使臣・従士の物故  
 するもの半ばを過ぐ。是に至り始めて達するを得。上、  
 其の恭順を嘉し、特に宴を賜うこと朝鮮・琉球二国の陪  
 臣の例の如し。

（六）嘉靖四十四年（一五六五）十二月丙子（十三日） 琉球

国中山王尚元、長史梁灼等を遣わし、馬及び方物を齎し、  
 来たりて謝恩す。因りて本国の北山の守備鄭都の獲たる  
 所の中国の被虜の人口を送還す。上、尚元の忠誠を嘉し、  
 勅を賜いて奨諭し、仍お銀五十両・綵幣四表裏を、灼及  
 び都等に各々二十両・一表裏を賞す。

注  
积  
篇



英宗実録注

- (1) 英宗 朱祁鎮。一四二七—一四六四年。第六・八代皇帝(元号は正統・天順)。在位一四三五—一四九九年、一四五七—一四六四年。幼少で即位し、皇太子時代に訓育に当った宦官王振が次第に権力を握る。一四四九年、辺境貿易の利をめぐってオイラートのエセンが明に進攻すると、王振は英宗に勧めて親征させ、自分は敗死し、英宗は捕虜となる(土木の変)。この事態に北京では異母弟郕王を帝位につけ(景泰帝)、英宗を上皇とする。翌年オイラートから返還された英宗は宮城内に軟禁されたが、一四五七年、景泰帝の重病に乗じて英宗の復位が強行され(奪門の変)、景泰帝を廃して天順と改元する。
- (2) 李敬を遣わし 『宝案』(〇一—一三)〔一一—一三〕〔一六—一四〕にこの派遣に関する記事がある。後注(4)を参照。なお〔〇一—一三〕はこの派遣に対する回答の勅諭で、〔一一—一五〕によれば宣徳十年八月十二日に琉球が受領しており、正統帝即位の知らせも同時にもたらされたと思われる。
- (3) 嘉河等の衛 嘉河衛は奴兒干都司(太宗実録注(36)参照)所属の衛の一つ。
- (4) 南米結制を遣わし 『宝案』(一一—一二)〔一二—一三〕〔一六—一四〕にこの派遣に関する記事がある。それによれば、宣徳八年六月、内官柴山(仁宗実録注(7))らにより、日本国王への勅諭をとりついで送り届けよ、という勅諭が琉球にもたらされた。これをうけて國王は宣徳九年五月に使者南米結制・通事李敬らに日本への出使を命じた。はじめ柴山らの要求により、彼らの船に同乗し日本へ行って勅諭を届け、そのまま中国へ向かう予定であったが、出発寸前、柴山らの変心により、日本には寄らず中国に直行した(宣宗実録注(64)(65)参照)。
- (5) 謝恩し 『宝案』にこのときの奏・啓(一一—一二)があり、柴山らもたらした、国王と王相懐機への頒賜に対する謝恩とある。
- (6) 伍是堅等を遣わし この派遣の咨が『宝案』(一六—一五)(宣徳十年正月二十日付)にあり、使者義魯結制の船と同行二隻で出発している。
- (7) 伍是堅に：齎し回らしむ 『宝案』(一七—一〇一)によれ

- ば、曆は伍是堅らの船の修理のため、先に帰国する義魯結制ら(前注(6)参照)に渡されて持ち帰られた。
- (8) 源義教 足利義教。室町幕府第六代將軍(一四二九—四一年在職)。義満の死後中断していた明との通交を再開した。
- (9) 勅諭 『宝案』(一七〇一)にこのときの琉球への勅諭を正統元年閏六月十一日に受領した記述がある。また日本への勅諭は宣徳十年日本が派遣した正統帝即位慶賀使の怒中中誓に託された(小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』昭和四四年、刀江書院、四五頁)。
- (10) 薄海 海辺に至る。転じて内外の広大な地域をさす。天下、世界。
- (11) 列聖 代々の皇帝。
- (12) 東藩 東方を守る諸侯。藩は垣、おおうの意で、転じて朝廷の守護となる諸侯をいう。
- (13) 職貢 諸侯や外国から朝廷へ定期的に貢物を納めること。
- (14) 礼意 丁重に接待して敬意を表すこと。
- (15) 勤至 きわめて丁寧である。
- (16) 祖宗 帝王の始祖と中興の祖。帝王の祖先。
- (17) 大宝 帝位。
- (18) 群生 すべての生き物。民衆。
- (19) 雍熙 平和で楽しい。天下太平のさま。
- (20) 嘉尚 称賛する。尊ぶ。
- (21) 遠意 ここでは遠方の人の気持ち。
- (22) 天道 天が万物を生成させる法則。自然の道理。
- (23) 有民 人民(有は語調を整える助辞で意味はない)。
- (24) 仁恤 いつくしみあわれむ。
- (25) 蕃邦 外国。なお一本に藩邦とあるが、蕃と藩は通字で、同義である。
- (26) 程安等を遣わし 程安の派遣に関する文書は残っていないが、『宝案』(二二—四)に正統帝即位慶賀の表(宣徳十年、日付なし)、(二二—五)に柴山らの処分を知らせる勅諭(〇—三)に謝する表(宣徳十年、日付はないが内容から八月十二日以降の作成と判明)があり、遣使の日時、文書の内容からみて本条の程安と後条(七)の漫泰来結制がこの二通の表を持って同時に派遣されたものと思われる(前注(2)—(6)を参照)。なお正統帝の即位は宣徳十年正月壬午(十日)である。
- (27) 海西女直 中国東北部の松花江(黒竜江の分流)沿いの平野に拠った女直(太宗実録注(35)女直・注(36)奴兒干黒竜江忽刺温・注(37)野人女直を参照)。
- (28) 那木・塔山等の衛 塔山衛は奴兒干都司所屬の衛の一つで永楽四年、現在のハルビン市北方の呼蘭河流域に設置。那木衛は奴兒干都司の中に名がみえず、誤記か異字表記

の可能性がある。

- (29) 漫泰来結制 『宝案』「二七〇一」によれば正統元年閏六月十一日には前注(9)の勅諭を持って帰国しており、出発は宣徳十年中と思われ、前注(26)の程安と同時の派遣か(前注(26)参照)。
- (30) 具 記す。
- (31) 附齋 付随して持つてゆく。ついでに持つてゆく。
- (32) 海螺殻 螺殻(後注(47)参照)に同じ。
- (33) 海巴 海肥とも記す。寶貝(子安貝)の貝殻で古代に貨幣として用いた。明代にも雲南地方ではまだ貨幣として使われていた。琉球の方物の一つで、『宝案』「二六一二二」に進貢の例があるが、次第に用いられなくなったようである。
- (34) 一時 ここでは同時の意。
- (35) 自陳 自己申告。
- (36) 漏報 報告を少なくしてごまかす。税関などに貨物の届出を実数より少なく報告すること。
- (37) 入官 民間人の財物を収めて官物とすること。
- (38) 齋装を乏しくす 持参の荷物が減ってしまった、の意。装はここでは積み込む荷物のこと。
- (39) 給価 代価を給与する。
- (40) 例の如く…給せしむ 『万曆会典』卷一一一、琉球国の条に「正貢外、附来貨物、官抽五分、買五分。」という規定があり、琉球の使節が付帯した貨物の半分については対価が支払われた。ここでいう例とはこのことであるう。
- (41) 遣使 前条(七)の漫泰来結制か。
- (42) 梁求保 久米村呉江梁氏(亀嶋家)の家譜に「見於旧案中而祖譜無徵者録」として、長史求保があり、宣徳九年から正統六年までに六回の渡明を記す。『家譜(二)』七五三頁。
- (43) 爪哇国王楊惟西沙 ジャワのマジャパヒト朝(太祖実録注(61)参照)の王。ジャワ語で国王を意味するヤン・ウイセサの音写といわれている。永楽十三年(一四一五)に西王楊惟西沙の名で初めて朝貢し、それまで来朝していた西王都馬板が名を替えたと述べた。その後のおよそ三十年間に楊惟西沙の朝貢は十四回ほどあり、ほかにただ爪哇国とのみある朝貢もあつて、明朝に対する最も熱心な朝貢国の一つであつたが、すでにマジャパヒト朝は分裂し、衰退の一途にあつた。
- (44) 浙江市舶提挙司 宣宗実録注(77)市舶提挙司を参照。
- (45) 提挙 官名。本来は管理・掌管の意で、多く特定の事務を主管する官につける。明では市舶提挙司のほか、塩課提挙司・宝鈔提挙司などの長官。

(46) 遣使して朝貢す 別本には「遣使臣朝貢」とある。なお貢使についての上奏文が浙江省市舶司からのものであることからみて、この時の朝貢船は浙江省の港に入ったものと考えられる。琉球船の浙江入港については、宣宗実録（六八）総注を参照。

(47) 螺殼 螺は本来は巻貝の総称。琉球が方物として中国に進貢した螺殼は夜光貝の殻である。夜光貝はリュウテンサザエ科の巻貝、サザエの近縁種で、太平洋熱帯域・インド洋に分布し、日本では奄美諸島以南に産する。殻高約十八センチメートルで、殻は厚く内面に真珠様光沢を有し、古くから盃や螺鈿など細工物の材料として用いられた。『宝案』には方物として螺殼八千五百個を持っていった例も時にはあるが（二六〇一）（二七一）、方物としての記載は他にはあまりみられない。また（一九〇七）によれば、福建の官吏が琉球船の附搭貨の螺殼を官廷用として買い付けていたこと、慣例として螺殼の携行は水夫や随員の特典であったことなどが知られ、前条（七）や本条の記事と考えあわせると、一時、螺殼は主に附搭貨に用いられていたものと思われる。崇禎七年以降は常貢品に螺殼三千個を加えた（四〇四〇九）（二〇一〇一）などが、清の康熙三十一年にその進貢を免除された（二一一〇七）。なお、明末清初の進貢品として

の螺殼について、宮田俊彦「琉球の方物の一つ『螺殼』に就いて」（『海事史研究』二〇号、昭和四八年）がある。

(48) 資 財貨。もとで。ここではもとでとする意。

(49) 貨殖 財貨をふやす。商売して利を得る。

(50) 之を取るとも爰ぞ用いん これをとりあげたとしても一体何の役に立つのか、どうしても必要なものではない、との意。

(51) 著して令と為せ 上諭（皇帝のことば）の結語としてしばしば用いられる語句で、直前に述べた事柄を法令として明示し、以後はそれに従って行え、との意。ある時点で発した命令に恒久的な法的効力を持たせるための用語。

(52) 義魯結制等を遣わし 『宝案』（二七〇一）にこのときの礼部あての咨がある。

(53) 尚巴志奏す 本条の二つの奏については『宝案』（二七〇二）の礼部あての咨にも同じ趣旨の請願がみえる。

(54) 冠服 冠と衣服。明制では百官の冠服には朝服（慶事・節日・詔勅頒布などに着用）、祭服（祀祭に陪席するとき着用）、公服（毎日の奏事の時に着用）がある。『宝案』（二七〇二）で朝服・公服を混同しているが、洪武年間に公服を給賜されたと記し、また太祖実録（五〇〇）に王相に公服を賜う、とあり、『万曆会典』卷一一一、礼部六九にも「琉球国。…後賜：王姪・王相・寨官絹公

服。」とあることから、琉球に下賜された冠服は公服である。

(55) 本国の：賜わる 太祖実録(五〇)(七三二)に記事がある。

(56) 正朔 本義は正月一日、転じて暦をさす。皇帝の發布する暦を受けることは、その支配に服することを意味する。なお明の暦は大統暦である。

(57) 覆奏 皇帝が上奏された事柄について関連部に諮問したとき、諮問を受けた部局が答えて上奏すること。

(58) 原降せる者 明初に給賜された冠服。

(59) 冠服：給与せしめよ この決定を通知する礼部の咨が『宝案』〔〇四〇二〕、正統三年の大統暦を来使に持ち帰らせるむねの礼部の咨が〔〇四〇三〕にある。

(60) 梁求保を遣わし 『宝案』〔一七〇三〕にこのときの礼部あての咨がある。

(61) 暹羅国王悉里麻哈頼 タイのアユタヤ朝第八代国王 Boromrajajit II (在位一四二四—一四八一年)。

(62) 義魯結制等を遣わし 『宝案』〔一七〇四〕にこのときの礼部あての咨がある。

(63) 按察司 提刑按察使司の略称。一省の司法・監察を掌る。按察使(一員)、副使、僉事を置く。副使・僉事は員数不定で、各々分担の地区を巡察したり、兵備・学校・海

防・駅伝などを専管した。これを分巡道と総称する。

(64) 楊勳 『閩書』卷四九に宣徳中、按察司僉事に任とあり、『同治福建通志』卷九六、『福州府志』卷二九にも按察司僉事として名がある。

(65) 竜溪県 宣宗実録注(38) 参照。

(66) 鞫 罪を取り調べる。

(67) 械 かせ。罪人の手足にはめて自由を制限する器具。またそれをはめること。

(68) 擅 独断で。

(69) 発遣 行かせる、派遣する。流罪に処する。ここでは後者の意。

(70) 都察院 清代の行政監察機関。明初の定制では、左右都御史二員・左右副都御史二員・左右僉都御史四員を置く。また属官に十三道監察御史百十員を設け、交代で担当の道(省に同じ)を巡回して行政を査察し、重罪や冤罪を審理し、官吏の勤務評定を行い、不正や汚職を弾劾させた。これを巡按御史と称し、後には各地に常駐するようになった。また塩政・茶馬交易など専管事項をもつて巡視に当る監察御史もあつた。

また明代、各地に軍事上の必要が起ると、尚書・侍郎・都御史・少卿等の官を派遣し、巡撫あるいは鎮守と称した。しかしこれらの官の多くは巡按御史と統属関係

がなく、公文書の往来にも支障があったため、後には必ず都察院都御史を巡撫とし、辺境で尚書・侍郎が軍務を総督するときには都察院都御史を兼ねさせ、公務遂行の便宜を図った。なお巡按・巡撫・総督などは本来臨時の派遣であるが、次第に常設されるようになる。一方、中央官庁としての都察院は、やがて長官以下みな任官されなくなり、有名無実化し、地方においては都察院はもっぱら巡撫の敬称として使われた。ただしここでは本来の都察院による弾劾である。

(71) 贖罪 金品や労働などにより刑罰を免除されること。ここでは法律に罰金を徴収して許すことを定めている罪。

(72) 坐 罪に問われる。

(73) 還職 原職に復帰する。

(74) 憲体 法令の根本。なお「諳んぜず」はきちんと会得していない、の意。

(75) 改用 転任させる。

(76) 榜葛刺 邦哈刺（太祖実録注（192））に同じ。

(77) 滿刺加 マラッカはマレー半島の港市で、滿刺加はその漢字表記である。十四世紀末あるいは十五世紀のごく初め、スマトラのパレンバンよりマレー系の王族が移住して建国し、東南アジアの有力なイスラム国家となった。マラッカ海峡を制するその地理上の優位により、国際貿易

易の中継港として発展した。折しも領土を拡張しつつあったタイのアユタヤ朝に度々攻撃を受け、マラッカは庇護を求めて明の朝貢国となった。国王自身が家族を連れて来貢したことも数度に及ぶ。一五一一年ポルトガルに首都を占領されて滅びた。

本条は、自ら二度にわたって中国を訪れた第三代国王スリ・マハーラージャの治世の記事である。なお『歴代宝案』には一四六三年より一五一年におよぶ十九件のマラッカ関係文書があり、これとは別に文中に琉球船のマラッカへの航行を記す文書もある。

(78) 梁求保を遣わし 『宝案』〔一七〇六〕にこのときの礼部あての咨がある。

(79) 阿普札是等を遣わし 『宝案』〔一七〇七〕にこの派遣に関連する礼部の咨がある。

(80) 尚巴志奏す この奏の内容について『宝案』〔一七〇七〕に説明の記事がある。

(81) 海舟を給賜 『宝案』〔一七〇七〕には、明初に給賜された三十隻中、残るは七隻とある。〔一七〇一〕〔一七〇三〕〔一七〇七〕の記載から、これは安・義・恭・永・地・勇・順の各字号船に当ると思われる。また〔一七一・一五〕にみえる徳字号船は本条の決定により賜与されたものであろう。

- (82) 巴魯 『宝案』〔一七七〇七〕には謂巴魯とある。また補貢と海船の給与を請うため、謂巴魯・鄭長らを派遣する符文〔二三一〇二〕がある(後注(90)参照)。
- (83) 物料 材料、資材。
- (84) 工力 工事に必要な人手。
- (85) 領回 受領して帰る。
- (86) 冗費 むだな費用。
- (87) 三司 都指揮司(太祖実録注(120)都司)・布政司(太宗実録注(31)・按察司(前注(63))の総称)。
- (88) 見存 現存。
- (89) 福州 福建省福州府。福建の省都で、城内に福建市舶提挙司を置く。また城外には柔遠駅が設けられ、琉球使節らが滞在した。
- (90) 鄭長 『宝案』〔一七七〇七〕〔二三一〇二〕によれば、正統四年の正旦慶賀のため出発したが、馬期山付近で遭難して帰国し、補貢と海船の下賜を請うため、謂巴魯と共に阿普礼是らの船に便乗して再び渡明したものである。
- (91) 番梢 外国人の水夫。梢は船に同じで、舵の尾部、船尾、また水夫、船頭をさす。
- (92) 人従 随員。従者。
- (93) 廩米 官給の米。
- (94) 醢カ 醢。酢。
- (95) 醬 みそ。
- (96) 里甲 明初、労役を人民に割り当てるため設けた制度。賦役義務を有する一一〇戸をもつて一里とし、そのうち一〇戸を選んで里長戸とし、毎年一戸が里長に当る。さらに残りの一〇〇戸を一〇甲に分け、一甲一〇戸中、毎年一戸が甲首に当る。このようにして毎年順繰りに里長一、甲首十が当番としてその年の里甲の役を負担し、十年で全戸を一巡する。
- (97) 相沿 順々に前のやり方を踏襲する。
- (98) 刁蹬チウテン 狡猾で、自分の意見をおし通す。
- (99) 勒 無理やりさせる。強制する。
- (100) 折 換算する。ひきかえる。
- (101) 按 調べる。…に照らして、…のとおり。
- (102) 取足 十分に取得する。
- (103) 稽緩 遅延する。
- (104) 憑陵 侵犯する。侮る、虐げる、横暴なふるまいをするのさばる。
- (105) 行 公文書を送る。命ずる。ここでは後者の意。
- (106) 准当 換算して当てる。
- (107) 久計 長期にわたるはかりごと。
- (108) 該部 該部の部、当面の問題を所管すべき部の意。ここでは後出の礼部をさす。

- (109) 定議 議論して決定する。
- (110) 日廩 毎日官より支給する米。
- (111) 自辦 自分で買いととのえる。ここでは日給の米に余分を足し、それで必要な茶、調味料などを自分で購入させることをいう。
- (112) 禁戢 禁止する、ふせぎ止める。
- (113) 紛紜 紛争、混乱。
- (114) 治 裁く、処分する。
- (115) 優容 おおめに見てあやまちを許す。心を広くもち人をうけいれる。
- (116) 牙魯衛 奴兒干都司（太宗実録注（36） 奴兒干黒竜江忽刺温を参照）所属の衛の一つ。
- (117) 愛和衛 奴兒干都司所属の衛の一つ。
- (118) 兀者衛 奴兒干都司所属の衛の一つ。
- (119) 督罕河衛 奴兒干都司所属の衛の一つ。
- (120) 亦文山衛 奴兒干都司所属の衛の一つ。
- (121) 納刺吉河衛 奴兒干都司所属の衛の一つ。
- (122) 兀頼忽衛 奴兒干都司の所属と思われるが、この表記の衛はない。あるいは兀刺忽衛の異字表記か。
- (123) 兀魯罕河衛 奴兒干都司所属の衛の一つ。
- (124) 真河衛 奴兒干都司所属の真河千戸所の誤りか。
- (125) 嘔罕河衛 奴兒干都司所属の衛の一つ。
- (126) 梁求保等を遣わし 『宝案』（一七一〇八）にこのときの礼部あての咨がある。
- (127) 歩馬結制等を遣使し 『宝案』（一七一〇九）にこのときの礼部あての咨がある。
- (128) 鄭顛 『閩書』卷四五に巡按として名がみえる。
- (129) 瓷器 磁器。この派遣の時の執照（後注（130） 参照）に礼物として「小青盤四百個・小青碗二千個」の記載がある。積み荷の磁器の多くは青磁で、それらは浙江省処州や福建省の産であったと惟われる（太宗実録注（30） 参照）。琉球船の運んだ中国産の青磁について、国吉菜津子「琉球における陶磁器貿易の一考察」（『南島史学』第三八号、一九九一年）がある。
- (130) 通事沈志良・使者阿普斯古：買わんとし 『宝案』（四〇一七）にこの派遣の執照があり、遭難して福建福州府閩県に至り、船を修理して正統七年三月に帰国したこと、および「此文不行了」（この文書は届かなかった、の意）との付記がある。また『宝案』（一七一〇三）にもこの事件についての詳しい記事があり、この船は往路に遭難して福州に修理のため入港し、積み荷の磁器や自衛のための武器を没収されたことが知られる。
- (131) 東影山 おそらく福州府の近海にある島と思われるが不詳。馬祖列島の東北海上にある東引島（明代には東涌山、

- (132) 清代に東永島)は発音が近似しており、あるいはこれか。  
 (133) 前項の物貨 これは瓷器等の物をさす(前注(130)参照)。  
 (134) 器械 武器。  
 (135) 大儲庫 福州府所属の倉庫の一つ。  
 (136) 收頓 貯蔵する。  
 (137) 聴候 気をつけて待つ、待ちうける(多く官庁や上級者の決定を待つとき用いる)。  
 (138) 撫綏 民をいたわり安らかにする。  
 (139) 原収：給し 『宝案』(「一七一三」)には、このとき返されたのは積み荷のみであったことを記す。  
 (140) 完 復原する。完成する。完了する。  
 (141) 起程 出発する、旅立つ。  
 (142) 尚巴志薨ず 『世鑑』『蔡鐸本世譜』『蔡温本世譜』はともにも尚巴志の死を正統四年四月二十日で、在位十八年、寿六十八とする。本条の請封の上奏文に当ると思われる『宝案』(「一一一七」)では正統六年四月二十六日死亡と記すが(「四三一一〇」)の正統四年付の王相懐機から天師大人(道教の教祖)あての書簡には尚巴志の近時の死去を伝えており、正統四年死亡が正しいと思われる。  
 (143) 尚忠 『世鑑』『蔡鐸本世譜』『蔡温本世譜』はともに、尚巴志の第二子、今帰仁王子と称され、正統五年即位、正統九年十月二十四日死去、寿五十四とする。  
 (144) 梁求保を遣わし：嗣位を乞う このときの請封の上奏が『宝案』(「一一一七」)に、また礼部あての咨が(「一七一」)にある。  
 (145) 詔 詔書。皇帝が臣民に対して布告し、その内容を周知させるため用いる。皇帝の即位や成婚・皇太子の誕生など、重大な国事に際して発せられる。ここでは中山王尚忠の冊封を琉球国民に伝える詔書。  
 (146) 恭 別本には「膺」とある。  
 (147) 克類 よく似ている、匹敵する、の意。  
 (148) 余忭 尚忠の冊封正使。『世鑑』『蔡鐸本世譜』『中山伝信録』では兪忭とする。また後条(三四)の底本には「徐忭」とあるが、同条の校勘記に「別本には徐を余と作る。『進士題名碑録』によれば余忭は正統元年の進士であり、余が正しいであろう」とする。  
 (149) 劉遜 尚忠の冊封副使。『世鑑』『蔡鐸本世譜』では劉孫とする。  
 (150) 人等 人をあらわす名詞の後において、人数の多いことをあらわす語。  
 (151) 蒼生 人民。なお仁覆は慈愛をひろく施すこと。  
 (152) 勅 皇帝の命令。ここでは中山王冊封の勅諭。勅諭は、皇帝が特定の個人(複数の場合もある)に対して発する命令。

- (152) 達福期等を遣わし このときの礼部あての咨が『宝案』  
「一七一—二」にあり、次条の吉且坦らと同時の派遣であ  
ることを記す。
- (153) 吉且坦等を遣使し 一本には「遣使臣吉且坦」とある。  
また吉且坦は『宝案』「一七一—二」では吉且坦とする。
- (154) 綵段表裏・布 別本には「綵幣表裏」とある。
- (155) 明泰等を遣わし このときの礼部あての咨が『宝案』「一  
七一—三」にある。
- (156) 梁回 久米村吳江梁氏 (亀嶋家) (『家譜』(二)七五三  
頁)に名のみ記載がある。『明実録』には宣徳初年より  
景泰年間まで長期にわたり名が散見される。また『李朝  
実録』太宗十二年 (宣徳五年) 閏十二月壬戌の条に琉球  
国長史梁回から朝鮮国王府執礼官あての漂流民送還に感  
謝する書簡がある。
- (157) 蔡讓 一三九九—一四六三年。久米村蔡氏二世 (儀間家)  
(『家譜』(二)二四七頁)。
- (158) 占城国王摩訶賁該 チャンパ王マハヴィジャヤ (在位一  
四四一—四六六年)。チャンパはベトナム (黎朝) の攻撃  
を受けて、一四四六年首都のヴィジャヤを陥され、マハ  
ヴィジャヤ王は捕虜となって連れ去られた。この後一四  
七一年のベトナムの大侵攻のあと、チャンパは南部の沿  
岸地方に勢力を残すのみとなる。しかし、南部のニヤチ
- ヤンやパーンドウランガ、あるいはメコン河口のチャム  
人の集団はその後も長く海上交易にたずさわり、またチ  
ャンパ王家も移動を重ね、別系統に変わりつつも細々と  
二十世紀初頭まで続いたことが知られている。
- (159) 順帯 ついでに引き連れて行く。
- (160) 倭扇 日本の扇子。折りたたみ式の扇子は一般には摺扇、  
摺畳扇、摺紙扇、聚骨扇などと称する。日本産のものが  
上等とされ、琉球の方物の一つであった。なお摺は折り  
たたむ、の意。
- (161) 校尉 武官名。明代、錦衣衛 (次注) の兵士。
- (162) 錦衣衛 皇帝の身辺を守る親軍衛の一つ。本来は皇宮の  
護衛、皇帝の出入時の儀仗を掌る。所属に南北鎮撫司が  
あり、北鎮撫司は詔獄 (皇帝の命をうけて罪人の巡察・  
逮捕・収監・審問を行う) を専管する特務機関であった。
- (163) 杖 杖刑。木の枝で作った杖状の刑具で打つ刑罰。
- (164) 綵幣 別本には「綵段」とある。
- (165) 赤斤蒙古衛 敦煌の東に位置する衛。永楽初、帰服した  
モンゴル族の一部を置いて赤斤蒙古千戸所とし、後に衛  
となる。
- (166) 駝 らくだ。モンゴル族・西域諸国の朝貢品であり、こ  
こでは衍字か。
- (167) 参政 布政司の官で、布政使に次ぎ、左右参政を置く (員

- 数は各省で異なる)。なお明代中期以降布政司の参政・参議は漕運を掌る督糧道や、各省を若干の地方に分けて政務を担当する分守道等に任じた(『明史』卷七五)。
- (168) 宋彰 『八閩通志』卷三〇、福建布政司の左右参政の項に名があり、正統年間任とある。
- (169) 邵宏蒼 『八閩通志』卷三〇、福建按察司の副使の項に名があり、正統年間任とある。
- (170) 工部 六部(行政を掌る中央官庁)の一つ。宮城・運河の修築など土木建設事業から、宮中・官庁・軍等の需品の調達・製造など、工作にかかわる百般の業務を管掌した。船の製造も工部の担当であった。
- (171) 展転 そむく。くるくる変わる。あちこち転々とする。ここでは、いろいろ口実を設けて逃れようとすることをいう。
- (172) 方命 命令にそむく。
- (173) 黎濬 ベトナム後黎朝第三代国王仁宗。在位一四四二—五九年。
- (174) 程安 別本には「陳安」とある。
- (175) 尚思達 『世鑑』『蔡鐸本世譜』『蔡温本世譜』はともに、尚忠の世子、正統十年即位、十四年十月十三日死去、在位五年、寿四十二、とする。
- (176) 陳博 底本では博(博の俗字)、また後条(五〇)の別本では「傳」と誤る。尚思達の冊封正使。琉球側の史料では正統十三年來琉。なお後条(五〇)によれば刑科給事中である。
- (177) 万祥 尚思達の冊封副使。
- (178) 諭祭 皇帝が命令を下して亡くなった臣下を祭ること。
- (179) 節 はたじるし。君命を受けて行く使者に与えて印とした旗。
- (180) 欽めや 勅諭の末尾にしばしば用いられる、相手を戒めることば。欽はつつしむ、うやまう、の意。『宝案』では、明代には冊封の時に琉球国王に与えられる勅諭に、清代にはほとんどの勅諭に使われている。
- (181) 織錦 さまざまな色の文様を降りこんだ絹織物。ただしここでは織金と同じ意であろう。なお別本には「織金」とある。
- (182) 琉球国中山王 底本には「琉球国王中山王」と「王」の衍字がある。
- (183) 哈密忠順王 哈密(ハミ)はタリム盆地の北辺、天山山脈東南端にあり(現在、新疆ウイグル自治区内)、古来中国と西域との交通上の要地である。明代、モンゴル族の一派が拠点とし、明初より朝貢し、代々忠順王に冊封された。太宗実録注(103) 哈密忠義王を参照。
- (184) 地面 地方、区域。

- (185) 亦迷力火者王 亦力把里 (東チャガタイ汗国。太宗実録注 (81) 別失八里を参照) のこの頃の王はエセンブカ (在位一四三二?—六一または六二年) である。
- (186) 塔山等の衛 塔山衛は奴兒干都司所属の衛の一つ。
- (187) 建州等の衛 建州衛は奴兒干都司所属の衛であるが、その変遷については仁宗実録注 (6) 建州左衛指揮使猛哥帖木兒を参照。
- (188) 安樂州 遼東都司の管下の州。現在の開原市の付近。永樂七年に自在州と共に設けられ、投降した女直を移住させた。
- (189) 達官 モンゴル系民族の官。達は韃 (タタールの音訳。明代、モンゴル族の汎称) と音が同じため。同じ意味で用いられた。
- (190) 銀鼠 シロテン。イタチ科テン属。中国東北部一帯に産し、毛は冬季に純白となり、毛皮として珍重される。明代、女直の貢物に貂鼠皮 (テンの毛皮) がある (『万曆会典』卷一〇七)。
- (191) 番人 蕃人に同じ。外国人。
- (192) 番伴 外国人の従者。
- (193) 抵 ここでは抵罪の意で、罪の軽重に従って相応の刑にあてること。
- (194) 沙・尤二県の強賊 沙・尤二県は福建省延平府沙県と尤溪県。正統十三年二月に延平府で発生した鄧茂七の乱をさす。小作民が税役や地主への小作料の減免を訴えて起こしたいわゆる明末の抗租奴変の最初のもので、一時は数十万の農民を集めた。翌年二月、鄧茂七は敗死したが、残党はその後も各地で抵抗を続けた。
- (195) 起運 地方に収納された租税などを中央や指定された地方に輸送すること。
- (196) 謫 流刑に処す。
- (197) 大同 大同府。山西省の西にあり、内モンゴルと接する長城地帯。
- (198) 戍 (辺境を) まもる。
- (199) 遷延 停留してすまない。(時間を) ひきのばす。
- (200) 章瑾 一四〇七—一五〇年。『明人伝記』四八二頁。
- (201) 避嫌 嫌疑をうけそうなことを避ける。疑われないように取り計らう。
- (202) 貫籍 戸籍簿。戸籍簿に登記する。
- (203) 朦朧 はっきりしないさま。あいまいにする。
- (204) 内府 宮中の庫蔵。明では、宮中に六部等の諸官庁の庁舎を置いたので、これらの中央諸官庁をさすこともある。ここでは前者。
- (205) 法司 大理寺の別称。また明清代、大理寺・刑部・都察院を三法司と称し、重大案件は三者が合同で審判した。

ここでは大理寺であろう。清代、刑部・都察院などが審理した案件を大理寺に送って再審し、裁判の公正を期した。

(206) 内府の：律 刑律の「凡盗内府財物者、皆斬」の条に当る(『万曆会典』卷一六八、賊盜)。

(207) 比 比附・比引・比依・比照ともいい、清代、刑法、とくに犯罪構成要件について類推解釈をすること。すなわちある犯罪について法律に直接に適用されるべき条文(正条)がないとき、類似の犯罪についての条文を援用して適用解釈し、罪名を決定し量刑を判断すること。

(208) 黜 官位をおとす。免職する。

(209) 民と為す 罪を犯した官吏・軍人の官位を剥奪して平民とする処置。

(210) 威遠衛 山西行都司に所属する衛の一つ。大同の西方、長城付近にあった。

(211) 馬権度 『世鑑』尚思達の条に、正統十三年に来琉した尚思達の冊封使陳傳・万祥を王舅馬権度に護送させた、とする。同条に引用されているこの時の勅(次注)にも「遣舅馬権度」とあり、王舅として入貢したのは確実と思われる。

(212) 勅 『世鑑』に引用がある。

「皇帝勅諭琉球国中山王尚思達

朕奉天命、祇承祖宗大位、主宰生靈、夙夜惓惓、懼欲天下之人、咸得其所。惟王遠居海外、能敬順天道、恭事朝廷、恪脩職貢、遣舅馬権度等奉表。并王叔尚金福、俱以馬匹・金銀器皿等方物來貢。益見誠意。朕甚嘉悅。今権度等回、特賜王・王妃并王叔綵幣。王其体朕至懷。故諭。

頒賜

国王

錦

粧花連毬花紅一匹

粧花連勝宝相花紅一匹

十字稜花黃一匹

百花絨錦黃一匹

紵糸

織金胸背麒麟紅一匹

織金胸背獅子青一匹

暗八宝天花雲紅一匹

暗八宝天花雲綠一匹

素青一匹

素綠一匹

紗

織金胸背白沢紅一匹

織金胸背麒麟□一匹

暗花藍一匹

暗花骨朶雲八宝紅一匹

素紅一匹

素青一匹

素緑一匹

素藍一匹

羅

織金胸背麒麟紅一匹

織金胸背麒麟青一匹

素紅一匹

素青一匹

素緑一匹

素藍一匹

王妃

錦

粧花雲鳳青一匹

百花絨錦黃一匹

紵糸

織金胸背白沢紅一匹

暗花骨朶雲青一匹

暗天花八宝雲緑一匹

素青一匹

紗

織金胸背白沢紅一匹

暗花骨朶雲緑一匹

素紅一匹

素青一匹

羅

織金胸背彪□一匹

素青一匹

素緑一匹

素藍一匹

王叔

錦

連勝宝相花黄一匹

紵糸

織金胸背白沢紅一匹

暗花骨朶雲青一匹

暗八宝天花雲緑一匹

素紅一匹

正統十四年九月十六日（<sup>印</sup>広運之宝）

（213）

紗 底本では鈔とあるが、前注（212）の勅の賜与の内容からみて紗の誤記と思われる。

(214) 蘇州府地方 別本では「蘇州地方」とする。

(215) 服用 使用する。着用する。

(五三) \*英宗正統帝が正統十四年(一四四九)八月、オイラー

トの捕虜となったため、九月に郕王が皇帝に即位して翌年を景泰元年と定めた。しかし景泰八年(一四五七)正月、英宗が復位して、景泰八年を天順元年と改めた(前注(1)英宗を参照)。このため郕王が皇帝位にあった

正統十四年九月から景泰七年十二月まで(卷一八三から卷二七三まで)は、英宗実録と称しつつ、廢帝郕戾王附録の副題が付されている。

(216) 陸辞 天子の御殿のきざはしの下から天子においとま申し上げること。

(217) 勅 英宗実録(五一)(正統十四年八月)にある勅をさす。前注(212)に全文を引用。

(218) 勅 『世鑑』卷三に「窃ニ念ニ、当初察度王、大明へ朝貢シ給テヨリ以来、往来ノ詔勅書、表文、雖有之、尚寧ノ乱ニ失却スベシ。今存スルモノヲバ記之。以後日、復出来ンヲ待者ナリ」と注記して収録されている景泰元年閏正月初八日の勅諭であろう。次にその全文を掲げる。

皇帝勅諭琉球国中山王尚思達

国家一視同仁、無間遠邇、況於謹修職貢之國、尤所当

厚。爾琉球、於中国爲東藩、世修職貢、逾久益勤。今

王遣使臣間美等、奉表及進方物、礼意勤至。朕承列聖、

嗣登大宝、期与四海、同樂雍熙。王能篤於事大、良足

嘉尚。使還、特賜王及王妃綵幣、以答誠意。王其欽崇

天道、仁恤生民、永固藩屏、以副朕懷。故諭。

頒賜

国王

粧花絨錦

竜鳳四季円花紅二段

明黄白花二段

紵糸

織金胸背白沢紅一匹

織金胸背麒麟青一匹

暗花骨朵雲紅一匹

暗花靈芝骨朵雲八宝青一匹

素紅一匹

素緑一匹

紗

織金胸背麒麟紅一匹

織金胸背麒麟青一匹

暗花骨朵雲紅一匹

暗花骨朵雲緑一匹

暗花骨朵雲藍二匹

素青一匹

素緑一匹

羅

織金胸背麒麟紅一匹

織金胸背麒麟緑一匹

素紅一匹

素青一匹

素緑一匹

素藍一匹

王妃

粧花絨錦

穿花竜鳳紅一段

明黄花一段

紵糸

織金胸背獅子紅一匹

暗花宝相紅一匹

暗木香青一匹

素緑一匹

紗

織金胸背白沢紅一匹

暗細花鶯哥緑一匹

素青一匹

素藍一匹

羅

織金胸背麒麟青一匹

素紅一匹

素緑一匹

素藍一匹

景泰元年閏正月初八日（<sup>印</sup>広運之宝）

なおこの勅諭は『蔡鐸本世譜』『蔡温本世譜』にも収録されているが、頒賜品の記載を欠く。また『蔡温本世譜』では勅諭の日付がなく、（六〇）の景泰二年に亜間美が入朝した時に頒賜されたものと誤解している。

(219) 程鴻 こののち景泰四年・天順二年にも渡明している。

(220) 木料 材木。

(221) 王察都 天順五年二月の朝貢使王察は王察都の「都」が脱落したものであろう。

(222) 回程 帰り途、帰還。

(223) 順搭 ついでに搭乗する。

(224) 達思蛮 清の顧祖禹撰『讀史方輿紀要』卷七四の雜谷安撫司の記事中にあり、四川省の最西部に位置した。

(225) 長官司 中国西部および南西部の少数民族居住地区にお

- (226) かれた土官(太祖実録注(175)参照)の一つ。  
八百・車里・老搗三宣尉司 八百は現在のタイ北部の清邁に、車里は雲南省景洪県に、老搗は現在のラオスにそれぞれ宣尉司が置かれた。『万曆会典』卷二一三に雲南の土官として記述されている。
- (227) 亜間美 のち景泰三年にも渡明している。なお注(218)に掲げた勅諭の中に亜間美の名があり、それによれば(五四)景泰元年にも入朝していたことになる。
- (228) 喬毅 一四一―一七三年。尚金福の冊封正使。刑科給事中・大理少卿・工部右侍郎などに任ずる。『明人伝記』六七七頁。なお『世鑑』『蔡鐸本世譜』、郭汝霖『使琉球録』は、尚金福冊封の正使を給事中陳謨と記している。こののち変更になったものであろう。
- (229) 童守宏 尚金福の冊封副使。なお『世鑑』『蔡鐸本世譜』『蔡温本世譜』は董守宏と記す。
- (230) 尚金福 『世鑑』『蔡鐸本世譜』『蔡温本世譜』はともに、尚巴志の第六王子、洪武三十一年出生、景泰元年即位、四年四月十八日薨、在位四年、寿五十二と記す。
- (231) 中山王尚思達 前年七月に既に(報告を受けて)尚思達諭祭の使者が決定している。本来なら尚金福の名があるべきところである。
- (232) 中山王叔尚金福 尚金福に対する冊封使が国に未着のた
- (233) 出榜 立て札を出す、掲示する。
- (234) 禁約 禁止令。禁止する。
- (235) 置造 購入したり造つたりする。置は買うの意。
- (236) 黄蕭養の乱 正統十四年(一四四九)九月、広東省南海県の黄蕭養らが広州府を襲った。『明実録』正統十四年九月戊戌の条。
- (237) 刺麻 ラマ教。現在チベットを中心に青海・内外モンゴルなどに行われる仏教の一派。七、八世紀頃からチベットで在来の民族宗教と仏教とが融合して普及し、十三世紀にはモンゴル・華北に及んだ。
- (238) 馬俊 景泰六年にも渡明している。
- (七〇) \*本条の記すところは極めて異例である。尚泰久なる未知の人物が、掌国事王弟という変則的な名乗りの下に突然朝貢してくる。しかも国王印(鍍金の銀印)が焼失したと称して、提出した文書には琉球国書であることを証明する押印がない。明朝が朝貢国を受け入れる際の根拠とするものは、明が与えた国王印である(副次的には勘合があるが、琉球国には適用されなかった)。実際には王統交替のあった武寧から思紹への継承(太宗実録三〇)、尚徳から尚円への継承(憲宗実録一三)において、それぞれの篡奪者は前王の世子を名乗って請封しているが、

それは前王統が用いていた国王印を引き続き用いることができたため、ことさらに王統交替を報告する必要がなかったからである。何らかの変事があったことを推測させる(太宗実録八)(太宗実録六八)においても、印は継承されたようで、何ら問題とはされていない。

本条の簡略な記述からは、この時の明側の調査・審問など具体的な対応は知り得ないが、尚泰久の奏は結果的には了解され、新しい印が授与された。これは極めて破格の処遇といえよう。

なおこの国王印すら失われた内証が、本条で尚泰久が申し立てているような「次兄布里」と「姪志魯」との争いであったか否かは吟味する必要がある。なぜなら、尚泰久は王位継承の当事者であり、彼の申し立てを客観的に証拠づけるものはない。布里や志魯の存在も、本条に依拠した『中山沿革志』をもとに書かれた『蔡温本世譜』以外に、琉球における記録はない。この内証が、尚金福の世子某と王弟尚泰久との争い(或いは王尚金福と王弟尚泰久との争い)であったと考えることも十分に可能である。

(239) 尚泰久 『世鑑』『蔡鐸本世譜』は尚泰久を尚金福の子として記している。しかしここで尚泰久は王弟を名乗っている。もし本当に尚泰久が尚金福の子であれば、奏文は世子を

名乗って行くのが当然であり、何らかの理由で印が失われたと述べるだけの単純なものでよく、臣庶の推挙も必要はなかったはずである。本条のような具体的な説明(それが虚偽か否かは別として)をしつつ奏請したのは、尚泰久が王弟であったからではないか。尚金福在位時の琉球に、有力な王弟のいたことは、同時代史料である『李朝実録』が記している。端宗元年(景泰四年・一四五三)三月に尚金福の使として朝鮮に着いた道安の言を記録した、端宗元年五月丁卯の条に、朝鮮人漂流民に関して「琉球国王弟、領兵征岐浦島、而見之(漂流民をさす)、買献国王」とあり、尚金福に対する冊封使が琉球に到った時のこととして「中山王弟、率軍士備旗鼓・雨傘、出迎于郊、入殿内宴慰」とあるのがそれである。この王弟が布里(奏文のいう次兄布里)であった可能性がないわけではないが、尚泰久であると考えた方が自然である。

ところで尚泰久の出生年については『世鑑』『蔡鐸本』『蔡温本』がそろって永樂十三年(一四一五)としているが、『金石文—歴史資料調査報告書V』沖縄県教育委員会、昭和六〇年、に収録されている、尚泰久在位中の鑄造になる鐘十口(拓本のあるもののみ)には「王大世主庚寅慶生」と記されている。大世主は『蔡鐸本』『蔡温本』によれば尚泰久の神号であり、現に「万国津梁の

鐘」として知られる旧首里城正殿鐘は「王大世主庚慶生久泰」と記している。庚寅は永樂八年（一四一〇）で、これら同時代資料の示すところは、尚泰久の永樂八年出生である。『世鑑』『蔡鐸本』のように、尚金福（洪武二十一年・一三九八生）の子とすると、尚金福十二歳の時の子となる。この点からも尚泰久は王弟と考えるべきであろう。琉球の史書がこの鐘銘を無視したのは、尚泰久の生年に永樂八年を採用したとすれば、尚金福と尚泰久の父子関係のみでなく、尚金福の生年までが危うくなるからであろう。

なお尚泰久を王弟（尚巴志の子）としているのは『蔡温本』である。この本は『中山沿革志』を仲立ちとして『明実録』を史料としている。ただこの場合、蔡温は単純に『沿革志』に拠ったのではない。『沿革志』の尚泰久の条で、汪楫は本条を簡略に記した後、「按世績図云、泰久係尚志マヤ達之弟。而実録則云金福之弟。蓋実録止請封之疏為拠、他無可攷也」と述べて、尚泰久を尚思達の弟とする考えを示しているからである。世績図については、『沿革志』の序で「又購得琉球世績図一卷、卷中番字多、不可弁委曲、採索始知、…爰就図中所載、可識者書之、疑者闕之。参以実録約略詮次、為中山沿革志二卷、用備稽考云…」と説明している。蔡温が汪楫の説を

採らなかつたのは『沿革志』中の実録の記述を重視し、世績図に信を置かなかつたためであろう。

(240) 布里 『蔡温本世譜』に記事があるのみである。(七〇) 総注および前注(239) 尚泰久参照。

(241) 志魯 『蔡温本世譜』は、本条の引用のほか、尚金福の条に「世子曰志魯、死于兵乱、無嗣」と記す。(七〇)

総注および前注(239) 尚泰久参照。

(242) 府庫 国家が財物・兵器・文書などを収蔵したところ。

(243) 鍍金銀印 太祖実録(一五) 洪武十六年正月に賜わった印である。

(244) 権 かり、一時、臨機の処置。

(245) 所司 所管の役所・役人。

(246) 馬湖府 四川布政司に属し、長官司四を統治した。治所は現在の四川省屏山県。

(247) 綵段 別本には「綵幣」とある。

(248) 尚伯礼 『蔡温本世譜』は景泰六年に尚泰久の姪として記述している。しかし『明実録』では、当時尚泰久はまだ王弟であり、国王は尚金福である。尚泰久の姪とするのは誤りである。

(249) 蘇州 南直隸蘇州府。朝貢使の上京路にある。

(250) 買辦 必要なものを買いととのえる。

(251) 王法 別本に「王化」とある。

- (252) 嚴誠 實際に琉球にもたらされた詔(後注(260)参照)には、正使李秉彝とあり、変更になったようである。
- (253) 劉儉 尚泰久の冊封副使。
- (254) 藩維 藩は皇室の藩屏(まもり)、維は天下を維持すること。諸侯をいう。
- (255) 恪守 つつしみ守る、忠実に守る。
- (256) 継述 前人のあとを継いでその事を明らかに述べ行うこと。
- (257) 愈々 別本には「益々」とある。
- (258) 砥礪 つとめ励む。
- (259) 藩屏 天子の守りとなる諸侯。
- (260) 詔 『宝案』(〇一〇一)に景泰六年七月二十日の日付で収録されている。文章表現に多少異なるところがある。
- (261) 表率 手本、模範。
- (262) 同氣 兄弟、同胞。
- (263) 封建 天子が土地を分け与えて諸侯を置くこと。
- (264) 正副使 『宝案』には「正使右給事中李秉彝・副使行人劉儉」とある。
- (265) 夙夜 朝早くから夜おそくまで。
- (266) 茲に詔示し、咸く聞知せしむ 詔書の末尾には、この詔書を發布してすべての人々に周知させる、という意味の文章が必ず付加されており、これは典型的な文例の一つ
- (267) である。引用文ではこの部分は省略されていることが多い。
- (268) 李弘暉 第六代朝鮮国王端宗。在位一四五二―一五五年。
- (269) 岷州衛 陝西都司に属す。治所は現在の甘肅省岷県。
- (七) 帛 別本に「幣」とある。
- (270) \*本条以下は英宗復位後の実録である。(五三) 文書注を参照。
- (271) 程鵬 『明実録』にはこののち弘治元年(一四八八)まで、総計九回の渡明の記事がある。
- (272) 李瑀 第七代朝鮮国王世祖。在位一四五五―一六八年。
- (273) 吳是堪美 正統九年と十一年の進貢使吳是佳美と或いは同人か。
- (274) 塩井衛 四川行都司に属す。治所は現在の四川塩源彝族自治县東北。
- (275) 施州衛 湖広都司に属する衛。治所は現在の湖北省恩施県。
- (276) 施南宣撫司 施州衛に属する土官。
- (277) 峒 宋代以降、羈縻州(外夷の懐柔のために設けた州)に所属する行政単位をいう。峒長はその長。
- (278) 永樂・宣徳の間の例 永樂十一年と宣徳三年に銅銭が支給された。『明実録』には太宗実録(五九)永樂十一年四月己巳の条に、中山王思紹と山南王汪応祖に永樂銭が

賜与された記事がある。『宝案』には「二二一九」に、永楽および宣徳三年の事例を参照して、附搭貨に対して銅銭を給与してほしいむねの奏が、「一七一六」に礼部への咨がある。

(278) 估計 見積もる。

(279) 鈔貫 宝鈔(紙幣)。貫は鈔の単位であるが、ここでは全体で宝鈔の意。

(280) 京庫 京師にある庫、というほどの意で、府庫など各地に置かれた倉庫に対照させて用いた表現。『明史食貨志訳注』倉庫を参照。

(281) 闊生絹匹 広巾の練らない絹匹。『吏文輯覽』。

(282) 折支 ほかのものに換算して支払う。

(283) 福建布政司に移文 底本は「移文福建布政司」。別本に「移文於福建布政司」とある。

(284) 時直 時価に同じ。直は値、価格。

(285) 関給 官よりものを支給すること、或いは、それを受けとること。

(286) 王察 或いは王察都か。王察都は『英宗実録 廢帝邸扈王附録』(六)と(七)に使者として記事がある。

(287) 宴及び綵幣等の物を賜うこと例の如し 宴は筵宴といい、琉球国の場合、礼部が主催して会同館で行われる宴は二回で、陪席者や供される酒・食品その他について細かい

規定がある。また帰途に布政司で供される宴が一回ある。『正徳会典』卷一〇三、筵宴。給賜については卷一〇一、給賜、諸番四夷土官人等一、に記事がある。

(288) 尚徳 『世鑑』以下の琉球の史書が共通して記すところは次の通り。尚泰久の子。正統六年(一四四二)生まれ、成化五年(一四六九)四月二十二日没、行年二十九歳。尚徳の死後、その幼い世子の王への即位はならず、尚円が擁立されて、世子は殺害された。

しかし、当時琉球との交流の深かった朝鮮の同時代記録は、(一)尚徳は二十九歳で没した、(二)幼い世子は王に即位できなかった、の二点について別の事実を示している。『李朝実録』世祖八年二月辛巳の条には、尚徳の治世である世祖七年(天順五年・一四六一)に琉球に漂着した朝鮮人肖得誠ら八人からの聞き書きがあり、

「一、国王年三十三歳。一、国王有子四人、長子年十五許、余皆幼」とある。肖得誠らの見聞はこのほか多岐にわたっているが、いずれも具体的かつ詳細で信憑性が高い。また成化七年(一四七一)十二月に申叔舟によって撰進された『海東諸国紀』の「琉球国紀」には、同年十一月に琉球国王使として到着した(『李朝実録』成宗二年(成化七年)十一月庚子の条)自端西堂の情報による次の記事がある。「(成化)七年辛卯冬、国王使自端書堂

来朝、自端曰：尚徳曰名大家、無兄弟。今王名中和、時未号、年十六歳、娶宗姓丹峯殿主女、王弟名於思、年十三歳、次弟名截溪、年十歳」。ここに見られるのは、尚徳の死後、中和という十六歳の王が即位していることである。「時未号」とは、まだ王の名乗りを持たないの意であろう。この中和が、前記の肖得誠らの見聞にある、尚徳の四人の子のうちの次子であるとすれば、天順五年（一四六一）の幼児は、当時十六歳であつてよく、十三歳と十歳の弟のあることも良く符合する。一方、『世鑑』などの記すように、尚徳が成化五年（一四六九）に二十九歳で死去したとすると、漂流人が着いた天順五年に尚徳は二十一歳であり、十五歳を頭として四人の子があるということはない。天順五年の三十三歳から計算して尚徳の行年は四十一歳とすべきであろう。

では中和はいつまで在位したのであるか。『李朝実録』成宗二年（成化七年）十一月丁未の条によれば、前述の自端西堂は成化六年に国王より朝鮮行きを命じられているが、この国王は中和であつたと思われる。そして『宝案』には、成化六年四月一日付の朝鮮あての尚徳の咨文〔四一―一七〕があり、これは中和がまだ王の名乗りを持たないため、尚徳の名を用いたものであろう。

一方、憲宗実録（一三）成化七年三月甲申の条に世子

尚円が蔡璟を遣わして請封した記事があり、その使者蔡璟らを派遣する符文〔二二―一〇四〕、執照〔二一―一〇四〕の日付は成化六年九月七日である。この符文と執照には謝恩のためと記されており、本来、中和による進貢のため用意されていたのが、そのまま尚円の請封にふりかえられた可能性があり、その場合、尚円の請封が火急であつたことを思わせる。尚円のクーデター、すなわち中和の死は、おそらく成化六年の七、八月頃であつたかと思われる。

(289) 潘榮 一四一九―九六年。尚徳の冊封正使。のち南京戸部尚書となる。その著に「中山八景記」（郭汝霖『使琉球録』所収）がある。『明人伝記』七七九頁。

(290) 行人司 礼部に属し、勅旨の伝達・冊封等を掌る。司正一員、左右司副各一員、行人（定員は時期により異なる）を置く。

(291) 蔡哲 尚徳の冊封副使。

(292) 琉球国に往きて：王と為さしむ 潘榮らが実際に琉球国に着いたのは、『宝案』〔二二―一八〕〔二七―一四〕によれば天順七年七月である。潘榮は「中山八景記」の中で、七年六月に閩を発船し数日で琉球に着いたと記している。

(293) 詔 『宝案』〔一〇―一四〕にこの尚徳冊封の詔が収められているが、日付が天順五年三月二十五日となっている。

- 『宝案』にはこのほかに同時にもたらされた尚徳に対する勅諭〔〇一一五〕、尚徳と王妃への頒賜品の目録〔〇一一六〕も収められているが、これらも日付は天順五年三月二十五日となっている。『宝案』の日付が何に由来するか不明である。
- (294) 僻居 ヘキキョ かたよった遠い所に住む。
- (295) 閩中 秦代の郡の名。福建省閩侯県の北。
- (296) 密邇 間近に接近する。邇は近に同じ。
- (297) 来庭 諸侯が朝廷に来て天子におめにかかること。諸侯が天子に服従している意を表す。
- (298) 有年 多年。
- (299) 篤 別本には「恭」とある。
- (300) 余す 『宝案』では逾ゆ、とある。
- (301) 件 衣服や飾り物を数える数詞。
- (302) 賜うに：以てす 『宝案』〔〇一一六〕に国王と王妃への頒賜品の目録がある。
- (303) 率俾 臣服。
- (304) 咸寧 みなやすらか、の意。
- (305) 世子尚徳 冊封使が未着のためである。前注(292)琉球国に往きて：王と為さしむ、参照。
- (306) 崇嘉山 『宝案』〔一一一八〕〔四一〇六・〇七〕によると、この翌年に明へ、成化元年に暹羅に使している。

(307) 柳子煥 別本に「柳子瑛」とある。

## 憲宗実録注

- (1) 憲宗 成化帝。一四四七—八七年。在位一四六四—八七年。第九代皇帝。
- (2) 使臣を遣わし この時の奏が『宝案』〔二二—一八〕に、礼部あての咨が〔一七一—四〕にあり、使臣は王舅王察都・長史蔡賓らである。尚徳冊封への謝恩のため遣わされた。
- (3) 領 受け取る。
- (4) 開読 詔勅を読みあげること。その儀式には場合に依じての細かい規定があり、琉球国に詔勅が頒賜された場合は、会典の「朝廷遣使各処開読」の条文にしたがってと行われた。『正徳会典』卷七三、開読、参照。
- (5) 尚武 『蔡温本世譜』尚泰久の条に「有数男、第三子曰尚徳、次曰尚武、其余不伝」とあるほか、本条の派遣の記事がある。『蔡鐸本世譜』は「旧案」に拠るとして本条の派遣を記している。一方『中山沿革志』には本条の記事は脱落している。
- (6) 弟尚武等を遣わし この時の礼部あての咨が『宝案』〔七一—一五〕にあり、皇帝の即位慶賀のためとある。
- (7) 等の物を賜う 別本に「賜：等物有差」とある。
- (8) 程鵬等を遣わし この時の奏が『宝案』〔二二—一九〕、礼部あての咨が〔一七一—六〕にある。
- (9) 蔡璟サイコウ 『憲宗実録』にこれ以後（七）（八）（一三）（一五）と記事があり、（二五）の事件は琉球が貢期を定めない自由な朝貢から二年一貢に変更を命じられる原因の一つとなった。なお家譜（『家譜』〔二〕〔二四八頁〕）によると、久米村蔡氏（儀間家）の三世。一四二六—八六年。天順八年から成化九年までに四回渡明している。この渡明の記事は『宝案』に資料を得たものである。このほか『李朝実録』に世祖七年（一四六一）副使として朝鮮に至った記録がある。
- (10) 蔡璟等を遣わし この時の礼部あての咨が『宝案』〔七一—七〕にある。
- (11) 程鵬等を遣わし この時の執照が『宝案』〔二八—〇二〕にある。なお琉球船が携帯する執照には、通例、出船の目的・積み荷・乗員の名前などが記される。『宝案 訳注本』〔二〕一〇三頁参照。
- (12) 読詩 『宝案』によれば満刺加国に二度、暹羅国に一度正使として使した〔四一—〇五・〇六・〇七〕。
- (13) 蔡璟等を遣わし この時の執照が『宝案』〔二八—〇三〕にある。

- (14) 祖 蔡璟の祖父は久米村蔡氏(儀間家)の元祖の崇。家譜には福建泉州府南安県の出身で洪武二十五年に琉球に勅賜された閩人三十六姓の一と記す。『家譜(二)』二四六頁。
- (15) 父 蔡讓。一三九九—一四六三年。蔡氏二世。通事。『家譜(二)』二四七頁。
- (16) 誥ゴ 明清の時、朝廷が爵位を賜うときの辞令を誥命という。
- (17) 封贈 封典(朝廷より功臣及びその先祖に爵位名号を賜給する栄典)を受ける。封は生存者に、贈は死者に賜うこと。
- (18) 広東市舶司 広東省広州に置かれ、暹羅・占城・爪哇など南方からの朝貢の受け入れ窓口であった。市舶司については宣宗実録注(77)市舶提挙司を参照。
- (19) 九星洋 現在の広東省香山県の東南の海。別名を九洲洋という。
- (20) 告 願い出る、訴える。人民が官庁へ、官吏が上級機関へ請願、告訴すること。またその文書。
- (21) 土貨 その土地の品。
- (22) 巡撫 総督と並ぶ地方長官。明初は定制ではなく、中央の官が必要に応じて地方を巡察していたが、宣徳以後、常駐して省の政治を統轄するようになった。なお都察院
- 都御史の官名が加えられた。英宗実録注(70)都察院、参照。
- (23) 訳審 外国人に対し母国語で審問すること。『吏文輯覧』参照。
- (24) 下人 百姓、人民。
- (25) 程鵬、方物を進貢 この時の符文が『宝案』(二二一〇三)にある。なお符文は、朝貢使節団がその身分を証するたに携帯する文書。『宝案 訳注本(二)』一頁参照。
- (26) 委官 官吏が長官から、ある特定の事務を委任されてこれを行うこと。また、その官。
- (27) 指揮 衛の長。福州には福建都司の下に福州中衛・福州左衛・福州右衛があった。琉球が入港すると、福州の武官が委任されて検査に当たった。
- (28) 貨賄 財貨、賄賂。
- (29) 究治 取り調べて処分する。
- (30) 尚円 『世鑑』『蔡鐸本世譜』『蔡温本世譜』によれば、永樂十三年(一四一五)生。尚泰久のとき内間の領主に任じられ、御物城御鎖側に陞る。成化五年四月に尚徳が死去の後、国人に擁立されて王位に即き、第二尚氏の始祖となる。尚徳の世子として請封し、八年受封。十二年七月二十八日没、行年六十二(『世鑑』は行年のみ異なり、六十九歳とする)。なお尚徳没後に尚徳の世子中和

が一時王位に在ったとする訳注者の見解については、英宗実録注(288)参照。

(31) 蔡璟等を遣わし この時の符文が『宝案』(二二一〇四)に、執照が「二八〇四」にある。ただし請封ではなく謝恩のためとある。

(32) 都給事中 太宗実録注(12) 給事中、参照。

(33) 丘弘 琉球に赴く途中、山東にて病死した。(一八)参照。『明人伝記』一一〇頁。

(34) 韓文 一四四一—一五二六年。尚円の冊封副使。のち戸部尚書。『明人伝記』八九二頁。

(35) 儀物 礼儀に備える物品。

(36) 織金蟒竜羅衣 金糸を用いて蟒竜(四爪または三爪の竜)を織り出した羅衣。羅については太祖実録注(30)を参照。

(37) 匠を雇い紐製す 後注(44)の『宝案』(〇一一七)では「将大紅織金蟒竜羅段二疋、私喚針工、在館剪裁衣服」とある。

(38) 緝獲 捕縛する、拿捕する。

(39) 服せず 承服しない。

(40) 先朝より賜を受く 後注(44)の『宝案』(〇一一七)では、宣徳三年に朝廷より給賜されたと称している。

(41) 旧籍 古い書きもの。

(42) 稽 しらべる、かんがえる。

(43) 内庫 皇城内の庫のうちの承運庫・広積庫・広恵庫などの庫の総称。一般に十庫と称される。皇城内には内庫のほかにも庫があった。これらの庫はそれぞれ収蔵物を異にする。ここでは内庫の贓罰庫をさすか。贓罰庫は官民の法を犯して没収された財物や、各地から納められる錢鈔・絹織物などを収蔵した。『明史』卷七九、食貨志、倉庫。

(44) 勅諭 この勅諭は『宝案』(〇一一七)にある。

(45) 便道 近道、便利のよい道路、順路。

(46) 展祭 展墓(墓まいり)して祭る。

(47) 服色 衣服・車馬などの色。ここでは衣服をさす。公侯の衣服は『正徳会典』卷五八、冠服に「定公侯駙馬伯公服服色・花様・腰带、与一品同」とあり、さらに花様(模様・柄)について「公侯駙馬伯、麒麟・白沢」と記している。のち嘉靖十一年(一五三二)に冊封使に任命された陳侃・高澄は、その『使琉球録』によれば「各賜一品服一襲、侃以麒麟、澄以白沢、…」とあって、公侯の衣服を賜わっている。郭汝霖・蕭崇業・夏子陽も、彼らの『使琉球録』によれば同じく一品服を賜与されている。

(48) 鍛花金帯 鍛花はけぼり。けぼり細工の金具をあしらった革帯。革帯に金を用いるのは『正徳会典』卷五八によ

れば、三・四品である。陳侃は「帯以玉、則旧制」と記しており、玉は一品である。

(49) 自ら：備え 冊封使は、衣服は賜与されたが、帯は自分で用意した。陳侃が帯を自ら用意したことは、陳侃自身は記述していないが、郭汝霖・蕭崇業・夏子陽らは陳侃について「帯以玉、則自備」と彼ら自身の『使琉球録』の中で記している。夏子陽は自身のことについても「帯以玉、則自備云」としている。

(50) 衆に従わんと：擅専に涉り 皆がするように品級の高い帯を自ら用いるのは専断である、の意か。

(51) 官は止だ七品 六科都給事中は正七品、行人は正八品である。

(52) 鍍金花帯 模様をほどこした鍍金の金具をあしらった革帯か。

(53) 鄒榦 一四〇九—九二年。成化五年八月より十五年十二月まで礼部尚書。『明人伝記』七四三頁。

(54) 官栄 尚円の冊封正使。『明人伝記』二八〇頁。

(55) 官栄を遣わし この時もたらされた冊封の詔が『宝案』「〇一一八」に、勅諭が「〇一一九」に、頒賜品の目録が「〇一一〇」にある。

(56) 給事中 (一四) (二六) (一七) には都給事中とあり、ここは誤りであろう。

(57) 梁応 『明実録』ではこれが初出である。家譜では天順

七年、存留通事としての渡明から正義大夫としての成化十七年までの七回を記している(『家譜(二)』七五四頁)。家譜の記事は「旧案」に拠ると明記されているが、本条の派遣は『宝案』になく、したがって家譜の七回には含まれていない。久米村呉江梁氏。正義大夫。

(58) 遣 ここでは放逐の意。

(59) 戸部の勘合 天下の戸口を戸籍に登録するには、戸帖を作成して戸の本籍、人民の名や男女の別、年齢を記し、字号を以て編し勘合として割印を押し、戸籍の方を戸部に保存し戸帖は民に給した。『正徳会典』卷二〇、戸口。

(60) 王舅 『宝案』によれば、皇帝即位や立皇太子に対する慶賀と、国王の襲封・諭祭への謝恩の際に派遣される進貢正使のタイトル。万暦年間の薩摩の侵入の際には、この目的以外に特例としてしばしば派遣された。首里の上級士族から任じられた。その派遣の最も早い例は、正統十四年(一四四九)九月十六日付の尚思達あて勅諭(『世譜』尚思達の条に所収。英宗実録注(212)参照)中にみえる「舅馬権度」(尚思達冊封への謝恩のため派遣)である。それより早く永楽二年(一四〇四)太宗実録(一二)に「舅」派遣の記事があるが、実際の舅(母の兄弟)かタイトルかは決めがたい。なお『世鑑』尚巴志の条の

末尾に「王舅使モ是ニ始ル」とあるのは、前後の記事の内容からみて信憑性を欠く。

- (61) 武実等を遣わし この時、冊封と諭祭に謝して奉った奏が『宝案』〔二二二二〇〕に、礼部への咨が〔二七一八〕にある。

- (62) 武実復た奏す この奏の内容は『宝案』〔二二二二五〕に詳しく引用されている。遭難したのは成化七年に滿刺加国に派遣された船である(帰国の遅いこの船を案じて滿刺加国あてに出された咨〔四一一八〕がある)。

- (63) 工料 手間賃と材料費。

- (64) 沈満志 『宝案』によれば、成化八年に正使として滿刺加国に使している。

- (65) 沈満志等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二二二〇六〕に、執照が〔二二八〇五〕にある。

- (66) 鈔 別本に「紗」とある。

- (67) 折給 換算して支給する。

- (68) 程鵬等を遣わし この時の奏が『宝案』〔二二二二五〕にある(ただし年が成化十年とあるべきところを十五年と誤っている)。「宝案 訳注本(一)」〔四三二頁参照〕。また符文〔二二二〇七〕〔二二二〇八〕と、建造を許された船を回航する人員のための執照〔二二八〇六〕がある。

- (69) 謝恩 『宝案』〔二二二二五〕によればこの謝恩は、成化

七年に滿刺加国に赴いた船と、成化九年に暹羅国に赴いた船が帰途に中国近海で遭難し、それぞれ福建で保護を受け、船の建造を許可されたことに謝するもの。

- (70) 守臣 一定の土地を守る者、地方官。

- (71) 懷安県 福建省福州府にある。

- (72) 陳二観 別本および『宝案』〔〇一一二二〕には「陳二官」とある。

- (73) 訪察 捜して取り調べる、探查する。

- (74) 省論 反省を促すための勅諭。

- (75) 勅 『宝案』〔〇一一二二〕にある。文章は本条とやや異なり、より詳細で具体的である。また事件の起きたのが、沈満志と蔡璋の進貢の帰国の際で、成化十年六月八日とある。この勅に対し釈明した奏が〔二二二二二〕にある

- (76) 鎮守 各要害の地方を守る軍(鎮戍)を統率する長。

- (77) 巡按 巡按監察御史。宣宗実録注(36)参照。

- (78) 蔡璋 一四四五—一五〇四年。久米村蔡氏(儀間家)三世。のち長史に陞る。この事件の前二回、のち二回の渡明を記すが、この時の渡明の記事はない(『家譜(二)』二四八頁)。

- (79) 還次 ひきかえして宿泊する。

- (80) 劫 別本には「掠」とある。

- (81) 故縦 故意に放任する。

- (82) 累 わずらい、迷惑。
- (83) 梁応等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二二一〇九〕にある。
- (84) 皇太子を立つ 成化十一年十一月癸丑、皇子祐樞(のちの弘治帝)を皇太子とした。
- (85) 奏 二度奏上しており、一度目が『宝案』〔二二一二二〕に、二度目が〔二二一二三〕にある。
- (86) 勅 『宝案』〔〇一〇二二〕にあり、頒賜品の目録も付されている。
- (87) 葉稠 『乾隆福建通志』卷二一、職官に巡按監察御史として名がある。
- (88) 都・布・按三司 都指揮司(都司)・布政司・提刑按察司の三地方官制をあわせた略称。単に三司ともよぶ。都司については太祖実録注(120)、布政司は太宗実録注(31)、提刑按察司は英宗実録注(63) 按察司を参照。
- (89) 施斌 高岐『福建市舶提挙司志』の市舶府太監歴任職名に「成化九年七月内任」とある。
- (90) 更差 かえてつかわす。
- (91) 鎮守太監 太監(宦官の官位の最上位のもの)で鎮守(前注(76) 参照)に遣わされたもの。その行われた時期について『万曆会典』卷一二六、鎮戍には、永樂にはじまり次第に増加したが、嘉靖十七年より漸次中止し、十八年には全廃された、とある。一方『明史』卷七四、宦官には、洪熙にはじまり正統には全ての鎮に置かれたが、嘉靖八年に中止した、とある。
- (92) 盧勝 黄仲昭撰『八閩通志』卷三〇、鎮守に「成化五年以御用監太監鎮守。十六年回京」とある。
- (93) 韋查 高岐『福建市舶提挙司志』の市舶府太監歴任職名に「成化十二年九月内任」とある。
- (94) 李栄 この後成化十五年と、『宝案』〔二二一〇八〕によれば成化十年に渡明している。
- (95) 李栄等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二二一一一〕に、執照が〔二八〇八〕にある。
- (96) 程鵬等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二二一一〇〕に、執照が〔二八〇七〕にある。
- (97) 尚円：請う この奏が『宝案』〔二二一二一〕にある。
- (98) 是れより先：二年に一たび至らしむ (二四) 成化十一年四月を参照。
- (99) 安南国王黎灝 ベトナム黎朝の第四代皇帝、聖宗(在位一四六〇―九二年)。これより先の一四七一年(成化七年)、聖宗はチャンパに親征し、チャンパに壊滅的な打撃を与えた。明朝は、ベトナムのチャンパ侵略をたびたび戒めていたが、成化十一年八月の勅諭に対するベトナム側の答書が本条である。ここで省略した後半の部分に

「占城の土地は貧しく、さしたる産物もなく、その地を得る意味がないから、これを占奪するはずもない」という内容の抗弁である。

(100) 琉球国の海船：敗る所と為る 『宝案』〔三九一〇〕に「宝船一隻、交趾に打在し失水し交趾人と相い殺す」とある事件と或いは関連するか。

(101) 尚真 『蔡鐔本世譜』『蔡温本世譜』の伝えるところは以下の通り（『世鑑』は尚真の条を欠く）。成化元年（一四六五）出生、十三年即位。尚円の子。嘉靖五年（一五六六）十二月十一日薨。在位五十年。寿六十二。なお『世鑑』『蔡鐔本』『蔡温本』は尚円と尚真との間に尚宣威の在位を記している。それによると、尚宣威は尚円の弟で、成化十二年七月二十八日の尚円の死後即位したが、十三年二月、神託により退位し、八月四日に寿四十八で死去。その葬地は伝わらず、とある。

尚宣威廢位の裏には、尚真の母おぎやかの策謀があったとされる。『李朝実録』には、朝鮮の漂流民が成化十四年に見聞した、少年尚真を伴ったその母の美々しい出遊のさまが記されている。そこに、通事らが彼らに語った「国王薨逝、女主治国、乗輦者是女主也、騎馬小兒即国王子也」（成宗十年＝成化十五年五月辛未の条）の言葉や、国人の「国王薨、嗣君年幼、故母后臨朝、小郎年長

則当為国王」（成宗十年六月乙未の条）の語が紹介されている。おぎやかは、少なくとも尚真が長ずるまでは国政の実権を握っていたものと思われる。また尚真が創建した第二尚氏の陵墓玉陵には弘治十四年（一五〇一）の碑があり、碑文中に尚真の妃であった尚宣威の娘と、彼女の生んだ尚維衡（尚真の長子）は合葬を拒否されている。この時おぎやかは存命しており、これもまた彼女の意向であったかもしれない。

(102) 王爵を襲封するを請う 請封の奏が『宝案』〔二二二四〕にある。ここでは父尚円が成化十三年八月六日に逝去したと称し、尚円の死去の時期を尚宣威のそれに置きかえ、尚宣威については全くふれずに請封している。またこの時の符文が〔二二二二〕〔二二二三〕〔二二二四〕に、執照が〔二八〇九〕〔二八一〇〕にある。

(103) 董旻 尚真の冊封正使。のち吏科都给事中。『明人伝記』七三五頁。

(104) 張祥 一四九六一一五八二年。尚真の冊封副使。のち陝西副使。『明人伝記』五三六頁。

(105) 詔 『宝案』〔〇一一三〕にある。また勅諭〔〇一一二四〕があり、頒賜品も記す。

(106) 金箱犀帯 『宝案』〔〇一一二四〕には金箱犀束帯とある。箱は廂に通じ、廂は鑲（ふちどる、はめこむ）に通じる。

- 金箱犀帯は金の枠に犀角をはめたものをあしらった革帯。
- (107) 准す 許可する、定める。
- (108) 先朝の事 成化以前、天順までは朝貢に貢期の制限がなく自由であったことをさす。
- (109) 妄りに：言と為す (尚真が上奏して) 琉球を含む国々の朝貢を中国が制限する、と勝手に言いたてている、の意。
- (110) 市易 あきない、交易。
- (111) 近年都御史の奏す これは(二四)成化十一年四月の記事に「福建の鎮守・巡按等の官奏すらく」とある事件をさすと思われる。したがって都御史はここでは巡按御史(都察院に所属)をさす。
- (112) 捕逃<sup>ホトウ</sup> 兵乱・饑饉・重税などをのがれて他の地方に流亡すること。
- (113) 其の使臣：捕逃の徒に係わり 琉球の使臣の多くは福建から逃亡した人である。係は、：である、の意。
- (114) 前の勅 (二四)成化十一年の勅。
- (115) 封冊 国王とする辞令を記した詔書。
- (116) 金 餽<sup>キ</sup>金・饋金・宴金ともいい、おくりものの金。冊封使接待の宴の引出物の金。
- (117) 王、之に金を賸る 尚真が贈った金を辞退する、副使張祥の書簡が『宝案』(〇七〇一)にあり、これに対し、
- (118) 受領をねがう尚真の返書が(二七二二)にある。
- (119) 実を具し 事情を述べる。
- (120) 使臣を遣わし (三七)に馬怡世とあり、この時の咨(礼部あてか)が(二七一九)「二七二〇」にある。また符文(二三一五)、執照(二八一)がある。
- (121) 祖訓の篇章 『正徳会典』卷九六、朝貢一の末尾にある皇明祖訓の文章中の大琉球国の割注に「朝貢不時、王子及陪臣之子、皆入太学読書、礼待甚厚」とある。
- (122) 不時 なんだかにも、時時。洪武・永楽の頃には年に数回の朝貢もあつた。
- (123) 週年 近年。
- (124) 福建を巡撫する大臣：二年一貢せしむ (二四)にあるように、福建の鎮守・巡按等の上奏により二年一貢が決せられた。なお当時福建には巡撫はいなかった(張哲郎『明代巡撫研究』台北、文史哲出版社、一九九五年)。
- (125) 馬怡世 『宝案』(二七一)などには王舅とある。
- (126) 勅 『宝案』(〇二二五)にある。
- (127) 饋送 つけとどけをする。
- (128) 臣工 群臣百官をいう。工は官。
- (129) 箝束<sup>カン</sup> 拘束。
- (130) 縦火 火をつける、放火する。
- (131) 殺人縦火：致す (二四)を参照。

- (131) 違禁の衣服等の物を造る (一五) を参照。
- (132) 万方 多くのくにぐに、四方のくにぐに。
- (133) 紛更 かき乱して改め更える。
- (134) 審らかにせよ よく知れ、の意。
- (135) 梁応等を遣わし この時の符文が『宝案』(二三一六)「二三一七」にある。
- (136) 蔡賓 久米村蔡氏（儀間家）四世。のち都通事ついで長史として正徳元年（一五〇六）までに八回渡明する。『家譜（二）』二五〇頁。
- (137) 南京国子監 太祖実録注(144) 国子監を参照。
- (138) 尚真奏して：読書せしむるを乞う この趣旨の布政司あての咨が『宝案』(二八〇一)にある。
- (139) 肄業 わざを習う、学習する。
- (140) 廩饌 官から与える食物。
- (141) 所を失わしむ 頼る所を失わせる。
- (142) 勅諭 本条のこの勅諭とは別文の、進貢使に違法行為のないよう人選に留意を求める勅諭（成化十八年五月六日付）が『宝案』(〇一一二六)にある。
- (143) 中制 中庸を得た制度。
- (144) 正議大夫 『明実録』ではこれが初出であるが、『宝案』では成化元年の程鵬が最も早い(二二一九)「二七一六」。『宝案』でみると、明代における久米村系進貢職の最高位で、通事から長史をへて就任する場合が多い。二人を定員としたようである。朝鮮の『海東諸国紀』に弘治十四年(一五〇二)附録として加えられた「琉球国」に「一、長史二員、正議大夫二員用事者也。並以中朝人來居者為之」とある。
- (145) 官帑 政府の金。
- (146) 次を以て 身分に従って、の意。別本は「以次」を「次」とする。
- (147) 程鵬等を遣わし この時の符文が『宝案』(二三一八)「二三一九」(二三二〇)に、執照が(二八一二)(二八一三)(二八一四)にある。
- (148) 永楽年間に賜う所の船 『太宗実録』には記事がないが、『宝案』(二六一二)には永楽十五年に浙江の瑞安千戸所から与えられた仁字号海船の、(二六一三)には永楽十六年に福建で賜与された洪字号海船の記事があり、(二六一七)には荒字号海船が永楽年間より朝貢に従事しているむねの記載がある。
- (149) 今止だ其の三を存す 『宝案』には、当時使用されている船として、礼・義・安・智・仁・寧字号船があるが、いつ賜与されたものか不明である。
- (150) 補造 補って新たに造る、建造する。
- (151) 蔡賓等五人：已經に五年なり (三九) 成化十八年を参

照。

(152) 省親 官吏が帰郷して父母の安否を問うこと。

(153) 陽城 唐代の人。苦学して進士となる。国子監司業に任じた経歴を持つ。

(154) 定省 昏定晨省の略。親に仕えて晩にはその寝具を調べ、朝にはその安否を省み問うこと。

(155) 蔡曦 久米村蔡氏(儀間家)三世。天順八年からこの時まで、はじめは通事として、ついで長史として六回渡明している。『家譜(二)』二四九頁。

(156) 蔡曦等を遣わし この時の符文が『宝案』(二三一一一)〔二三一一二〕〔二三一一三〕に、執照が〔二八一―五〕〔二八一―六〕にある。

孝宗実録注

(1) 孝宗 弘治帝。一四七〇—一五〇五年。在位一四八七—一五〇五年。第十代皇帝。

(2) 馬審礼 『蔡温本世譜』によれば、尚真王の法司の一人。

(3) 馬審礼等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二二—二四〕、執照が〔二八—二七〕〔二八—二八〕にある。

(4) 国王・王妃に賜う文錦・綵段等の物 このときの頒賜の勅諭が沖繩県立博物館に現存し、文面は以下のようなものである。

皇帝勅諭琉球国中山王尚真

朕嗣守鴻図統御万方声教所暨宜

覃恩沢矧惟王国世篤忠義錫賚之

典尤所当先使回特頒勅諭王并賜

王及妃幣帛文錦至可收領尚其体

朕眷懷摠誠秉礼益隆藩輔永享太

平之福故諭

頒賜

王

錦

大紅毬紋宝相花一段

丹翠藍如意毬紋一段

深青毬紋一段

栢枝緑毬紋一段

紵糸

木紅二匹 黒緑一匹

深青二匹 栢枝緑一匹

紗

砂緑三匹 官緑三匹

黒緑二匹

羅

玉色二匹 官緑二匹

黒緑二匹

妃

錦

深青毬紋一段

栢枝緑毬紋一段

紵糸

木紅一匹 深青二匹

栢枝緑一匹

紗

深青二匹 官録一匹

砂緑一匹

成化二十三年十二月二十五日

(広運之宝)

- (5) 比号 比は、きまり、今までの例。号は命令(号命)。
- (6) 皮揚那等…来貢す この時の符文が『宝案』〔二二二一七〕、執照が〔二八一一九〕にある。なお同じ日付の別の符文〔二二二二五〕〔二二二二六〕、執照〔二八一二〇〕〔二八一二二〕がある。
- (7) 成化二十一年…進貢 憲宗実録(四二二)を参照。
- (8) 皇太子の冊妃 『明史』列伝二、后妃、によれば、皇太子(孝宗)が張氏を妃に冊したのは成化二十三年である。
- (9) 蔡賓…朝貢す この時の符文が『宝案』〔二二二二五〕、執照が〔二八一二〇〕にある。
- (10) 成化中…読書せしむるを蒙る 憲宗実録(三九九)参照。
- (11) 吏部尚書劉宣 劉宣はこのとき吏部侍郎であつて尚書ではない。『国朝献徴録』卷五二に劉宣の伝記があり、琉球生が厚く贄を贈ろうとし、劉宣はこれを却け、ついに命によつて受けたことが記されている。
- (12) 祭酒 国子監の長官を祭酒という。
- (13) 執贄 にえを贈つて弟子の礼を執る、すなわち進物をす
- (14) 程鵬等…来貢す この時の符文が『宝案』〔二二二二六〕、執照が〔二八一二二〕にある。
- (15) 大行皇帝 天子が没してまだおくり名のできない間の尊称。ここでは憲宗をさす。憲宗は成化二十三年八月に没した。
- (16) 賓天 天の賓客となる。天子の崩御をいう。
- (17) 馬仁等を遣わし 進香の符文が『宝案』〔二四一〇二〕であるが対応する執照はない。なお、同じ日付の別の符文〔二四一〇一〕〔二四一〇三〕〔二四一〇四〕、執照〔二八一二二〕〔二八一二三〕〔二八一二四〕〔二八一二五〕がある。
- (18) 進香 ふつうには神仏に香を供えて礼拝する、特に遠方から聖地や寺廟を訪れて参拝することをいうが、ここでは崩御した先の皇帝に対して香をたてまつること。このたびは憲宗に香一炷重さ五十斤がたてまつられた(『宝案』〔二四一〇二〕)。
- (19) 麻勃都 『蔡温本世譜』によれば尚真王の法司の一人。
- (20) 麻勃都等…来貢す この時の符文が『宝案』〔二四一〇一〕、執照が〔二八一二二〕にある。
- (21) 梁徳 成化十七年(一四八一)の進貢の符文に都通事として梁徳の名があり(『宝案』〔二二二一六〕)、成化十八年に正議大夫(〇一―二七)、さらに本条のあと(九)弘

- (21) 治七年（一四九四）に来貢している。
- (22) 梁徳等：来貢す この時の符文が『宝案』（二四一〇五）、執照が（二八一七）にある。なお同じ日付の別の符文（二四一〇六）（二四一〇七）、執照（二八一七）（二八一八）がある。
- (23) 梁徳等を遣わし この時の符文が『宝案』（二四一〇八）、執照が（二八一七）にある。なお同じ日付の別の符文（二四一〇九）（二四一〇）、執照（二八一七）（二八一八）がある。
- (24) 鄭玖 生没年不詳。久米村鄭氏（湖城家）四世。与那覇親雲上（『家譜』（二）九三六頁）。
- (25) 鄭玖等を遣わし この時の符文が『宝案』（二四一一）、執照が（二八一七）にある。なお同じ日付の別の符文（二四一二）（二四一三）、執照（二八一七）（二八一八）（二八一三）がある。
- (26) 五府 五軍都督府のこと。中・左・右・前・後の五つの都督府はそれぞれ京師の衛のいくつかと外地の都司を分掌し、軍の統兵を管轄した。各都督府の左・右都督（正一品）は、兵部の具奏により公・侯・伯のうちから推挙された。その地位は高く、品秩は六部の尚書（正二品）の上であり、本条のように六部と合同して皇帝の諮問に応じることがある。
- (27) 英国公張懋 安南平定の功により英国公に封ぜられた張輔の子で、正統十四年（一四四九）九歳で英国公を嗣ぎ、正徳十年（一五一五）に没するまで長く皇帝の近くで武官として仕え功があった。
- (28) 行人 英宗実録注（290）行人司を参照。
- (29) 伴送 外国の使節が来貢したとき、官員を派遣して京師の往復につきそわせること。琉球の場合は通例として、往路は福建の武官がその任に当り、帰途の伴送には鴻臚寺の通事序班も同行した。外夷の謁見や賜宴の典礼を扱うのは鴻臚寺の職掌の一つであり、通事序班が外夷を引率して儀式に出たり、伴送に当たったりした。本条は、その通事の伴送をやめて行人を差出すことにする、というもので、『万曆会典』巻一〇九、「各国通事」の通事の出差の条に「（弘治）十一年奏准。南方海外諸国、不必差官送還。如果原来通事别有事故。夷人奏討不已者。礼部奏定奪。」と記される。しかしこの文にあるように決定的な規定ではなかったため、通事序班の伴送はその後もあり、やがて『清会典事例』巻五一〇、礼部朝貢の迎送の条にあるように、入京の時は兵部が遣官して伴送し、帰途は司賓序班がつきそう、という原則となる。
- (30) 通事 ここでは中央の通事。会同館に所属する通事のうち、すぐれた者は鴻臚寺序班に任命された。

(31) 査参(ここ)では三十四事に及ぶ問題がのべられたので、調査したり弾劾したりせよ、との意味で使われている。

(32) 致仕 官職を辞すること。その官職を(皇帝に)返還すること。明初は七十歳、のち六十歳で致仕が許されたが、弘治四年(一四九一)からは、年齢にかかわらず一定の条件を備えれば、老親を帰養するなどの理由で、願い出ることができた。致仕には皇帝の誥勅が給され、徭役は免じられ、官職を名乗ることができ、給俸があった。致仕の官職名及び給俸は、その者の現任のときの品秩により、旧のまま、あるいは等を陞す、など複雑な規定があった(『万曆会典』卷一三、致仕)。

(33) 進士 科挙の殿試の及第者を進士という。明制では、府・州・県学あるいは国子監(国子学)などの学校に籍を置いて学校試に合格してから、科挙を受ける資格を得る。合格者を生員といい明末に五〇万人程いたといわれる。科挙は三年に一度行われ、まず各省の省都で「郷試」に及第して挙人となる。省ごとに定員があり、全国で一〇〇〇人程度である。その後礼部が行う「会試」があり、合格すれば貢士となる。貢士の数は年により増減があり、明初に一〇〇人、成化以後はほぼ三〇〇人である。なお殿試は天子自らが行う重要な試験であるので、建前としては落第者を出さないから、三年に一度、およそ三〇〇

人が新進士となる(『万曆会典』卷七七、科挙、『明史』卷七〇、選挙二)。

(34) 成化五年琉球国に使す 憲宗実録(一四) 成化七年三月丁亥の条を参照。尚円の受封は翌年の八年であり、本条の記載が誤っている。

(35) 餽<sup>おく</sup>らるる所の儀物 冊封使接待の宴の引出物。その主たる品は黄金で、餽<sup>おく</sup>金・饋<sup>く</sup>金・宴金などともいう。ほかに沈香や倭扇などが添えられる(英宗実録(三四)、尚忠の冊封使余忤、劉遜等の例を参照)。

(36) 鄭致等を遣わし この時の符文が『宝案』(二四一六)、執照が(二八三九)にある。なお同じ日付の別の符文(二四一七)「(二四一八)」、執照「(二八四〇)」「(二八四一)」がある。

(37) 提督会同館礼部主事 会同館(太祖実録注(157)を参照)に朝貢の使節が到着するたびに礼部より官が派遣されていたが、弘治五年(一四九三)、礼部の主客精吏司の主事(正六品)一人を増設して会同館の礼部関係の事務を提督させた(『万曆会典』卷一〇九、一四五、『明史』卷七十二)。なお、本条の後半では、会同館に滞在する外夷が規則に違反して問題を起こしたとき、事の軽重を問わず提督主事が通事や伴送人とともに責任を追求されるべきではない、という意見が述べられる。提督主事は会同

館の「大綱を総ずる」のであって、通事や伴送人とは別の立場である、と当の主事が言っている。

(38) 一概 すべていっしょに。

(39) 革去 取りやめる。

(40) 旧例は：一概に革去す 一般の外夷は、朝貢して会同館に滞在中、五日に一回貿易（および遊観）のために外出を許されたが、そのほかの日は館外に出られなかった。

しかし朝鮮と琉球の使臣にはこの制限がなく、毎日出入できたのであったが、最近の規則により取りやめとなり、五日に一回となった、という内容である。その後、世宗実録（一四）嘉靖十三年（一五三四）十一月己巳条によれば、朝鮮国王は、五日に一度という改訂規則が他の外夷と同じ扱いであることを不満とし、旧に戻すことを請願した。これに対して詔があり、朝鮮と琉球の使臣の外出は再び弛められた。

(41) 鋪行 商店、または商店を営む人。

(42) 両平に交易 双方が公平に交易する。

(43) 宛平・大興の二県 宛平県は京師の南西、大興県は南東にあり、どちらも京師に隣接している。

(44) 鋪戸 商店。鋪行に同じ。

(45) 相い投ぜず 意気投合しない。

(46) 又、旧例は：物に非ず 朝貢して領賞の後、外夷の使臣

は会同館で五日間、貿易をすることができた。中国人商人が物貨を運びこんで公平な貿易をしたが、最近の規定

により、入館する中国人商人は、京師近くの二県から選ばれた商人に限定されたので、商売の呼吸が合わず、外夷の欲しい品物もなかった、という内容である。しかしながら『万曆会典』卷一〇九には「各処夷人、朝貢領賞後、許於会同館開市三日或五日。惟朝鮮・琉球、不拘期限」とあり、朝鮮と琉球の二国は会同館における開市の日数制限がなかったので、本条のこの部分は琉球に関するものではない。なお『宝案』（一〇五―一〇二）（順治十一年（一六五四））にも会同館の開市のことがあり、会同館における琉球の処遇は清初も明制をそのまま継承していることが知られる。

(47) 凡事 何事も。万事。

(48) 違錯 規則に違反して正しくないこと。

(49) 参問 責任をといたす。参は弾劾、問は糾問。

(50) 福建の守臣 ここでは、詔の中にある「布政司等の衙門・市舶太監等の官」をさす。

(51) 折耗 損耗、目減り。運送の途中でさまざまに取り上げられてしまう減りを含む。

(52) 番錫 輸入ものの錫。ほとんどマレーシア産でマラッカから出荷された。

- (53) 召商 商人を呼び寄せる、集める。
- (54) 変売 (ものを) 売って金に換える。
- (55) 客商 よその土地から来た商人。
- (56) 勸借 無理じいして借りる、あるいは貸す。
- (57) 牙銭 コミッション、マージン。仲介人がとる手数料。
- (58) 其の余の附帯の物貨は：牙銭を出すを許さず 進貢の物貨をのぞき、琉球船の附帯の物貨を、中国人商人を呼び寄せて売る場合（売っていったん銀両に換え、その銀で絹や綿布など、帰国時に搭載する商品を買入れ入るのであるが、実際は先に銀を借りねばならなかったり、販売を委託したりと複雑であったらしい）、よその土地から来た中国人商人が無理に銀を貸したり（高利をとる）、琉球人が内々にコミッションを払ったりしてはならない、との意味。本条の詔は、福建の役人に対して出されたものであり、関係の役人がこのような事に参与していることを叱責している。
- (59) 市舶太監 市舶の事務を監督する宦官の役職。明代の宦官は、後宮を含む宮廷内の事務という本来の仕事のほか、各地に出て「皇帝の耳目」として働き、大きな権限を持ったのが特徴である。出使、軍の監督、徴税、官・民の偵察、朝廷用物資の調達などのため外に出ることは永楽年間より始まり、特に正統年間よりその人数と派遣

先は広がる一方であった。嘉靖年間にすべての宦官をいったん引き揚げるものがあったが、万曆中はまた以前と同様であった。

『福建市舶提挙司志』は、永楽初年より嘉靖初めまでの十四人の市舶太監の名を記すが、完全なリストでなく、『八閩通志』にはその他の名前も見える。また、市舶太監と本来の市舶使司の長官である提挙の仕事は重複するようであるが、太監は提挙の上位にいて提挙以下の役人を指揮・監督したと思われる。たとえば『福建市舶提挙司志』には、ちょうど本条の時期に市舶太監であった劉毅（別の場所では劉広とも記される）が、鎮守太監の鄧（原）や巡按御史の陳（玉）とはかったのち、提挙の武全や通判の楊瑞に工事を監督させて、市舶司の衙門を新築したことが記されている。

- (60) 巧取 だまし取る。
- (61) 尚真 原文は尚貞。
- (62) 程璉 生没年不詳。『宝案』によれば、成化年間より朝貢に従事し、弘治十年頃に正議大夫に陞る。〔二四一四〕〔二八三二六〕参照。
- (63) 程璉等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二四一九〕にある。なお同じ日付の符文が〔二四二〇〕、執照〔二八四二二〕がある。

(64) 往 別本でこの字は「于」とあり、その場合の読み下しは「福建地方に于て」となる。

(65) 海南 海南島。

(66) 邏卒 警邏の者。

(67) 養贍 助け養う。

(68) 人を遣わし補貢す 『宝案』には、弘治十七年七月十二日付の、正議大夫程璉を正使としている符文三通、執照三通がある（〔二四一〕〔二四二〕〔二四三〕〔二四四〕〔二四五〕）。なお、同日付の八―四三三〔二八―四四〕〔二八―四五〕。なお、同日付の〔二四一―二四〕、日付を欠く〔二四一―二五〕〔二八―四六〕は使用されなかったと思われる。『宝案 訳注本（二）』三二頁注参照）。

武宗実録注

- (1) 武宗 正徳帝。一四九一—一五二一年。在位一五〇五—二一年。第十一代皇帝。
- (2) 章格 一四二六—一五〇五年。『国朝献徴録』卷六九に墓誌銘があり、「琉球国人、貿易隣境、風飄至香山、武臣欲盡戮之、以為公為之辨奏、還其賞而遣之」とある。香山は今の広東省中山県で珠江のデルタにある。
- (3) 琉球の使臣：広州に至る 孝宗実録(一八) 弘治十六年十月の記事にある、吳詩等の遭難をさすか。
- (4) 弁奏 事の理非をはつきりさせようとして特になされる上奏。
- (5) 成化十一年：患を為すに困り 成化十年六月、福州府懷安県の居民の陳二官夫妻が殺され財を奪われた事件で、琉球の通事蔡璋らが犯人であるとされた。憲宗実録(二四) 成化十一年四月戊子を参照。
- (6) 過違 あやまちをおかして規則に違反する。
- (7) 成化間の勅 さきの事件のゆえに、二年一頁を命じる内容で、『宝案』(〇一—二二)(成化十一年四月二十日)にある。また、これに対する琉球側の弁明は(二二—二二)

- (8) 亜嘉尼施 田名真之氏は首里系吳氏の二世吳起良花城親方宗義とする。亜嘉尼施の表記は、本条の渡明の頃、浦添間切仲西の地頭職であったところから、仲西—亜嘉尼施になったとする(『沖繩近世史の諸相』二三二頁)。吳起良の家譜は『家譜(二)』七八頁にあり、?—一五二一年。正徳元年に慶賀進貢のため王舅となり渡明した記事がある。
- (9) 亜嘉尼施等を遣わし この時の符文が『宝案』(二二五—〇一)にある。なお同じ日付の別の符文(二二五—〇二)(二二五—〇三)があり、執照(二二九—〇一)(二二九—〇二)がある。
- (10) 修造 (あらたに) 建造する。
- (11) 量修 (工事を) 見積もる。
- (12) 改造 改めて(別に) 造る。
- (13) 拆卸タクシヤ 解体する。
- (14) 式 標準の様式。
- (15) 程璉を遣わし この時の符文が『宝案』(二二五—〇四)にあり、執照が(二二九—〇三)にある。
- (16) 朝鮮国王李懌 李朝第十一代国王の中宗。在位一五〇六—一四四年。
- (17) 賞 ほうび、あるいは祝儀として、目上の者が目下の者である。

- に金品や官位などを与える。
- (18) 梁能 生没年不詳。久米村呉江梁氏 (亀嶋家)。成化から正徳年間にかけて朝貢に従事 (『家譜 (二)』七五六頁)。
- (19) 梁能等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二五〇五〕にある。同じ日付の執照が〔二九〇四〕〔二九〇五〕にある。
- (20) 蔡進 生没年不詳。久米村蔡氏 (儀間家) 五世 (『家譜 (二)』二五一頁)。
- (21) 南監 南京国子監。太祖実録注 (144) 参照。
- (22) 梁能等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二五〇七〕、執照が〔二九〇七〕にある。なお同じ日付の別の符文〔二五〇八〕、執照〔二九〇八〕がある。
- (23) 梁寛 生没年不詳。久米村呉江梁氏 (亀嶋家) (『家譜 (二)』七五五頁)。
- (24) 梁寛等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二五〇九〕にある。
- (25) 蔡遷 生没年不詳。久米村蔡氏 (儀間家) 五世 (『家譜 (二)』二五一頁)。
- (26) 蔡遷等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二五〇一〕、執照が〔二九〇九〕にある。
- (27) 陳義 生没年不詳。久米村陳氏 (仲本家) 四世 (『家譜 (二)』四八七頁)。
- (28) 陳義等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二五一一〕、執照が〔二九一一〕である。なお同じ日付の別の符文〔二五一一〕、執照〔二九一二〕がある。
- (29) 方物 原文には方物の上に馬の衍字がある。
- (30) 陳義等を遣わし この時の執照が『宝案』〔二九一三〕にある。
- (31) 蔡遷等を遣わし この時の符文が『宝案』〔二五一四〕、執照が〔二九一四〕にある。
- (32) 金良 一四八九―一五五八年。久米村金氏 (具志堅家) 四世。のち正議大夫となる (『家譜 (二)』五六頁)。

世宗実録注

- (1) 世宗 嘉靖帝。一五〇七—一六六六年。在位一五二一—一六六六年。第十二代皇帝。
- (2) 達魯加尼 沢岷盛理。唐名は毛文英。?—一五二六年。首里系毛姓の三世。上里家の祖。その墓碑銘が現存し、「王舅達魯加禰国柱大人寿藏之銘」とあり、本条の皇帝即位慶賀の進貢について記す。達魯加尼(達魯加禰)は童名の樽金の漢字表記。『家譜(三)』六九五頁。
- (3) 慶賀 祝賀。ここでは嘉靖帝の即位を祝うこと。朝廷の行事としての慶賀には、即位や立太子などのほか、正旦、冬至、万寿聖節(皇帝の誕生日)がある。
- (4) 查勘 調査勘驗、すなわち实地に調べること。
- (5) 驗放 検査の上で通過(通行)させる。
- (6) 金良等二十人を遣わし この時の符文が『宝案』(二一五一—二一五二)にある。この符文の本文に「…正議大夫鄭繩を遣わし、長史金良等と共に…」とあり、別に鄭繩等の船があったが、そちらは風のため到達できなかった。以下の(四)及び(五)で、その事情と翌年の補貢のことが記される。
- (7) 鈔 別本には「鈔」とある。
- (8) 先に進めて 方物は別船に搭載し、風のためにまだ至らないが、琉球国中山王の表文を先にささげたとまつて、の意味。
- (9) 遣還 出発させ帰還させる。
- (10) 彼の中に就し 彼は福建をさす。福建でむかえ入れておちつかせる。就は迎える、の意味と(宿に)おちつく、の意味がある。
- (11) 宴賚は例の如くし 『福建市舶提挙司』によれば、福建において朝貢の使節をねぎらう宴は、ふつう以下のように行われる。福建に到着し、一応の検査をすませたのち、進貢廠で行われる宴。廠内に承恩堂という宴のための部屋があり、察院(巡按御史)・都布按三司のほか関係の役人が出席するが、その準備は布政司が福州府内の閩・侯官・懷安の三県に指令して、先例の通りに仕度する。次に、北京へ出発する前に都司で行われる宴がある。赴京の出発日がきまると、市舶提挙司は布政司に連絡して宴会をとりきめるが、準備はやはり布政司の仕事である。進貢を終えて福建に戻ったときは、復路を伴送する鴻臚寺序班などの役人を加えて、柔遠駅で宴が催される。
- (六) \*嘉靖二年(一五二三)、寧波で日本の大内氏の遣明船の使者と細川氏の船の使者が争い、殺傷事件が起きた。

いわゆる寧波の乱である(小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(復刻版、刀江書院、昭和四四年、一二九—一五八頁。鄭樑生『明代中日關係研究』台北、一九八五年、三三四—三四八頁)。本条はその処理として日本国王に対して出された勅諭である。

(12) 琉球の夷人蔡淵等 不明。日本の遣明船に乗っていた琉球人か。

(13) 日本の夷人妙賀 別本では「夷僧」とある。細川船に乗っていた僧侶の一人で、事件後捕らえられ拘禁されていた。

(14) 宋素卿 ?—一五二五年。本名朱縞。浙江省出身。弘治年間に来日した。細川氏の入明船に乗るのはこれが二度目で、その使節の一員として働いた。細川船(一隻)は大内船(三隻)より遅れて寧波に入港したが、宋素卿等は、浙江の市舶太監はじめ関係者に手厚く賄賂をおくり、手続きを早く終え、接待の席次や宿泊などで優位を得た。怒った大内氏の正使宋設らは、細川船を焼き、細川氏の正使瑞佐を殺した。宋素卿ははじめ明側の庇護をうけて避難したが、やがて身柄を杭州に移され、謀反下海の罪で審問されて、浙江按察司獄の中で獄死した。

(15) 中林 大内側は、細川船を焼き、細川氏の正使瑞佐を殺したあと、指揮使劉錦らを殺し、指揮使袁璣らを捕虜に

し、船を奪って逃げた。その後まもなく李氏朝鮮の官憲は黄海道の椒島付近で不審な倭船と戦い、これを拿捕した。朝鮮側は船に捕らえられていた中国人八名と、倭人の首三十三級、生擒した倭人の中林らを北京に送りどけた。中林は寧波の乱の一味として浙江で獄につながれた。

(16) 宋設 謙道宋設。嘉靖二年の大内氏の遣明船の正使。寧波の乱では、明側は宋設を主犯とみなし、引き渡しを求めた。

(17) 佐謀倡乱 謀反に加わり、擾乱を主唱する。

(18) 否者 いなまは 別本には「不者」とある。

(19) 勅を齎し之を転諭せしむ 鄭繩が持ち帰った勅書は、琉球国王使の智仙鶴翁によって足利義晴のもとに届けられ、義晴は明への上奏文(九)の条にその部分的な引用がある)をまた智仙に託した。また、のち義晴は琉球国王尚清に書を送り、明との斡旋を謝した(田中健夫編『善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』集英社、一九九五年、五八五頁)。

(20) 四月乙丑 原文に己丑とあるのは誤り。

(21) 蔡廷美 生没年不詳。久米村蔡氏(儀間家)六世。のち

長史(『家譜』(二)二五四頁)。

(22) 蔡廷美等…読書するを請う このときの執照が『宝案』

- 〔二九一五〕にある。官生として蔡廷美のほか鄭富・梁梓・蔡浩の名がある。
- (23) 尚清 一四九七—一五五五年。在位一五二七—五五年。尚真王の第五子。なお冊封は嘉靖十三年(一五三四)で陳侃・高澄が使して行われた。
- (24) 蔡瀚 一五〇二—六六年。屋良親雲上。久米村蔡氏(儀間家)六世(『家譜(二)』二五三頁)。
- (25) 蔡瀚を遣わし このときの符文が『宝案』(二五一七)に、執照が〔二九一七〕にある。なお同じ日付の別の執照〔二九一八〕がある。
- (26) 查訪 行つて調べる。
- (27) 源義晴 足利義晴。一五一—一五〇年。室町幕府第十二代將軍。將軍職は一五二—一四六年。
- (28) 表文 足利義晴のこの表文及び別幅は、五山の僧月舟寿桂が作成したもので、その文集『幻雲文集』中に残っており『新訂続善隣国宝記』(注(19)参照)に採録されている(三三〇—三三六頁)。
- (29) 本国多虞、干戈路を梗ぐ 憂いごと(心配な問題)が多く、戦争があつて通行できない、との意味であるが、具体的な事件をさすのではなく、以下の「東都に達せず」の理由として修辭的に述べられたものと考えられる。
- (30) 正徳の勘合 ここていう勘合は、明朝が朝貢する諸国の船を管理するために発行した渡航証明書。洪武十六年(一三八三)に暹羅・占城・真臘に勘合が与えられたのが初めである(琉球はその適用外の国であつた)。遣明船は船ごとに勘合一枚を所持して渡航し、到着地の布政司(広東あるいは浙江)で底簿と照合し、さらに京師で礼部が中央に保管する底簿と照合する(『万曆会典』卷一〇八)。日本は永楽年間より勘合を受け、明の改元ごとに百枚が下賜され、前代の残りの勘合を返却する。一五一一年(正徳六年、永正八年)に明へ渡つた了庵桂悟を正使とする三隻の日本船は、弘治勘合の一、二、三号を携え、景泰勘合の残り八七枚を明へ返した。帰国するとき正徳の新勘合一百枚を受けとつたが、大内氏がこれをおさえて足利幕府には届かなかつた。
- (31) 東都 京都。
- (32) 金印 足利義晴のもとの表文には「前代所賜金印、頃因兵乱失其所在」とある。失つたという金印は、足利義満が一四〇四年に永楽帝から賜与されたもので、印文は「日本国王之印」。金印は表文とその別幅に捺した(田中健夫「勘合符・勘合印・勘合貿易」『対外関係と文化交流』思文閣出版、昭和五七年、所収)。
- (33) 印篆 ここては印影の意味。足利義晴のもとの表文には(印を失つたので)花判(花押)を用いたとある。

- (34) 指揮袁璉 嘉靖二年五月、寧波の乱で大内氏の正使宋設等に擒えられた。小葉田淳氏は、嘉靖三年二月に明より還り筑前志賀島で破損した大内船に、宋設と共に袁璉が乗っていたであろうという（小葉田、前掲書一四九頁）。その後、袁璉の送還をめぐるさまざまな史料があるが、明に対しては、最終的に嘉靖十八年（一五三九）の遣明船の正使碩鼎が「袁指揮は嘉靖十年、妙賀に附し送還する途中、大風のため漂流した」むねを礼部に呈疏した（小葉田、一五四頁ほか）。
- (35) 参酌 相手方の事情をくみとる。
- (36) 裁奪 決定する。
- (37) \*本条は、広東よりの貢道をとる諸国名のうちに、琉球が誤入されたものである。
- (38) 広東 原文には東広とある。
- (39) 東莞 広東省東莞県。珠江口の東北に位置する。
- (40) 勘報 調べて報告することか。
- (41) 金良等を遣わし このときの符文が『宝案』〔二五一八〕に、執照が〔二九一九〕にある。
- (42) 臣民 別本には「人民」とある。
- (43) 結状 証文、証書。ここでは、冊封を要請するときに提出する、世子の正統性を保証する官民連判の保証書という。結状は甘結ともいい、『宝案』〔二二一三〇〕は清の

- 康熙十九年のものではあるが、王叔以下、郷の耆老にいたるまでの保証人の役職を見ることができる。
- (44) 陳侃 ？一五三八年。尚清の冊封正使。『使琉球録』を撰す。のち光祿寺少卿、ついで太僕寺少卿。『明人伝記』五八二頁。
- (45) 高澄 尚清の冊封副使。陳侃『使琉球録』の後序を記す。また「操舟記」「臨水夫人記」「天妃顯異記」（蕭崇業『使琉球録』所収）がある。
- (46) 清を封じて中山王と為す 『宝案』〔〇二一〇二〕に封王の詔が、〔〇二一〇三〕に封王の勅諭と目録がある。また尚真に対する諭祭文と祭品目録が〔〇二一〇四〕にある。なお陳侃『使琉球録』によれば、嘉靖十一年五月に冊封使に任命された陳侃らは、十二年に福建に至り、船の竣工を待つて十三年五月に出航した。冊封の儀式を行ったのは同年七月二日である。
- (47) 世子尚清 まだ冊封を受けていないためである。前注
- (48) 清を封じて中山王と為す、参照。
- (49) 梁椿 久米村呉江梁氏（亀嶋家）。正義大夫。本条より以前に、始めは通事として明へ三回、パタニへ一回派遣されている。『家譜（二）』七五七頁。このほか弘治十三年（一五〇〇）には朝鮮国への副使をつとめた。『李朝実録』燕山君六年十一月戊午の条。

- (48) 梁椿等を遣わし このときの執照が『宝案』(二九二二)にある。
- (49) 防禁 ふせぎとどめる。会同館における禁令については孝宗実録(一四)を参照。
- (50) 貨易 貿易に同じ。財を交換して有無を相い通ずる。
- (51) 居常 ふだん。
- (52) 已にして亦た五日に一出せしむ 孝宗実録(一四)弘治十四年以来、朝鮮・琉球の使臣に対する五日に一回の外出制限が残っていたことをさす。
- (53) 虜使 未開の異民族の使者。
- (54) 冠裳 冠と服をつけて正装する。また、その人。転じて紳士をいう。
- (55) 光祿寺少卿 太宗実録注(69)光祿寺を参照。
- (56) 尚宝司司丞 尚宝司は御璽や符牌(職務を帯びた者が携行するわりふ札)のことを掌る。卿・少卿・丞を置く。
- (57) 琉球に奉使して還る 冊封使の帰朝を護送する人員のための執照が『宝案』(二九二二)にある。なお『使琉球録』によると、陳侃が福州に帰着したのは嘉靖十三年十月二日である。
- (58) 是れより先 底本は「先是」、別本に「吏科」とある。
- (59) 琉球に奉使す 別本には「奉使琉球還」とある。
- (60) 使琉球録 自序の日付は嘉靖甲午陽月望日(十三年十月十五日)。その内容は、冒頭に冊封の詔と勅諭、諭祭文、ついで使事紀略(命を奉じてから任務を果たして帰国するまでの記録)、群書質異(『大明一統志』ほか当時の既刊書の琉球記事についての訂正)、天妃靈応記(自身の体験による)があり、夷語・夷字が付されている。またこの出使に関する題奏が収められている。陳侃の『使琉球録』は琉球冊封使の記録の最初のもので、これ以後の明代の使録は陳侃の文章を引用し形式を踏襲している。
- (61) 進呈 別本には「進上」とある。
- (62) 史館 歴史を編修する役所。明では翰林院。
- (63) 史館に：備うるを請う 「為周咨訪以備採摺事」と称してなされた上奏が、『使琉球録』に収められている。
- (64) 之に従う 前注(63)の奏請は許可された。礼部がこの件に関して皇帝の諮問をうけて回答した奏文が、同じく『使琉球録』に収録されており、「奉聖旨是」とある。
- (65) 神麻キヌマ 神の加護。
- (66) 神呪 神のたまもの。
- (67) 乞う、賜祭して：答えんことを この奏請「為乞祠典以報神功事」も『使琉球録』に収録されている。なお別本には賜祭の後に「大妃宮」(天妃宮の誤りか)の字がある。
- (68) 布政司 別本には「布政司官」とある。

- (69) 祭一壇 賜祭についての礼部の題覆が『使琉球録』に収められており、「致祭一次」とある。
- (70) 可を報ず 皇帝が許可を与える意。
- (71) 毛実 護佐丸を始祖とする毛氏の三世盛庸。田名真之『沖繩近世史の諸相』一一八頁、ひるぎ社、一九九二年。
- (72) 王舅長史毛実等を遣わし 王舅毛実・長史蔡瀚を遣わすこのときの符文が『宝案』〔二五一一九〕に、執照が〔二九一三二〕にある。
- (73) 錦幣 錦の織物。
- (74) 奏進 別本には「表進」とある。
- (75) 陳賦 久米村陳氏(仲本家)五世。正議大夫。嘉靖八年から二十六年までに、始めは通事として、この時から正議大夫として七回渡明している。『家譜(二)』四八八頁。
- (76) 陳賦等を遣わし このときの符文が『宝案』〔二五二二〇〕〔二五二二二〕に、執照が〔二九一二五〕〔二九一二六〕にある。
- (77) 梁梓 久米村呉江梁氏(亀嶋家)。長史。嘉靖二年、蔡廷美・鄭富・蔡浩と共に南京国子監に派遣される。十四年には都通事として、本条では長史として渡明。『家譜(二)』七五八頁。
- (78) 梁梓等を差わし このときの符文が『宝案』〔二五二二二〕に、執照が〔二九一二七〕〔二九一二八〕にある。
- (79) 号 船を数える数詞、隻に同じ。
- (80) 殷達魯 後注(81)の『宝案』に王舅とある。田名真之氏は、嘉靖二十二年建立のかたのはなの碑文にある「世あすたへ三人」のうちの一人「きすすの大やくもいぬたるか祢」の接尾美称をカットした童名「いぬたる」の漢字表記であるとする。『沖繩近世史の諸相』二二〇頁。
- (81) 殷達魯・蔡瀚等を遣わし このときの符文が『宝案』〔二九一三二〕に、執照が〔二九一二九〕にある。
- (82) 漳州 福建省漳州府。福建省南部の沿海にある。
- (83) 下海通番 海に乗り出して外国とゆききすること。明では中国人の海外渡航ならびに海上貿易を一切禁止する下海の禁令が国初よりたびたび出されたが、本条にみられるようにその禁絶は容易ではなかった。『大明律』卷一五、兵律、私出外境及違禁下海に次のように定めている。「凡將馬牛・軍需・鉄貨・銅銭・段匹・紬絹・糸綿・私出外境貨売、及下海者、杖一百。…若將人口・軍器、出境及下海者、絞。因而走泄事情者、斬。…」。
- (84) 琉球に至る。其の国の長史通事蔡廷美の為に 底本は「至琉球。為其国長史通事蔡廷美等」。別本に「至琉球国。為長史通事蔡廷美等」とある。

- (85) 招引 よびよせる、利を以て誘う。
- (86) 潮陽 広東省潮州府潮陽県。
- (87) 旧王城 或いは浦添グスクか。浦添を『世鑑』『蔡鐸本世譜』『蔡温本世譜』は蔡度王統の根拠地とみなしている。また東恩納寛惇『南島風土記』によると、弘治年間(一四八八—一五〇五)に、尚真の長子尚維衡が父王の不興を蒙って浦添城に遷された時のようすは、「城郭毀壞、宮殿荒蕪、廢瓦頽垣」であったというが、本条の當時、浦添グスクを古い王城、昔の王城と呼んでいた可能性であろう。浦添は首里を隔たること四キロほど、西に海を控え牧港を擁しており、中国人を抑留するのに至便の地と考えられる。
- (88) 安置 抑えとどめおく。
- (89) 貨を没す 貨は資に同じ。財物、物資。没は没収する、取り上げる。
- (90) 掩捕 襲い捕らえる、逮捕する。
- (91) 徐宗魯 一四九五—一五六九年。『乾隆福建通志』巻二一、巡按監察御史に名がある。『明人伝記』四六〇頁。
- (92) 会同 会合一同の意(『史文輯覽』)。連合、共同する。一緒に立ち会う。
- (93) 律例 刑法。律は永久不変の根本法。例は条例で、時勢により酌量変通すべきもの。明律は、建国初めの呉元年(一三六七)制定され、その後、洪武七年・二十二年・三十年と修定され、三十年のものが最終となった。例は問刑条例といい、随時修訂された。弘治十三年(一五〇〇)には編集され、嘉靖二十八年、万曆十三年の重修により、三八二条となった。なお違禁下海の律については前注(83) 下海通番を参照。
- (94) 羈留 つなぎとどめる。
- (95) 横肆オウシ わがまま、よこしま、ほしいまま。
- (96) 切責 厳しく責める。
- (97) 国典 国法。
- (98) 貨利 たから、かね、財貨。
- (99) 攘奪 ぬすみ奪う。
- (100) 詭逆 いつわりそむく、あざむきさからう。
- (101) 重処 重い罪におとす。
- (102) 備 文書を用意して。
- (103) 行文 文書を送る。
- (104) 陳賦等を差わし 『宝案』にこの時の表(一二二二六)、執照(三〇—〇二)がある。
- (105) 礼幣 進物、贈り物。
- (106) 梁炫 久米村呉江梁氏(亀嶋家)。嘉靖二十六年から隆慶二年までに七回渡明。のち正議大夫に陞る。『家譜(二)』七五八頁。

(107) 資糧 食糧。

(108) 駅騎 宿場の馬。宿場から次の宿場へ送り届けること。

(109) 梁頭 一五一八—八七年。久米村呉江梁氏(亀嶋家)四世。のち正義大夫。嘉靖九年から三十四年の間に、明へ

六回、東南アジアへ三回使した。『家譜(二)』七六二頁。

(110) 梁頭等を差わし このときの符文が『宝案』(二五—二四)

に、執照が「三〇—〇三」「三〇—〇四」にある。

(111) 朝鮮国の漂流せる人口 この朝鮮人は琉球の宮古島に漂

着したもので、朝鮮に対して嘉靖二十三年正月に日本の

少弐氏が、朝鮮への送還を琉球に依頼されたと称し、同

時に日本に漂着した中国船二隻の二百余人を朝鮮經由で

中国に送還してほしいと要求してきた。朝鮮では自国人

の返還は望むものの、中国人についてはうけ入れ難いと

して廷議が決しなかった(『李朝実録』中宗三十九年(嘉

靖二十三年)正月戊午・正月己未・二月庚辰・二月丙戌

・三月乙卯・三月丙辰・三月丁卯・四月辛未・五月戊午

の条)。本条によれば、琉球は漂流人を中国經由で送還

している。少弐氏の、漂流人の送還を琉球に依頼された

という申し立てには疑問があり、中国人送還に利用しよ

うとした可能性がある。

(112) 陳賦等を遣わし この時の符文が『宝案』(二五—二五)

「二五—二六」に、執照が「三〇—〇五」「三〇—〇六」に

ある。

(113) 撥 えらびとる。

(114) 梢水 梢水とも記す。水夫、船乗り。

(115) 産籍 土地その他の資産と戸籍。

(116) 上世 先代、親の代。

(117) 賄 別本に「饋」とある。

(118) 詔獄 天子の詔を奉じて罪人を裁くこと、また、その獄

舎。英宗実録注(162) 錦衣衛を参照。

(119) 革 削除する。

(120) 交結 まじわる、連なりむすぶ。

(121) 勘明 勘問(調べ問う、査問する)して明らかにするこ

とか。

(122) 具奏 皇帝に奏本(上奏文の一つ)を提出すること。

(123) 梁頭等を遣わし 『宝案』にこの時の符文「二五—二七」、

執照「三〇—〇八」「三〇—〇九」がある。

(124) 陪臣の子五人 (二三)の蔡朝用等五名である。後注(127)

参照。

(125) 梁炫等を遣わし 『宝案』にこの時の執照「三〇—二二」

がある。また同時に、嘉靖三十年分の補貢のために使者

馬加尼等が遣わされ、その執照「三〇—二三」がある(嘉

靖三十年の朝貢は、符文「二五—二八」、執照「三〇—

〇」「三〇—一一」があり、船二隻が発航したが、風のた

- め宮古島より帰国した。『宝案 訳注本(二)』五二頁参照。
- (126) 梁頭等を遣わし 『宝案』にこの時の符文(二五―二九)、執照(三〇―一五)(三〇―一六)がある。
- (127) 蔡朝用 一五二八―七六年。久米村蔡氏(具志家)七世。嘉靖二十九年より五年間、南京国子監に学び、その後、始め通事のち長史として四回渡明。『家譜(二)』二九七頁。
- (128) 是れより先…就学せしむ (三〇) 参照。
- (129) 聴用 指図にしたがう。
- (130) 覆す 覆奏に同じ。
- (131) 宣徳七年…伝諭せしむ 宣宗実録(六四)参照。
- (132) 犯順 順事にさからうことをする、叛乱する。
- (133) 嘉靖二年…之を諭せしむ 世宗実録(六) 嘉靖四年六月己亥、参照。
- (134) 嘗て宗設を遮殺せる功有り 宗設を遮殺とあるがこれは事実ではなく、宗設の乗船は嘉靖三年四月に日本に帰国した。前注(34) 指揮袁璣を参照。実際は前注(15) 中林にあるように、朝鮮が大内船一隻を拿捕し、倭人や倭人の首級、彼らに拉致された中国人を中国に送還したものである。
- (135) 兵部の言う如く宣諭 本条に先立つこと五日、兵部が皇帝に答申した倭寇防禦策の一つに、日本を撫諭することがあった。それは、朝鮮に官を遣わして勅し、日本国王に伝諭させ、倭寇を禁絶させるというものであった。『明実録』嘉靖三十五年三月丙子の条。
- (136) 浙直 浙江・南直隸。
- (137) 尚元 一五二八―七二年。在位一五五六―七二年。尚清の第二子。
- (138) 蔡廷会等を差わし 『宝案』にこの時の符文(二五―三〇)(二五―三一)、執照(三〇―一七)(三〇―一八)がある。
- (139) 三十五年、倭寇浙直より敗れ これがどの戦いをさすか 特定はできないが、三十五年は倭寇に対して浙直総督胡宗憲の下で中国側が攻撃に転じ、八月にはほぼ鎮圧に至るといふ年である。この三月には、日本に本拠を置く徐海が、倭賊五、六万人を率い船千余隻で入寇する途中に暴風のため漂没したり舞い戻ったりするものが半数以上に及ぶということがあった。田中健夫『倭寇―海の歴史』教育社、一九八二年。
- (140) 邀撃<sup>ヨウゲキ</sup> 迎えうつ、待ち受けてうつ。
- (141) 世子尚元…坤等を献還す 本条に依拠して『蔡温本世譜』に記事がある。
- (142) 窮島 遠いはての島。

(143) 夏令 夏の季節。

(144) 風迅 風迅に同じ。航海に適した風。琉球船の場合、東シナ海を横断するために、中国への往路は冬汛（陽曆九、十月以降の北風）、帰路は夏汛（五、六月頃の南風）を主に利用した。

(145) 三十四年の例 世宗実録（三二）参照。

(146) 修買 修造（新造）あるいは購入する。

(147) 題請 題本（公事の上奏に用いる文書）によって請願すること。

(148) 勅 『宝案』（〇二一〇五）にある。

(149) 呉時来 はじめ尚元の冊封使に任命されたが、出使する直前に嚴嵩父子の不正を弾劾して上奏し、失敗して流罪となる。隆慶初、もとの官に復す。万曆中に左都御史となるが、弾劾されて退官（『明人伝記』二四六頁）。

(150) 張紳 『明人伝記』五三三頁。

(151) 董伝策 『明人伝記』七三七頁。

(152) 交章 官員が交互に皇帝に上書して事を奏する。

(153) 大学士 明初、洪武帝は中書省（長官は左・右丞相）を廃し、顧問として大学士（武英殿・東閣など宮中の建物の名を冠して呼ばれたので殿閣大学士と総称される）を置いたが、その地位は低かった。永楽帝は翰林院の官から輔弼の臣を選任した。これが内閣の始めである。その

後、閣臣は殿閣大学士・高官（尚書・侍郎など）を兼ね

るようになり、内閣大学士と称された。そして閣臣中で最も有力な者は首輔と呼ばれ、嘉靖年間には実質的な宰相の地位を占めるに至る。

(154) 嚴嵩 一四八〇—一五六五年。嘉靖帝は治世半ばから道

教を狂信して道士を重用し、政治をかえりみなくなり、帝の寵を得た嚴嵩が内閣の首輔として長期にわたり国政の実権を握り、子の嚴世蕃と共に賄賂政治を行った。嘉靖末に至り失脚して官を退いた（『明人伝記』九四七頁）。

(155) 疏 上奏文。上奏する。

(156) 階 徐階。一五〇三—一八三年。嘉靖後期より隆慶初に内閣大学士に任。時々正論を述べる。次第に嘉靖帝の信任を得るようになり、言官（皇帝の過失を諫める官）と結託し、嚴世蕃を弾劾して誅殺させ、嚴嵩を失脚させた（『明人伝記』四六六頁）。

(157) 搆陷 人をわなにかけて罪におとし入れる。

(158) 藉口 口実（を設ける）。言いわけ（する）。

(159) 真忠をば主と為すに非ず 本当の忠義だけを思っているわけではない（真意は他の所にある）、との意。主と為す、は、…を第一とする、…が主である。

(160) 亡命 命知らずの者。なお、自ら待すは、自分を…とみ

- (161) 沽名 名譽を求め、売名行為をする。
- (162) 鎮撫司 ここでは錦衣衛所属の北鎮撫司をさす(英宗実録注(162)錦衣衛を参照)。
- (163) 嚴刑訊鞠 厳しく拷問する。
- (164) 主推 主謀。
- (165) 煙瘴 瘴氣。深山の林地から生ずる湿熱の霧。人がこれに触れると悪性の熱病(マラリアなど)にかかるといわれた。また瘴氣のある地方、すなわち中国西南の辺境地域をさす。古来、重罪犯の流刑地。
- (166) 衛所 衛所制度(明の兵制の一つ)における軍隊の単位組織である衛と千戸所の総称。
- (167) 發 ここでは、流罪にする。
- (168) 充軍 刑罰の一つ。各地の衛所に配流して軍役に服させるもの。罪の軽重により流刑地に遠近の差があった。
- (169) 郭汝霖 尚元の冊封正使。『使琉球録』を著す(『明人伝記』四九三頁)。
- (170) 李際春 ?—一六〇三年。尚元の冊封副使。
- (171) 浙直視師 浙直は浙江と南直隸(南京)。同方面の軍隊の監督のための臨時の職名であろう。嘉靖大倭寇の末期に(嘉靖三十四年頃か)兵部郎中唐順之をこれに任じた。
- (172) 右通政 通政使司の次官(左・右通政二員)。通政使司は通政使(一員)を長官とし、上奏文を受理し、開封し
- (173) 唐順之 一五〇七—一六〇〇年。兵部郎中として浙直視師に任じ、自ら軍を率いて倭寇討伐に当り、その功により鳳陽巡撫に昇る。
- (174) 鳳陽巡撫 鳳陽巡撫は淮安府に駐し、江北(長江北方の鳳陽・揚州・淮安・廬州四府等の地方)の軍を統轄し、漕運總督(国費に使う税米を京師に運送する漕運の最高責任者)を兼ねた。
- (175) 条上 箇条書きにして上奏する。
- (176) 嚮導 道案内する(者)。先導する(人)。
- (177) 多方 いろいろな手段・方法で。
- (178) 招徠 招来に同じ。招きよせる、よびよせる。
- (179) 禍本 禍根。
- (180) 古者：在り 兵交は兵器を交える、交戦すること。この一文は『春秋左氏伝』成公九年に「兵交、使在其間、可也。」とあるによる。
- (181) 葉宗滿 嘉靖期に活動した密貿易商人で倭寇の頭目の一人。浙直總督胡宗憲の招撫工作により捕らえられた。
- (182) 蔣洲 胡宗憲に派遣されて嘉靖三十四年に倭寇禁止を要

- 求するために日本に行き、その国情を偵察し、倭寇の首領王直に帰順を説得して、同三十六年に帰国するが、王直の船が風のため遅延したため、疑われて投獄された。王直が同三十八年に処刑され、その残党がみな平定された後、蔣洲も放免された。
- (183) 絶域 辺境。外国。世間から遠く離れた土地。
- (184) 諱 おそればかつて口に出さない。いみさらつてさける。かくす。
- (185) 貫滅 罪を許し、滅刑する。
- (186) 抄犯 掠奪し侵入する。
- (187) 制 帝王の命令。またそれを文書としたもの。
- (188) 蔡廷会：至り 『宝案』にこの時の符文（二五―三二）、執照（三〇―三二）があり、その他に同時の派遣の使者馬宜志らの執照（三〇―三三）がある。
- (189) 倭夷：出沒 王直一党の滅亡により嘉靖年間における倭寇の最盛期は過ぎたが、その後も嘉靖末まで福建・広東方面を拠点とする倭寇の活動が続く。隆慶・万暦年間には倭寇は衰退した。
- (190) 使者他虞有りて 冊封使の身に何かその他の問題でも起こって、というほどの意。
- (191) 上国 相手国に対する敬称。貴国。
- (192) 占城国を封ずるの故事 ベトナム（安南）のチャンパ（占城）侵攻後、占城はたびたび明に対して事情を訴えた。明側は安南を戒める勅諭などを重ねたが、占城の敗退が決定的になるにつれ、不介入の姿勢となつていった。占城王子の古来が自身で中国を訪れ国情を上奏した折り、冊封を求め、広東で授封したことがあつた（成化二十三年・一四八七）。古来の子が沙古ト洛で、正徳五年（一五一〇）七月に請封し、翌月に冊封の勅諭が出たが、冊封使はさまざまな理由をあげて、広東より先へ行かずにとどまつた。先王の古来の例があつたので、ついに正徳十年（一五一五）、占城の使臣が勅と封冊を領して帰国することになった。
- (193) 詔冊 皇帝より通告する文書。
- (194) 樊献科 『明人伝記』八〇四頁。
- (195) 優異 特にすぐれている（まさっている）。
- (196) 命服 古代、諸侯などがその位階に応じて皇帝より賜与される官服。
- (197) 節冊 節（使者に与えるはたじるし）と冊（立后や冊封などのときに皇帝が臣下に賜与する詔）。
- (198) 冊命 冊封の命令。
- (199) 遥授 実際には赴任しない官職を授かること。ここでは遠方において官職を授かる（冊封される）ことをさす。
- (200) 君賜 君王からの賜物。

- (201) 草莽 草むら、原野。在野、民間(朝廷・廊廟に対していう表現)。ここでは藩属国の臣をさす。
- (202) 專遣の命 一つの任務のための派遣命令。
- (203) 正徳中に流賊 劉六・劉七の乱か。正徳五年末頃に北京(順天府)南端部で発生した大反乱。反乱軍は京師(北直隸)から山東・河南・湖広・江蘇・山西等の各地を転戦し、一時主要な交通路が遮断された。同七年七月に鎮圧された(『明史』卷一六・一八七・一九八。『明史紀事本末』卷四五、谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史』平凡社、東洋文庫所収)。
- (204) 梗を為す 阻害する、妨げる。
- (205) 使臣 正徳六年八月頃に琉球を出発して同七年六月に入貢した梁寛らの可能性が高い(『武宗実録』(九)正徳七年六月癸亥の条)。
- (206) 留住 引き留める(住は動詞の後に置き、不動性・確実性・安定性を表す)。
- (207) 管辦 担当して処理する。
- (208) 事を：俟ちて 底本ではここは「管辦事俟寧」であるが、別本には「館伴俟事寧」「館候事寧」とある。内容からみて一応底本を採用したが、事・俟二字については転倒の可能性も考えられる。
- (209) 闕下 皇帝の宮殿のもと。転じて、皇帝、朝廷。
- (210) 權宜 時と場合に依じて適宜に処理すること。臨機応変のはからい。一時のつごう。
- (211) 無稽 よりどころがない。でたらめ。
- (212) 辞 ことば。言い分、口実。訴えのことば。
- (213) 援 自分の説や主張のたすけとして引用する。
- (214) 梯航 はしごをかけて山を登り、船に乗って海をわたる。海山を越えて遠方に行くたとえ。
- (215) 柔服 やすんじ従える。すなおに服従する。
- (216) 琛宝 たからもの。
- (217) 輪納 献納する。
- (218) 琛宝の：得んや 宝物の朝貢か外国の使者の往来か知らないが、いずれにせよ、一体どうしたら苦労や心配なしにすませられるのか、そういうわけにはいかない、との意。
- (219) 沙古卜洛 前注(192) 占城国を封ずるの故事を参照。
- (220) 光重 重なる名譽、との意。冊封に重ねて冊封使の派遣も受けることからの表現であろう。
- (221) 面命 面と向かつて直接命ぜられること。
- (222) 印信文移 公印の押された通信文書。印信は官吏の公印。ここでは中山王の印をさす。
- (223) 遥拝 遠方から拝礼する。ここでは遠方において官職を授かることであろう。

- (224) 前詔を：従わしむ 前詔は冊封使を派遣する詔をさす。福建の地方官は冊封使出発に当り冊封船の建造や資材の調達などに協力する。
- (225) 故典 古い典例。古来の礼式。
- (226) 大体 重要な筋道。大切な道理。
- (227) 觀望 去就を定めるため様子をうかがう。形勢をみながらぐずぐずしている。
- (228) 其の舅 この時の符文・執照（後注（230）参照）には王舅とある。明では王舅を文字通り国王の舅と受けとって「其の舅」と表記する例がよくみられる。
- (229) 源徳 尚元王代の法司、穆源徳か（『中山世譜』巻七、尚元王の条）。
- (230) 源徳等を遣わし 『宝案』にこの時の符文（二五二三）、執照（三〇一六）がある。
- (231) 命使 使者に命令する。ここでは任命された使者。
- (232) 鄭憲 生没年不詳。久米村鄭氏（村田家）七世（『家譜（二）』九四五頁）。
- (233) 鄭憲等を差わし 『宝案』にこの時の符文（二五二三）、執照（三〇一六）がある。
- (234) 鏹 ぜにさしでつないで輪にした錢。銅錢。また銀（白鏹）をさす。後条（四六）の例などからみて、ここでは銀であろう。
- (235) 由必都 この時の符文・執照にこの名はみえない。おそらく漂流人の救助者であろう。また『穆宗実録』隆慶三年十二月辛酉の条にも名がみえ、守備とある。
- (236) 瀕海の諸路 海沿いの各地方。
- (237) 檄示 檄（昔、兵の召集・告諭・公に弾劾するとき用いた公文書）により告示する。
- (238) 安南都統使 ベトナム（安南）の黎朝は第四代聖宗のとき全盛期を迎えたが（太祖実録注（55）安南・憲宗実録注（99）安南国王黎灝を参照）、その後凡庸な君主が続いて内乱が起こり、莫登庸が篡奪した。この事情を知つた明の嘉靖帝はベトナムに干渉し、莫登庸が一五四〇年（嘉靖十九）明に降伏したため、安南国を安南都統使司に降格し、登庸を安南都統使に任命した。
- (239) 莫宏瀼 ベトナムの莫氏第四代莫福源（在位一五四一—六一一年）が中国に対して称した名。一五四六年に莫福海が死に、翌年子の莫福源（宏瀼）が請封したが、当時ベトナム国内は莫氏と黎朝の遺子を擁立する鄭検とに二分されていた。また莫氏一族の中の政権争いもあり、明は事態を静観し、嘉靖三十年に至りようやく襲封を許した。嘉靖二十七年歳の例貢：達するを得 嘉靖二十七年は莫福源の請封の翌年に当る。例貢とあるので三年一貢の常貢の使節であろう。明は嘉靖三十年に襲封を許した後も、
- (240) 貢の使節であろう。明は嘉靖三十年に襲封を許した後も、

ベトナムの国情不安から朝貢を受理せず放置したものと  
思われる。なお本条の時期にはすでに第五代莫茂洽(在  
位一五六一―九二)が即位している。

(241) 特に宴を：例の如し 明はベトナムを安南国から安南都  
統使司に降格したので(前注(238)参照)、その使臣は  
もう陪臣ではないとして処遇を改め、賜宴も廃止した(『世  
宗実録』嘉靖二十二年四月丁巳の条)。ここでは特例と  
して賜宴が許されたのである。

(242) 梁灼 生没年不詳。久米村呉江梁氏(亀嶋家)。渡明六  
回の記録があり、官は正議大夫に陞る(『家譜(二)』七  
五八頁)。

(243) 梁灼等を遣わし 『宝案』にこの時の符文(二五―三五)、  
執照(三〇―三二)(三〇―三三)がある。

\*本資料は故・和田久徳氏および池谷望子・内田晶子・高瀬恭子氏らの  
長年にわたる研究成果の一部を、その了解を得て出版したものである。

歴代宝案編集参考資料7

『明実録』の琉球史料（二）

和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子

---

発行 2003年3月25日

編集 (財)沖縄県文化振興会

公文書管理部 史料編集室

〒901-1105 沖縄県南風原町新川 148-3

電話 098-888-3939

印刷 (有)沖版プロセス

〒902-0075 沖縄県那覇市国場 911-1

電話 098-854-8776 FAX 098-853-1374

---

